

参考資料一覧

- 資料 1 岡山市社会体育施設条例及び同条例施行規則
- 資料 2 岡山市公園条例及び同条例施行規則
- 資料 3 収支一覧表（過去 3 年度分）
- 資料 4 利用状況表（過去 3 年度分）
- 資料 5 委託業務一覧表（令和 7 年度分）
- 資料 6 光熱水費実績一覧表（過去 3 年度分）
- 資料 7 修繕実績一覧表（過去 3 年度分）
- 資料 8 支出予算費目一覧
- 資料 9 現利用料表
- 資料 1 0 岡山市施設予約サービスの利用に関する規則
- 資料 1 1 施設位置図、平面図（管理区域図）
- 資料 1 2 備品台帳
- 資料 1 3 岡山市社会体育施設 2 5 施設の管理運営に関する包括協定書（案）
- 資料 1 4 災害時における避難場所の開設運営に関する協定書（案）

○岡山市社会体育施設条例

平成 7 年 3 月 2 3 日

市条例第 1 7 号

(設置)

第 1 条 市民のスポーツの振興と体力づくりの推進を図り，もって市民の健康にして文化的な生活の向上に資するため，岡山市社会体育施設（以下「体育施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 体育施設の名称及び位置は，次のとおりとする。

名称	位置
足守テニスコート	岡山市北区足守 7 1 8 番地
牟佐スポーツ広場	岡山市北区牟佐 1 1 7 7 番地 1
西大寺武道館	岡山市東区西大寺東二丁目 1 番 8 0 号
野山武道館	岡山市北区野殿西町 1 6 5 0 番地
吉備津弓道場	岡山市北区吉備津 9 3 1 番地
福谷スポーツ広場	岡山市北区東山内 1 2 9 5 番地
津島スポーツ広場	岡山市北区津島本町 1 8 8 3 番地 1
小串スポーツ広場	岡山市南区小串 1 0 3 7 番地 1
桑野スポーツ広場	岡山市中区桑野 2 9 1 番地 8
財田スポーツ広場	岡山市中区長岡 4 番地 1 0 1
興除テニスコート	岡山市南区中畦 5 8 9 番地 3
竜之口スポーツ広場	岡山市中区土田 1 5 1 2 番地
藤田錦スポーツ広場	岡山市南区藤田 5 6 6 番地 2 2 8
藤田都スポーツ広場	岡山市南区藤田 2 3 0 番地 1 1 0
藤田都六区スポーツ広場	岡山市南区藤田 1 6 6 6 番地 2
二日市スポーツ広場	岡山市北区二日市町 5 1 番地
上南剣道練習場	岡山市東区君津 6 3 6 番地

御津グラウンドゴルフ場	岡山市北区御津宇垣 1 2 2 7 番地 2
建部町総合スポーツセンター	岡山市北区建部町川口 1 1 番地先
建部町B&G海洋センター	岡山市北区建部町川口 4 8 番地
建部農村教養文化体育施設	岡山市北区建部町中田 3 4 1 番地 5
瀬戸町カヌー艇庫	岡山市東区瀬戸町大内 1 8 4 7 番地 1
御津スポーツパーク	岡山市北区御津高津 1 5 6 6 番地
承芳ふれあい広場	岡山市北区御津紙工 2 2 2 2 番地 1
灘崎野球場	岡山市南区北七区 6 1 番地 4
灘崎体育センター	岡山市南区彦崎 2 6 8 6 番地
政田サッカー場	岡山市東区升田 6 1 4 番地 1 1
吉備の中山スポーツ広場	岡山市北区西花尻 1 3 2 5 番地 1 3
旭東テニスコート	岡山市中区網浜 7 8 6 番地

(指定管理者による管理等)

第 2 条の 2 体育施設の管理に関する業務のうち、次に掲げるものについては、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

- (1) 体育施設の使用の許可に関する業務
- (2) 体育施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) その他体育施設の管理上市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定)

第 2 条の 3 体育施設の指定管理者の指定を受けようとするものは、体育施設の事業計画に関する書類その他規則で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) その事業計画による体育施設の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) その事業計画の内容が体育施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管

理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) その事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

(4) その他市長が必要と認める事項

3 市長は、指定管理者の指定をしたとき、若しくはその指定を取り消したとき、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

4 市長は、指定管理者の指定の期間満了に伴い、指定管理者として指定されているもの（以下「現指定管理者」という。）から第1項の規定による申請があった場合において、同項に規定する書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、現指定管理者が当該体育施設の目的を最も効果的に達成することができると認められるときは、現指定管理者を指定管理者の候補者として選定することができる。

第2条の4 指定管理者は、指定が効力を有する間、第3条、第4条、第6条、第7条、第11条及び第11条の2に規定する市長の権限を指定管理者の名において行うものとする。ただし、地方自治法第244条の2第11項の規定により、管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられた期間における当該停止を命ぜられた業務に係るものを除く。

（事業報告書の作成及び提出）

第2条の5 指定管理者は、毎年度終了後速やかに、次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。年度の途中において指定を取り消されたときも、同様とする。

(1) 体育施設の管理業務の実施状況及び利用状況

(2) 体育施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の収入の実績

(3) 体育施設の管理に係る経費の収支状況

(4) その他規則で定める事項

（使用の許可）

第3条 体育施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、体育施設の管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(使用の不許可)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 体育施設又は器具を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (3) その他体育施設の管理上支障があると認めるとき。

(使用権の譲渡等の禁止)

第5条 第3条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、体育施設を使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(行為の禁止)

第6条 体育施設においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 市長の許可なくして、物品の販売その他の営業を行い、又は広告物を掲げ、若しくは宣伝ビラ等を配布すること。
- (2) 指定された場所以外で喫煙し、又は飲食すること。
- (3) 他の使用者の使用を妨げる行為をすること。

(使用許可の取消し等)

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第1項の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは使用許可の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。
- (3) 第4条各号のいずれかに該当することとなったとき。

2 前項の処分により使用者が損害を受けることがあっても、本市はその賠償の責めを負わない。

(使用料)

第8条 使用者は、別表第1及び別表第2に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が後納を認める場合は、この限りでない。

(利用料金の納付)

第8条の2 前条の規定にかかわらず、指定管理者が管理する体育施設の利用者は、次項の規定により定められた利用料金を指定管理者に前納しなければならない。ただし、指

定管理者が後納を認める場合は、この限りでない。

2 指定管理者が管理する施設の利用料金は、別表第1及び別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の収入)

第9条 利用料金は、指定管理者の収入として収受させる。

(指定管理者の指定の取消し等があった場合における使用料の取扱い)

第10条 使用者は、指定管理者の指定が取り消されたとき、又は管理の業務の全部の停止を命ぜられたときは、第8条の2第2項の規定により定められた額を体育施設の使用料として市に納付しなければならない。

2 第8条の2第1項の規定は、前項の使用料について準用する。

(使用料の減免)

第10条の2 市長は、特に必要があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第10条の3 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(設備の変更)

第11条 使用者は、市長の許可なく特別の設備を施し、又は既設の設備を変更してはならない。

(入場の制限)

第11条の2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、入場を拒否し、又は退場を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれのある物品を携行する者
- (2) めいてい等により他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれのある者
- (3) 秩序又は風俗を乱すおそれのある者
- (4) その他体育施設の管理上支障がある者

(使用者の管理責任)

第11条の3 使用者は、体育施設の利用に当たっては、施設等を善良な管理者の注意を

もって管理しなければならない。

(原状回復の義務)

第 1 2 条 使用者は、施設の使用を終わったとき、若しくは使用を停止されたとき又は使用の許可を取り消されたときは、市長の指示に従って直ちに原状に復さなければならない。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を直ちに原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第 1 3 条 施設をき損し、又は滅失した者は、市長の指示に従って、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第 1 4 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 岡山市足守運動場条例（昭和 4 6 年市条例第 8 7 号）

(2) 岡山市立武道場条例（昭和 5 5 年市条例第 4 0 号）

3 この条例の施行前に前項の規定による廃止前の岡山市足守運動場条例及び岡山市立武道場条例の規定に基づきなされた手続及び処分は、この条例の相当規定によりなされた手続及び処分とみなす。

4 御津町の編入の日前に編入前の御津町グラウンドゴルフ場条例（平成 2 年御津町条例第 2 4 号）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

5 建部町及び瀬戸町の編入の日前に編入前の建部町社会体育施設条例（平成 1 8 年建部町条例第 1 1 号）及び瀬戸町カヌー艇庫設置条例（平成 1 8 年瀬戸町条例第 2 号）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

- 6 御津合併特例区及び灘崎町合併特例区の解散の日前に解散前の御津スポーツパーク規則（平成17年御津合併特例区規則第4号）、承芳ふれあい広場規則（平成17年御津合併特例区規則第9号）、灘崎町町民野球場規則（平成17年灘崎町合併特例区規則第8号）及び灘崎町町民体育センター規則（平成17年灘崎町合併特例区規則第9号）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、改正後の岡山市社会体育施設条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成7年市条例第41号）

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

（参考 平成7年市教育委員会規則第16号で平成7年10月1日から施行）

附 則（平成8年市条例第23号）

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

（参考 平成8年市教育委員会規則第5号で平成8年9月1日から施行）

附 則（平成9年市条例第24号）

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

（参考 平成9年市教育委員会規則第6号で平成9年4月1日から施行）

附 則（平成12年市条例第85号）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後使用許可申請があったものから適用する。

附 則（平成13年市条例第29号）

- 1 この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

（参考 平成13年市教育委員会規則第6号で平成13年4月1日から施行。ただし、第2条の表に桑野スポーツ広場の項を加える改正規定及び別表に桑野スポーツ広場の項を加える改正規定は平成13年4月30日から、第2条の表に財田スポーツ広場の項を加える改正規定及び別表に財田スポーツ広場の項を加える改正規定は平成13年5月13日から、第2条の表に興除テニスコートの項を加える改正規定及び別表に興除テニスコートの項を加える改正規定は平成13年5月21日から施行）

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後使用許可申請があったものから適用する。

附 則（平成 17 年市条例第 101 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 17 年 3 月 22 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に岡山市東山プール条例（昭和 37 年市条例第 26 号。以下「東山プール条例」という。）及び編入前の御津町グラウンドゴルフ場条例（平成 2 年御津町条例第 24 号。以下「御津町条例」という。）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、改正後の岡山市社会体育施設条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第 14 条、東山プール条例第 13 条及び御津町条例第 8 条第 2 項の規定によりその管理に関する事務を委託している岡山市社会体育施設（以下「体育施設」という。）については、地方自治法の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 81 号）附則第 2 条に規定する日までの間は、なお従前の例による。
- 4 改正後の岡山市社会体育施設条例の規定にかかわらず、前項の規定によりなお従前の例によることとされる管理の委託が継続している間、当該体育施設に係る使用料の取扱いについては、それぞれ改正前の岡山市社会体育施設条例、東山プール条例及び御津町条例の例による。
- 5 委員会は、附則第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされた体育施設の管理に関する事務の受託者から第 2 条の 3 第 1 項の規定による申請があった場合において、同項に規定する書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、当該受託者が当該体育施設の設置の目的を最も効果的に達成することができると認められるときは、当該受託者を指定管理者の候補者として選定することができる。

附 則（平成 18 年市条例第 137 号）

この条例は、平成 19 年 1 月 22 日から施行する。

附 則（平成 19 年市条例第 35 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年市条例第 71 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年市条例第 49 号）

- 1 この条例は、平成 22 年 3 月 22 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の岡山市社会体育施設条例第 2 条の 3 の規定に基づく御津スポーツパークに係る指定管理者の指定に関し、必要な手続その他の行為をすることができる。

附 則（平成 24 年市条例第 70 号）

- 1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前においても、第 2 条の 3 の規定に基づく政田サッカー場に係る指定管理者の指定に関し、必要な手続その他の行為をすることができる。

附 則（平成 26 年市条例第 20 号）

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 及び別表第 2 の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料等で、同日以後に納付するものについて適用し、同日前に納付するものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 27 年市条例第 8 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 5 この条例の施行前にこの条例による改正前の岡山市スポーツ推進審議会条例，岡山市民プール条例及び岡山市社会体育施設条例の規定に基づきなされた処分，手続その他の行為は，この条例による改正後の岡山市スポーツ推進審議会条例，岡山市民プール条例及び岡山市社会体育施設条例の相当規定によりなされた処分，手続その他の行為とみな

す。

附 則（平成 29 年市条例第 23 号）

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年市条例第 14 号）

1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

2 改正後の別表第 1 及び別表第 2 の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料及び利用料金で、同日以後に納付するものについて適用し、同日前に納付するものについては、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年市条例第 6 号）

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年市条例第 33 号）

この条例は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年市条例第 39 号）

この条例は、令和 4 年 11 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 8 条、第 8 条の 2 関係）

種別				単位	金額
足守テニスコート		高校生以下の者		1 面 1 時間につき	1 2 6 円
		その他の者		1 面 1 時間につき	2 1 0 円
		夜間照明		1 面 1 時間につき	4 1 9 円
牟佐スポーツ広 場		テニス コート	高校生以下の者	1 面 1 時間につき	1 2 6 円
			その他の者	1 面 1 時間につき	2 1 0 円
		多目的広場		1 時間につき	3 1 4 円
				1 日につき	2 , 5 1 2 円
西大寺武 道館	剣道場 (1)	個人	高校生以下の者	1 人 1 時間につき	6 3 円
			その他の者	1 人 1 時間につき	1 0 5 円
		専用使 用	高校生以下の者	1 時間につき	3 7 7 円
			その他の者	1 時間につき	6 2 9 円

			スポーツ以外の使用	1時間につき	1, 257円
		暖冷房設備		1時間につき	1, 200円
	剣道場 (2)	個人	高校生以下の者	1人1時間につき	63円
			その他の者	1人1時間につき	105円
		専用使用	高校生以下の者	1時間につき	377円
			その他の者	1時間につき	629円
			スポーツ以外の使用	1時間につき	1, 257円
		暖冷房設備		1時間につき	1, 100円
	柔道場	個人	高校生以下の者	1人1時間につき	63円
			その他の者	1人1時間につき	105円
		専用使用	高校生以下の者	1時間につき	377円
			その他の者	1時間につき	629円
			スポーツ以外の使用	1時間につき	1, 257円
		暖冷房設備		1時間につき	700円
	会議室			1時間につき	524円
	全館	専用使用	高校生以下の者	1時間につき	1, 048円
			その他の者	1時間につき	1, 750円
			スポーツ以外の使用	1時間につき	3, 499円
野山武道館	剣道場	個人	高校生以下の者	1人1時間につき	31円
			その他の者	1人1時間につき	52円
		専用使用	高校生以下の者	1時間につき	189円
			その他の者	1時間につき	314円
			スポーツ以外の使用	1時間につき	629円
	柔道場	個人	高校生以下の者	1人1時間につき	31円
			その他の者	1人1時間につき	52円
		専用使用	高校生以下の者	1時間につき	377円
			その他の者	1時間につき	629円

			スポーツ以外の使用	1時間につき	1, 257円
	全館	専用使用	高校生以下の者	1時間につき	524円
			その他の者	1時間につき	880円
			スポーツ以外の使用	1時間につき	1, 750円
	テニスコート	高校生以下の者		1面1時間につき	126円
		その他の者		1面1時間につき	210円
吉備津弓道場	個人	高校生以下の者	1人1時間につき	31円	
		その他の者	1人1時間につき	52円	
	専用使用	高校生以下の者	1時間につき	524円	
		その他の者	1時間につき	880円	
福谷スポーツ広場		個人	1人午前	150円	
津島スポーツ広場			1人午後	150円	
吉備の中山スポーツ広場		専用使用	午前	3, 140円	
			午後	3, 140円	
			1日	6, 280円	
小串スポーツ広場	テニスコート	高校生以下の者	1面1時間につき	126円	
		その他の者	1面1時間につき	210円	
	多目的広場	1面1時間につき	314円		
		1面1日につき	2, 512円		
桑野スポーツ広場	多目的広場		1時間につき	314円	
			1日につき	2, 512円	
財田スポーツ広場	サッカー場	専用使用	午前	5, 029円	
			午後	6, 286円	
			1日	10, 057円	
		その他の使用	1時間につき	1, 571円	
興除テニスコート		高校生以下の者	1面1時間につき	126円	
旭東テニスコート		その他の者	1面1時間につき	210円	

御津グラウンドゴルフ場				1 人（年払）		2, 0 9 0 円
				1 人（日払）		2 1 0 円
瀬戸町カヌー艇庫			個人	1 日につき	1 5 7 円	
			専用使用	1 日につき	1, 5 7 1 円	
御津スポーツパーク	あおぞら広場	専用使用	高校生以下の者	全面 1 時間につき	5 2 4 円	
				1 / 2 面 1 時間につき	3 1 4 円	
			その他の者	全面 1 時間につき	1, 0 4 8 円	
				1 / 2 面 1 時間につき	5 2 4 円	
		夜間照明	野球・サッカー	1 面 1 時間につき	3, 1 4 3 円	
			ソフトボール	1 面 1 時間につき	2, 0 9 5 円	
		テニスコート	専用使用	高校生以下の者	1 面 1 時間につき	2 1 0 円
				その他の者	1 面 1 時間につき	4 1 9 円
	夜間照明			1 面 1 時間につき	3 1 4 円	
	アリーナ	専用使用	高校生以下の者	全面 1 時間につき	8 3 8 円	
				2 / 3 面 1 時間につき	5 2 4 円	
				1 / 2 面 1 時間につき	4 1 9 円	
				1 / 3 面 1 時間につき	3 1 4 円	
			その他の者	全面 1 時間につき	1, 5 7 1 円	
				2 / 3 面 1 時間につき	1, 0 4 8 円	
				1 / 2 面 1 時間につき	8 3 8 円	
				1 / 3 面 1 時間につき	5 2 4 円	
			営利又は宣伝を目的としないスポーツ以外の使用	1 時間につき	3, 1 4 3 円	
			営利又は宣伝を目的とする使用	1 時間につき	9, 4 2 9 円	
			照明設備		全面 1 時間につき	1, 2 5 7 円

			2 / 3 面 1 時間につき	8 3 8 円	
			1 / 2 面 1 時間につき	6 2 9 円	
			1 / 3 面 1 時間につき	4 1 9 円	
	トレーニング室	個人	高校生・6 5 歳以上	1 人 1 回 2 時間につき	2 1 0 円
			その他の者	1 人 1 回 2 時間につき	4 1 9 円
		回数券	高校生・6 5 歳以上	1 人 1 1 回につき	2, 1 0 0 円
			その他の者	1 人 1 1 回につき	4, 1 9 0 円
	会議室・ミーティング室	1 室		1 時間につき	2 1 0 円
		暖冷房設備		1 時間につき	2 1 0 円
	温水プール	個人	高校生以下・6 5 歳以上	1 人 1 回 2 時間につき	2 1 0 円
			その他の者	1 人 1 回 2 時間につき	4 1 9 円
		回数券	高校生以下・6 5 歳以上	1 人 1 1 回につき	2, 1 0 0 円
			その他の者	1 人 1 1 回につき	4, 1 9 0 円
			専用使用	1 面 1 時間につき	1 0 5 円
	承芳ふれあい広場	グラウンドゴルフ場	個人	1 人（年払）	2, 0 9 0 円
1 人（日払）				2 1 0 円	
夜間照明			1 回につき	4 1 0 円	
灘崎野球場		専用使用	1 日につき	8, 3 8 4 円	
			1 時間につき	1, 0 4 8 円	

		夜間照明	1 時間につき	4, 1 9 1 円
灘崎体育センター		スポーツに使用する 場合	1 時間につき	3 1 4 円
		スポーツ以外に使用 する場合	1 時間につき	6 2 9 円
政田サッカー場	サッカー場	天然芝グラウンド	1 面 1 時間につき	7, 3 3 3 円
			1 / 2 面 1 時間につき	3, 6 6 7 円
		人工芝グラウンド	1 面 1 時間につき	6, 2 8 6 円
			1 / 2 面 1 時間につき	3, 1 4 3 円
		夜間照明	1 面 1 時間につき	3, 1 4 3 円
			1 / 2 面 1 時間につき	1, 5 7 1 円
	クラブハウス	多目的室	1 時間につき	4 1 9 円
		多目的室暖冷房設備	1 時間につき	3 1 4 円
		会議室	1 時間につき	2 1 0 円
		会議室暖冷房設備	1 時間につき	1 0 5 円

備考

- 1 高校生以下の者及びその他の者が共同で使用する場合は、その他の者が使用する場合は使用料の額とする。
- 2 この表において「スポーツ以外の使用」とは、使用者の区分にかかわらず、施設をスポーツ以外の目的のために使用する場合はいう。
- 3 御津グラウンドゴルフ場及び承芳ふれあい広場について「年払」とは、1 年間分の使用料を一括して前納することをいい、「日払」とは、年払者以外の者が使用の都度使用料を納入することをいう。

別表第 2（第 8 条，第 8 条の 2 関係）

1 建部町総合スポーツセンター

区分		単位	金額
テニスコート	高校生以下の者	1 面 1 時間につき	1 2 0 円

	その他の者	1 面 1 時間につき	2 1 0 円
野球場		1 時間につき	4 1 0 円
		1 日につき	3, 2 8 0 円
ソフトボール場		1 時間につき	2 6 0 円
		1 日につき	2, 0 8 0 円
多目的広場		1 / 2 面 1 時間につき	2 6 0 円
		1 / 2 面 1 日につき	2, 0 8 0 円
グラウンド・ゴルフ場		1 人（年払）	1, 0 4 0 円
		1 人（日払）	1 0 0 円

備考

- 1 多目的広場 1 / 2 面とは、ソフトボール場 1 面相当とする。
- 2 多目的広場を全面使用の場合は、各項倍額とする。
- 3 営利目的の場合は、各項倍額とする。
- 4 使用時間は、準備及び片付けを含んだ時間とする。
- 5 野球場・ソフトボール場・多目的広場における午前 9 時以前又は午後 7 時以後に使用する場合の使用料は、1 時間につき当該使用区分に係る使用料の 2 分の 1 に相当する額を加算する。
- 6 「年払」とは、1 年間分の使用料を一括して前納することをいい、「日払」とは、年払者以外の者が使用の都度使用料を納入することをいう。
- 7 高校生以下の者及びその他の者が共同で使用する場合の使用料の額は、その他の者が使用する場合の使用料の額とする。

2 建部町B&G海洋センター

(1) 体育館等

区分			単位	金額	
				スポーツに利用する場合	スポーツ以外に利用する場合
体	個人	高校生以下の者	1 / 2 面 1 時間につき	2 0 円	1 0 0 円

育 館		その他の者		3 0 円	1 5 0 円
	専用使用	高校生以下の者		1 5 0 円	1 , 0 4 0 円
		その他の者		2 1 0 円	1 , 5 7 0 円
武 道 館	個人	高校生以下の者	全面 1 時間につき	2 0 円	1 0 0 円
		その他の者		3 0 円	1 5 0 円
	専用使用	高校生以下の者		1 5 0 円	1 , 0 4 0 円
		その他の者		2 1 0 円	1 , 5 7 0 円
ミーティングルーム			1 室 1 時間につき	2 1 0 円	5 2 0 円

備考

- 1 単位欄 1 / 2 面とは、バレーコート 1 面相当とする。
- 2 体育館の全面使用の場合は、各項倍額とする。
- 3 使用時間は、準備及び片付けを含んだ時間とする。
- 4 午前 9 時以前又は午後 9 時以後に使用する場合は、1 時間につき当該使用区分に係る使用料の 2 分の 1 に相当する額を加算する。
- 5 ミーティングルームを使用する場合において、暖冷房を使用するときは、1 時間につき 2 1 0 円を加算する。
- 6 高校生以下の者及びその他の者が共同で使用する場合は、使用料の額は、その他の者が使用する場合は使用料の額とする。

(2) 舟艇

種別	単位	金額
OPヨット	1 艇 1 時間につき	2 6 0 円
カヌー		2 6 0 円
ペアカヌー		2 6 0 円
3 3 0 セールボード		2 6 0 円
ローボート		3 6 0 円
1 2 Fヨット		3 6 0 円
4 2 0 ヨット		3 6 0 円

備考

- 1 使用時間は、準備及び片付けを含んだ時間とする。
- 2 10人以上の団体で利用の場合の使用料は、1人1時間当たり210円とし、舟艇は各自選択し、途中変更も可能とする。

3 建部農村教養文化体育施設

区分			単位	金額	
				スポーツに利 用する場合	スポーツ以外に 利用する場合
体 育 館	個人	高校生以下の者	全面 1 時間につき	2 0 円	1 0 0 円
		その他の者		3 0 円	1 5 0 円
	専用使用	高校生以下の者		1 5 0 円	1 , 0 4 0 円
		その他の者		2 1 0 円	1 , 5 7 0 円
会議室（ミーティングルームを含 む。）			1 室 1 時間につき	2 1 0 円	5 2 0 円

備考

- 1 使用時間は、準備及び片付けを含んだ時間とする。
- 2 午前9時以前又は午後9時以後に利用する場合の使用料は、1時間につき当該使用区分に係る使用料の2分の1に相当する額を加算する。
- 3 会議室（ミーティングルームを含む。）を利用する場合において、暖冷房を利用するときは、1時間につき210円を加算する。
- 4 高校生以下の者及びその他の者が共同で利用する場合の使用料の額は、その他の者が利用する場合の使用料の額とする。

○岡山市社会体育施設条例施行規則

平成 27 年 3 月 24 日

市規則第 67 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、岡山市社会体育施設条例（平成 7 年市条例第 17 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の募集)

第 2 条 市長は、条例第 2 条の 2 の規定により指定管理者を指定しようとするときは、次に掲げる事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体を公募するものとする。

- (1) 施設の概要
- (2) 指定期間
- (3) 選定基準
- (4) 施設の管理基準、業務の範囲等指定管理者が行うべき事務の内容
- (5) その他市長が定める事項

(指定管理者の指定の申請)

第 3 条 条例第 2 条の 3 第 1 項の規定による申請は、指定管理者指定申請書（様式第 1 号）を市長に提出して行わなければならない。

2 条例第 2 条の 3 第 1 項に規定するその他規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに準ずる書類
- (2) 法人その他の団体の経営状況を明らかにする書類
- (3) 法人にあっては、法人登記簿の登記事項証明書又は登記簿謄本
- (4) その他市長が必要と認める書類

(事業報告書の提出)

第 4 条 条例第 2 条の 5 第 4 号のその他規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 自主事業に係る収支状況
- (2) 利用料金の減免及び還付の状況
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 指定管理者は、毎月、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、市長が指定する日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 月間の施設利用者数
 - (2) 月間の利用料金の収入、減免及び還付の状況
 - (3) 実施した事業の内容
 - (4) その他市長が必要と認める事項
- (使用期間等)

第5条 体育施設の使用期間は、1月4日から12月28日までとする。ただし、次の各号に掲げる体育施設については、当該各号に定める日を休場日とする。

- (1) 御津グラウンドゴルフ場 毎週水曜日
- (2) 建部町総合スポーツセンター、建部町B&G海洋センター及び建部農村教養文化体育施設 毎週月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときは、その翌日以後で祝日法による休日を除く直近の日）及び祝日法による休日の翌日（土曜日、日曜日及び祝日法による休日を除く。）
- (3) 瀬戸町カヌー艇庫及び承芳ふれあい広場 毎週月曜日（祝日法による休日に当たるときは、その翌日）
- (4) 御津スポーツパーク 毎週火曜日

2 体育施設の使用時間は、次のとおりとする。

施設の種別	使用時間
足守テニスコート	午前7時から午後7時まで。ただし、照明施設を使用する場合は、午後9時までとする。
野山武道館テニスコート	
牟佐スポーツ広場テニスコート・多目的広場	
小串スポーツ広場テニスコート・多目的広場	
興除テニスコート	
旭東テニスコート	
福谷スポーツ広場	

津島スポーツ広場		
吉備の中山スポーツ広場		
桑野スポーツ広場		
財田スポーツ広場サッカー場		
竜之口スポーツ広場		
藤田錦スポーツ広場		
藤田都スポーツ広場		
藤田都六区スポーツ広場		
二日市スポーツ広場		
上南剣道練習場		
西大寺武道館		午前 7 時から午後 9 時まで
野山武道館武道場		
吉備津弓道場		午前 7 時から午後 5 時まで
御津グラウンドゴルフ場		午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、受付時間は午前 9 時から午後 3 時までとする。
建部町総合スポーツセンター	テニスコート	午前 9 時から午後 5 時まで
	野球場	午前 9 時から午後 7 時まで
	ソフトボール場	
	多目的広場	
	グラウンド・ゴルフ場	
建部町B&G海洋センター	体育館	午前 9 時から午後 9 時まで
	第 2 体育館（武道館）	
	ミーティングルーム	
	艇庫	午前 9 時から午後 5 時まで
建部農村教養文化体育施設	体育館	午前 9 時から午後 9 時まで
	会議室（ミーティングルーム）	

	を含む。)	
瀬戸町カヌー艇庫		午前 9 時から午後 5 時まで
御津スポーツパーク	あおぞら広場	平日 午前 9 時から午後 9 時まで
	テニスコート	
	アリーナ	
	トレーニング室	日曜日及び祝日 午前 9 時から午後 6 時まで
	会議室	
	ミーティング室	
	温水プール	平日 午後 1 時から午後 9 時まで 日曜日及び祝日 午前 10 時から午後 5 時まで
	ストリートバスケットコート	平日 午前 9 時から午後 7 時まで 日曜日及び祝日 午前 9 時から午後 6 時まで
承芳ふれあい広場	グラウンドゴルフ場	午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、照明施設を使用する場合は、午後 9 時までとする。
灘崎野球場		午前 7 時から午後 7 時まで。ただし、照明施設を使用する場合は、午後 9 時までとする。
灘崎体育センター		午前 9 時から午後 9 時まで
政田サッカー場	天然芝グラウンド	午前 9 時から午後 5 時まで
	人工芝グラウンド	午前 9 時から午後 9 時まで
	多目的室	
	会議室	

- 3 前2項の規定にかかわらず、体育施設の開場期間及び使用時間は、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(使用手続)

第6条 条例第3条第1項の規定による許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、岡山市社会体育施設使用(変更)許可申請書(様式第2号)を使用しようとする日の2日前まで(市長が別に定める場合を除く。)に市長に提出しなければならない。ただし、使用しようとする日の前日及び当日に使用の申出があった場合において、管理上支障がないと認められるときは、この限りではない。

- 2 使用の許可を受けた者が次に掲げる事由により使用できない場合又は使用できないことが確実と見込まれる場合には、当該許可に係る使用日の変更を申請することができる。

(1) 使用者が不可抗力により使用できなかったとき。

(2) 市長の都合により使用の許可を取り消したとき。

(3) 使用者が使用しようとする日の3日前までに使用許可の変更を申し出て、市長において相当の理由があると認めたとき。

- 3 市長は、第1項の許可をする場合において、岡山市社会体育施設使用(変更)許可書(様式第3号。以下「使用(変更)許可書」という。)を申請者に交付するものとする。

- 4 使用許可を受けた者(変更許可を受けた者も含む。以下同じ。)が体育施設を使用しようとするときは、使用(変更)許可書を係員に提示して、その指示を受けなければならない(市長が別に定める場合を除く。))。

(足守テニスコートの回数券)

第7条 市長は、足守テニスコートを使用しようとする者に、テニスコート使用回数券(様式第4号。以下「回数券」という。)を交付することができる。

- 2 回数券を交付された者が足守テニスコートを現に使用しようとするときは、回数券を係員に提出して、係員の指示を受けなければならない。

(無料施設の使用手続)

第8条 竜之口スポーツ広場、藤田錦スポーツ広場、藤田都スポーツ広場、藤田都六区スポーツ広場、二日市スポーツ広場及び上南剣道練習場の使用の手続については、第6条の規定にかかわらず、市長が別に定める。

(建部町総合スポーツセンター、建部町B&G海洋センター及び建部農村教養文化体育施設の使用の許可)

第9条 条例第3条第1項の規定により、建部町総合スポーツセンター、建部町B&G海洋センター及び建部農村教養文化体育施設の使用許可を受けようとする者は、第6条の規定にかかわらず、使用しようとする日の2日前までに岡山市社会体育施設使用（変更）許可申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。ただし、特に市長が認める場合はこの限りではない。

2 市長は、前項の許可をしたときは、岡山市社会体育施設使用（変更）許可書（様式第6号）を申請者に交付する。

(建部町総合スポーツセンター、建部町B&G海洋センター及び建部農村教養文化体育施設の使用料の還付)

第10条 建部町総合スポーツセンター、建部町B&G海洋センター及び建部農村教養文化体育施設の使用料の還付を受けようとする者は、岡山市社会体育施設使用料還付申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(瀬戸町カヌー艇庫の使用の許可)

第11条 条例第3条第1項の規定により、瀬戸町カヌー艇庫の使用許可を受けようとするものは、第6条の規定にかかわらず、瀬戸町カヌー艇庫使用許可申請書（様式第8号）に所定の事項を記載し、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、使用する日の2月前から受け付けるものとする。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、支障がないときは使用を許可し、必要に応じて、提出された申請書の写しに許可印を押印し、交付する。

(瀬戸町カヌー艇庫の使用の変更等)

第12条 瀬戸町カヌー艇庫の利用者が、許可された事項を変更し、又は取消しをしようとする場合は、速やかに瀬戸町カヌー艇庫使用変更（取消）申請書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合において、支障がないと認めるときは、使用日等の変更を許可し、又は使用の許可を取り消すものとする。

(御津スポーツパークの使用の許可)

第 13 条 条例第 3 条第 1 項の規定により、御津スポーツパークの使用許可を受けようとするものは、第 6 条の規定にかかわらず、御津スポーツパーク使用（変更）許可申請書（屋外用）（様式第 10 号）又は御津スポーツパーク使用（変更）許可申請書（屋内用）（様式第 11 号）に所定の事項を記載し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の許可をしたときは、御津スポーツパーク使用（変更）許可書（屋外用）（様式第 12 号）又は御津スポーツパーク使用（変更）許可書（屋内用）（様式第 13 号）を申請者に交付する。

3 次の表に掲げる施設について、個人が使用しようとするときは、同表に掲げる利用券の交付を受けることによって前 2 項の手續に替えるものとする。

施設名	利用券の種類
温水プール	様式第 14 号又は様式第 15 号
トレーニング室	様式第 16 号又は様式第 17 号

（政田サッカー場の優先使用）

第 14 条 市長は、本市に本拠地を置く公益社団法人日本プロサッカーリーグの正会員又は同リーグの準加盟資格を有するクラブチームに、別に定める範囲内で政田サッカー場を他の使用者に優先して使用させることができる。

（その他）

第 15 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 廃止前の岡山市社会体育施設条例施行規則（平成 7 年市教育委員会規則第 6 号。以下「旧規則」という。）第 3 条の 2 第 1 項の規定により交付されているテニスコート使用回数券は、この規則第 7 条第 1 項の規定により交付された回数券とみなす。

3 旧規則第 3 条の 8 第 3 項の規定により交付されているプール回数券及びトレーニング回数券は、この規則第 13 条第 3 項の規定により交付されたプール回数券及びトレーニング回数券とみなす。

4 前 2 項に規定するもののほか、この規則の施行前に旧規則の規定によってした処分、手續その他の行為であつて、この規則の規定に相当の規定があるものは、これらの規定

によってした処分，手続その他の行為とみなす。

附 則（平成 29 年市規則第 39 号）

この規則は，平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年市規則第 49 号）

この規則は，平成 31 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年市規則第 65 号）

この規則は，令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年市規則第 80 号）

この規則は，令和 4 年 11 月 1 日から施行する。

様式第 1 号(第 3 条関係)

指定管理者指定申請書			
年 月 日			
(申請先) 岡山市長 様			
の指定管理者の指定を受けたいので、岡山市社会体育施設条例第2条の3 第1項の規定により、申請します。			
申 請 者	法人(団体)名称		
	代 表 者 名	印	
	所 在 地		
	連 絡 先	担 当 者 名	
		電 話 番 号	
会社概要・経営方針			
同種施設の経営実績	施設名	所在地	管理開始年月日
	①	①	①
	②	②	②
	③	③	③
申 請 理 由			

様式第 2 号 (第 6 条関係)

岡山市社会体育施設使用(変更)許可申請書		
		第 号 年 月 日
岡山市長 様		
使用責任者 住所 氏名 (電話)		
岡山市社会体育施設条例第3条第1項の規定により、次のとおり施設の使用(変更)許可を受けたいので、申請します。		
1施設名	☐ () テニスコート ☐ 御津グラウンドゴルフ場 ☐ 吉備津弓道場 ☐ () 武道館(柔道場・剣道場()・会議室) ☐ () スポーツ広場(多目的広場・サッカー場) ☐ 政田サッカー場 ・天然芝グラウンド(半面・全面) ・人工芝グラウンド(半面・全面) ・夜間照明 全面・半面(時 分～ 時 分) ・多目的室(冷暖房設備使用 有・無) ・会議室(冷暖房設備使用 有・無)	
2使用目的		
3使用団体名及び人数	名	
4使用日時及び使用区分	使用日時	区分
	年 月 日 時から 時まで	
	年 月 日 時から 時まで	
	年 月 日 時から 時まで	
	年 月 日 時から 時まで	
	年 月 日 時から 時まで	
5使用料金	金 円	
6変更理由		
7その他参考事項		

様式第 3 号 (第 6 条関係)

岡山市社会体育施設使用(変更)許可書		
		許可第 号
		年 月 日
申請者	様	
		岡山市長 印
年 月 日付けで申請のあった施設使用(変更)について, 岡山市社会体育施設条例第3条の規定により, 次のとおり許可します。		
1施設名	☐ () テニスコート ☐ 御津グラウンドゴルフ場 ☐ 吉備津弓道場 ☐ () 武道館(柔道場・剣道場()・会議室) ☐ () スポーツ広場(多目的広場・サッカー場) ☐ 政田サッカー場 ・天然芝グラウンド(半面・全面) ・人工芝グラウンド(半面・全面) ・夜間照明 全面・半面(時 分～ 時 分) ・多目的室(冷暖房設備使用 有・無) ・会議室(冷暖房設備使用 有・無)	
2使用目的		
3使用団体名及び人数		
4使用日時及び使用区分	使用日時	名 区分
	年 月 日 時から 時まで	
	年 月 日 時から 時まで	
	年 月 日 時から 時まで	
	年 月 日 時から 時まで	
	年 月 日 時から 時まで	
	年 月 日 時から 時まで	
5使用料金	金 円	
6変更理由		
7その他参考事項		

様式第 4 号(第 7 条関係)

(一 般 用)

No.
テニスコート使用回数券
一 般 用
10回 円
年 月 日まで有効
年 月 日
注意 1 この回数券発行後の払い戻しはいたしません。
テニスコート使用回数券 一般用 1時間 (10)
テニスコート使用回数券 一般用 1時間 (9)
テニスコート使用回数券 一般用 1時間 (8)
テニスコート使用回数券 一般用 1時間 (7)
テニスコート使用回数券 一般用 1時間 (6)
テニスコート使用回数券 一般用 1時間 (5)
テニスコート使用回数券 一般用 1時間 (4)
テニスコート使用回数券 一般用 1時間 (3)
テニスコート使用回数券 一般用 1時間 (2)
テニスコート使用回数券 一般用 1時間 (1)

(高校生以下)

No.
テニスコート使用回数券
高校生以下
10回 円
年 月 日まで有効
年 月 日
注意 1 この回数券発行後の払い戻しはいたしません。
テニスコート使用回数券 高校生以下 1時間 (10)
テニスコート使用回数券 高校生以下 1時間 (9)
テニスコート使用回数券 高校生以下 1時間 (8)
テニスコート使用回数券 高校生以下 1時間 (7)
テニスコート使用回数券 高校生以下 1時間 (6)
テニスコート使用回数券 高校生以下 1時間 (5)
テニスコート使用回数券 高校生以下 1時間 (4)
テニスコート使用回数券 高校生以下 1時間 (3)
テニスコート使用回数券 高校生以下 1時間 (2)
テニスコート使用回数券 高校生以下 1時間 (1)

様式第 5 号(第 9 条関係)

岡山市社会体育施設使用(変更)許可申請書		
		年 月 日
岡山市長 様		
使用責任者 住 所 氏 名 (電 話)		
岡山市社会体育施設条例第3条第1項の規定により, 次のとおり施設の使用(変更)の許可を受けたいので申請します。		
使用施設名	☐ 建部町総合スポーツセンター ・野球場 ・ソフトボール場 ・グラウンド・ゴルフ場 ・多目的広場(全面・半面) ・テニスコート(1・2・3・4面) ☐ 建部町B&G海洋センター ・体育館(全面・半面) ・第2体育館(武道館) ・ミーティングルーム ・艇庫 { ・カヌー(艇) ・ペアカヌー(艇) ・ローボート(艇) ・OPヨット(艇) ・その他(艇) } ☐ 建部農村教養文化体育施設 ・体育館 ・会議室 ・ミーティングルーム	
使用の日時	年 月 日 (曜日) 時から 年 月 日 (曜日) 時まで	
使用の目的		
使用の区分	高校生以下の者	その他の者
使用人数	名	
使用料金	円 ☆冷暖房の使用の有無(有 ・ 無)	
変更理由		
付帯設備及び備付器具の使用有無	・有(施設内・外) ・無	
備考		

様式第 6 号(第 9 条関係)

岡山市社会体育施設使用(変更)許可書	
許可第 号	
年 月 日	
申請者	様
岡山市長 印	
年 月 日付けで申請のあった体育施設使用(変更)について、岡山市社会体育施設条例第3条の規定により、次のとおり許可します。	
使用施設名	☐建部町総合スポーツセンター ・野球場 ・ソフトボール場 ・グラウンド・ゴルフ場 ・多目的広場(全面・半面) ・テニスコート(1・2・3・4面) ☐建部町B&G海洋センター ・体育館(全面・半面) ・第2体育館(武道館) ・ミーティングルーム ・艇庫 { ・カヌー(艇) ・ペアカヌー(艇) ・ローボート(艇) ・OPヨット(艇) ・その他(艇) } ☐建部農村教養文化体育施設 ・体育館 ・会議室 ・ミーティングルーム
使用の日時	年 月 日 (曜日) 時から 年 月 日 (曜日) 時まで
使用の目的	
使用の区分	高校生以下の者 その他の者
使用人数	名
使用料金	円 ☆冷暖房の使用の有無(有 ・ 無)
変更理由	
付帯設備及び備付器具の使用有無	・有(施設内・外) ・無
備考	

様式第 7 号(第 10 条関係)

岡山市社会体育施設使用料還付申請書	
年 月 日	
岡山市長 様	
申請者 住 所 氏 名 印 (電 話)	
岡山市社会体育施設条例施行規則第10条の規定により, 次のとおり施設の使用料の還付を申請します。	
還 付 の 申 請 理 由	
還 付 申 請 額	円
還 付 す る 額	円
備 考	

[illegible]

様式第 9 号(第 12 条関係)

瀬戸町カヌー艇庫使用変更(取消)申請書

年 月 日

岡山市長 様

使用責任者 住 所
氏 名
(電 話)

岡山市社会体育施設条例施行規則第12条第1項の規定により、次のとおり変更(取消)を申請します。

区 分	使用変更 ・ 使用取消		
変 更 (取 消) 理 由			
変 更 後 の 使 用 日 時	年 月 日	午前・午後	時 分から
		午前・午後	時 分まで
必 要 な 事 項			

使用許可申請書(受付年月日 年 月 日)番号

※太線の枠内へは記入しないで下さい。

御津スポーツパーク使用(変更)許可申請書		(屋外用)
		年 月 日
岡山市長 様		
申請者 住所 氏名 電話		
岡山市社会体育施設条例第3条第1項の規定により、次のとおり御津スポーツパークの使用の許可を受けたいので申請します。		
使　用　日　時	年 月 日(曜日) 時 分から 時 分まで	
使　用　目　的	・テニス ・ソフトボール ・野球 ・ストリートバスケット ・フットサル ・サッカー ・その他()	
使　用　区　分	・高校生以下(人) ・一般(人) ・65歳以上(人)	
使　用　施　設	・テニスコート (面) ・あおぞら広場 (・半面 ・全面) ・ストリートバスケットボールコート ・フットサルコート	
照　明　の　有　無	・無 ・有(時 分～ 時 分)	
レ　ン　タ　ル	・テニスラケット (本) ・フットサル用ボール(個) ・ストリートバスケット用ボール(個) ・放送設備() ・その他 ()	

様式第 11 号(第 13 条関係)

御津スポーツパーク使用(変更)許可申請書		(屋内用)
		年 月 日
岡山市長 様		
		申請者 住所 氏名 電話
岡山市社会体育施設条例第3条第1項の規定により, 次のとおり御津スポーツパークの使用の許可を受けたいので申請します。		
使 用 日 時	年 月 日(曜日) 時 分から 時 分まで	
使 用 目 的	・バドミントン ・卓球 ・バスケットボール ・会議 ・バレーボール ・その他()	
使 用 区 分	・高校生以下(人) ・一般(人) ・65歳以上(人)	
使 用 施 設	・アリーナ1/3・アリーナ1/2・アリーナ2/3・アリーナ全面 ・バスケットボールコート (1ゴール・コート(面)) ・バドミントンコート(面) ・卓球台 (台) ・バレーボールコート(面) ・会議室 ・その他()	
照 明 の 有 無	・無 ・有(時 分～ 時 分)	
レ ン タ ル	・卓球ラケット (本) ・バドミントンラケット(本) ・その他()	

御津スポーツパーク使用(変更)許可書		(屋外用)
		年 月 日
申請者	様 岡山市長 印	
年 月 日付で申請のあった施設使用(変更)について、岡山市社会体育施設条例第3条の規定により、次のとおり許可します。		
使 用 日 時	年 月 日(曜日) 時 分から 時 分まで	
使 用 目 的	・テニス ・ソフトボール ・野球 ・ストリートバスケット ・フットサル ・サッカー ・その他()	
使 用 区 分	・高校生以下(人) ・一般(人) ・65歳以上(人)	
使 用 施 設	・テニスコート (面) ・あおぞら広場 (・半面 ・全面) ・ストリートバスケットボールコート ・フットサルコート	
照 明 の 有 無	・無 ・有(時 分～ 時 分)	
レ ン タ ル	・テニスラケット (本) ・フットサル用ボール(個) ・ストリートバスケット用ボール(個) ・放送設備() ・その他 ()	

様式第 13 号(第 13 条関係)

御津スポーツパーク使用(変更)許可書		(屋内用)
申請者 様		年 月 日
		岡山市長 印
年 月 日付けで申請のあった施設使用(変更)について、岡山市社会体育施設条例第3条の規定により、次のとおり許可します。		
使 用 日 時	年 月 日(曜日) 時 分から 時 分まで	
使 用 目 的	・バドミントン ・卓球 ・バスケットボール ・会議 ・バレーボール ・その他()	
使 用 区 分	・高校生以下(人) ・一般(人) ・65歳以上(人)	
使 用 施 設	・アリーナ1/3・アリーナ1/2・アリーナ2/3・アリーナ全面 ・バスケットボールコート (1ゴール・コート(面)) ・バドミントンコート(面) ・卓球台 (台) ・バレーボールコート(面) ・会議室 ・その他()	
照 明 の 有 無	・無 ・有(時 分～ 時 分)	
レ ン タ ル	・卓球ラケット (本) ・バドミントンラケット(本) ・その他()	

様式第 14 号(第 13 条関係)

月	日	番	号
プール			
65歳以上男子			
時	分		円
御津スポーツパーク			

月	日	番	号
プール			
65歳以上女子			
時	分		円
御津スポーツパーク			

月	日	番	号
プール			
一般男子			
時	分		円
御津スポーツパーク			

月	日	番	号
プール			
一般女子			
時	分		円
御津スポーツパーク			

月	日	番	号
プール			
高校生以下男子			
時	分		円
御津スポーツパーク			

月	日	番	号
プール			
高校生以下女子			
時	分		円
御津スポーツパーク			

様式第 15 号(第 13 条関係)

月	日	番	号
プール回数券			
一般			
時	分	円	
御津スポーツパーク			

月	日	番	号
プール回数券			
高校生以下・65歳以上			
時	分	円	
御津スポーツパーク			

様式第 16 号(第 13 条関係)

月	日	番	号
トレーニング			
65歳以上男子			
時	分		円
御津スポーツパーク			

月	日	番	号
トレーニング			
65歳以上女子			
時	分		円
御津スポーツパーク			

月	日	番	号
トレーニング			
一般男子			
時	分		円
御津スポーツパーク			

月	日	番	号
トレーニング			
一般女子			
時	分		円
御津スポーツパーク			

月	日	番	号
トレーニング			
高校生 男子			
時	分		円
御津スポーツパーク			

月	日	番	号
トレーニング			
高校生 女子			
時	分		円
御津スポーツパーク			

様式第 17 号(第 13 条関係)

月	日	番	号
トレーニング回数券			
一般			
時:	分		円
御津スポーツパーク			

月	日	番	号
トレーニング回数券			
高校生・65歳以上			
時:	分		円
御津スポーツパーク			

様式第 1 号（第 3 条関係）

様式第 2 号（第 6 条関係）

様式第 3 号（第 6 条関係）

様式第 4 号（第 7 条関係）

様式第 5 号（第 9 条関係）

様式第 6 号（第 9 条関係）

様式第 7 号（第 1 0 条関係）

様式第 8 号（第 1 1 条関係）

様式第 9 号（第 1 2 条関係）

様式第 1 0 号（第 1 3 条関係）

様式第 1 1 号（第 1 3 条関係）

様式第 1 2 号（第 1 3 条関係）

様式第 1 3 号（第 1 3 条関係）

様式第 1 4 号（第 1 3 条関係）

様式第 1 5 号（第 1 3 条関係）

様式第 1 6 号（第 1 3 条関係）

様式第 1 7 号（第 1 3 条関係）

○岡山市公園条例

昭和35年4月1日

市条例第11号

(趣旨)

第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）及び法に基づく命令に定めるもののほか、本市が設置する公園の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(種類、定義、名称及び所在地)

第2条 本市が設置する都市公園（法第2条第1項に規定する都市公園をいう。以下第19条を除き「公園」という。）の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、その定義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 街区公園 主として街区内に居住する市民の利用に供することを目的とする公園をいう。
- (2) 近隣公園 主として近隣に居住する市民の利用に供することを目的とする公園をいう。
- (3) 地区公園 主として徒歩圏域内に居住する市民の利用に供することを目的とする公園をいう。
- (4) 総合公園 主として市民の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園をいう。
- (5) 運動公園 主として市民の運動の用に供することを目的とする公園をいう。
- (6) 風致公園 主として風致の享受の用に供することを目的とする公園をいう。
- (7) 植物公園 植物園等特殊な利用に供される公園をいう。
- (8) 歴史公園 史跡、名所、天然記念物等の文化財を広く一般に供することを目的とする公園をいう。
- (9) 墓園 良好な景観の享受又は市民の休息、遊戯等の場として供される墓地を含んだ公園をいう。
- (10) 緑道 市街地等における都市生活の快適性の確保等を図ることを目的として設けられる植樹帯、歩行者路及び自転車路を主体とする緑地をいう。

(11) 緑地 主として自然的環境の保全及び改善並びに都市景観の向上を図るために設けられる緑地をいう。

2 公園の名称及び所在地は、別表第1に掲げるとおりとする。

(市民一人当たりの公園の敷地面積の標準)

第2条の2 市民一人当たりの公園等の敷地面積の標準は、20平方メートル以上とする。

(公園の配置及び規模の基準)

第2条の3 公園を設置する場合においては、それぞれの特質に応じて公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するように考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

(1) 街区公園 街区内に居住する市民が容易に利用できるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準とする。

(2) 近隣公園 近隣に居住する市民が容易に利用できるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準とする。

(3) 地区公園 徒歩圏域内に居住する市民が容易に利用できるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準とする。

(4) 総合公園 市民が容易に利用できるように配置し、その敷地面積は、おおむね10ヘクタール以上を標準とする。

(5) 運動公園 市民が容易に利用できるように配置し、その敷地面積は、おおむね15ヘクタール以上を標準とする。

(6) 風致公園、植物公園、歴史公園、墓園、緑道及び緑地 それぞれの設置目的に応じて公園としての機能を十分発揮できるように配置する。

(公園施設の建築面積の基準)

第2条の4 一の公園に公園施設として設けられる建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。）の建築面積の総計は、街区公園にあつては当該公園の敷地面積の100分の4を、北長瀬未来ふれあい総合公園にあつては当該公園の敷地面積の100分の5を、その他の公園にあつては当該公園の敷地面積の100分の2を超えてはならない。ただし、規則で定める場合においては、規則で定める範囲内でこれを超えることができる。

(運動施設の敷地面積の基準)

第2条の5 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

(特定公園施設の移動等円滑化基準)

第2条の6 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第13条第1項に規定する移動等円滑化のために必要な特定公園施設(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号。以下「令」という。)第3条各号に掲げる施設をいう。以下同じ。)の設置に関する基準は、別表第1の2に掲げるとおりとする。

(西大寺緑花公園緑の図書室)

第2条の7 西大寺緑花公園に体験学習を促進するため、緑の図書室を設置する。

2 この条例に定めのあるもののほか、緑の図書室の管理に関し必要な事項については、規則で定める。

(指定管理者による管理等)

第3条 公園の管理に関する業務のうち、次に掲げるものについては、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

- (1) 公園施設の維持管理に関する業務
- (2) 公園の使用及び許可に関する業務
- (3) その他公園の管理上市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定)

第3条の2 公園の指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) その事業計画による公園の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。

(2) その事業計画の内容が公園の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) その事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

(4) その他市長が必要と認める事項

3 市長は、指定管理者の指定をしたとき、若しくはその指定を取り消したとき、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

4 市長は、指定管理者の指定の期間満了に伴い、指定管理者として指定されているもの（以下「現指定管理者」という。）から第1項の規定による申請があつた場合において、同項に規定する書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、現指定管理者が当該公園の設置の目的を最も効果的に達成することができると認められるときは、現指定管理者を指定管理者の候補者として選定することができる。

第3条の3 指定管理者は、指定が効力を有する間、次に掲げる市長の権限を指定管理者の名において行うものとする。ただし、地方自治法第244条の2第11項の規定により、管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられた期間における当該停止を命ぜられた業務に係るものを除く。

(1) 第4条の行為の許可に関すること（同条第1項第5号に規定する行為の許可にあつては、あらかじめ市長との協議を経たものに限る。）。

(2) 第7条の公園の利用の禁止又は制限に関すること。

(3) 第8条の有料公園施設の許可に関すること。

(4) 第12条の保証人に関すること。

(5) 第16条の5の監督処分（第4条若しくは第8条の許可を取り消し、又はその効力を停止する処分に限る。）に関すること。

（事業報告書の作成及び提出）

第3条の4 指定管理者は、毎年度終了後速やかに、次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。年度の途中において指定を取り消されたときも、同様とする。

(1) 公園の管理業務の実施状況及び利用状況

- (2) 公園の利用に係る料金等収入の実績
- (3) 公園の管理に係る経費の収支状況
- (4) その他公園の管理上市長が必要と認める事項
(行為の制限)

第4条 公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 募金その他これに類する行為をすること。
- (2) 業として写真若しくは映画を撮影し、又は写真の撮影会若しくは映画会を行なうこと。
- (3) 物品販売、宣伝、興行その他これらに類する行為をすること。
- (4) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を独占して利用すること。
- (5) 別表第3に掲げる公園において、広告物を表示すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 行為の目的
- (2) 行為の内容
- (3) 行為の期間
- (4) 行為を行なう公園名及び場所又は施設
- (5) 前各号のほか市長の指示する事項

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出して、その許可を受けなければならない。

4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。この場合において、第1項第5号に掲げる行為（屋外広告物の表示に限る。）に係る許可に際しては、あらかじめ岡山市景観条例（平成19年市条例第68号）第31条に規定する岡山市景観審議会の議を経なければならない。

5 市長は、第1項又は第3項の許可に公園の管理上必要な範囲内で条件を付することが

できる。

(許可の特例)

第5条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

2 第8条第2項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項又は第3項の許可（同条第1項第4号に係るものに限る。）を受けることを要しない。

(行為の禁止)

第6条 公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、第4条第1項若しくは第3項、第8条第2項若しくは第3項、法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 公園を損傷し又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し若しくは損傷し又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣類を捕獲し又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし又は広告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指示された場所以外の場所へ車馬を乗り入れ又はとめおくこと。
- (8) 公園をその用途外に使用すること。
- (9) 前各号のほか市長が別に規則で定める事項

(利用の禁止又は制限)

第7条 市長は、公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、公園を保全し又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて公園の利用を禁止し又は制限することができる。

(有料の公園施設)

第8条 市の管理する公園施設で有料で使用するもの（以下「有料公園施設」という。）は、別表第2に掲げるとおりとする。

- 2 有料公園施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。
- 3 前項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出して、その許可を受けなければならない。
- 4 市長は、有料公園施設の管理上必要な範囲内で第2項及び第3項の許可に条件を付することができる。
- 5 市長が別に定める利用券による使用者については、第2項の許可を受けたものとみなす。

(公園施設の設置若しくは管理又は占用許可の申請書の記載事項)

第9条 法第5条第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 公園施設を設けようとするとき。

- ア 種類及び数量
- イ 設置の目的
- ウ 設置の期間
- エ 設置の公園名及びその場所
- オ 構造
- カ 管理の方法
- キ 工事実施の方法
- ク 工事の着手及び完了の時期
- ケ 原状回復の方法
- コ 前各号のほか市長の指示する事項

(2) 公園施設を管理しようとするとき。

- ア 管理の目的
- イ 管理の期間
- ウ 管理しようとするものの属する公園名並びに種類及び数量
- エ 管理の方法
- オ 前各号のほか市長の指示する事項

2 法第6条第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 種類及び数量

- (2) 占用の目的
 - (3) 占用の期間
 - (4) 占用の公園名及びその場所
 - (5) 構造
 - (6) 管理の方法
 - (7) 工事実施の方法
 - (8) 工事の着手及び完了の時期
 - (9) 原状回復の方法
 - (10) 前各号のほか市長の指示する事項
- (許可を要しない軽易な変更)

第10条 法第6条第3項但書の規定による許可を要しない軽易な変更とは、公園の利用又は効用に影響を与えないもので、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 占用物件の内部の塗装又は占用物件の外部の色彩を変えない塗装
 - (2) 占用物件の構造を変えない修繕
 - (3) 占用物件の主要構造部に影響を与えない内部の模様替え
- (添付書類)

第11条 公園施設の設置の許可を受けようとする者又は許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。公園の占用の許可及び許可事項の一部を変更しようとするときも同様とする。

(保証人)

第12条 市長は、公園管理上必要があると認めたときは、許可の際、保証人を立てさせることができる。

(都市公園法施行令第12条第2項第10号の条例で定める仮設の施設)

第12条の2 都市公園法施行令第12条第2項第10号の規定に基づき市の設置に係る都市公園において条例で定める仮設の施設は、仮設の学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園のうち地方公共団体が設置するものとする。

(使用料の額等)

第13条 第4条第1項、法第5条第1項及び法第6条第1項の規定により許可を受けた

者は、別表第4に規定する使用料を納付しなければならない。

2 第8条第2項の許可を受けた者は、別表第5に規定する使用料を納付しなければならない。

3 別表第6に掲げる施設について、地方自治法第238条の4第7項の規定による使用の許可を受けた者は、同表に規定する使用料を納付しなければならない。

4 使用料は、前納とする。ただし、市長が納期を定めたときは、この限りでない。

(使用料の算定)

第14条 別表第4及び別表第6に規定する使用料が年単位で規定されている場合において、その許可期間が1年に満たないとき又は許可期間に1年未満の端数があるときは、当該端数については、月割で使用料を算定する。この場合において、1月未満の端数は、1月とみなす。

2 前項の場合のほか、別表第4及び別表第6に規定する許可期間若しくは許可面積が1単位に満たないとき、又は許可期間若しくは許可面積に1単位未満の端数があるときは、その端数期間又は端数面積を1単位にして使用料を算定する。

3 前2項の規定により算出した額が10円に満たないときは、その金額を切り捨て、又はその額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額（消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第8条に規定する土地の使用期間が1月に満たない場合及び駐車場その他の施設の使用に伴って土地が使用される場合については、その額に100分の110を乗じ、1円未満の端数を切り捨てて得た額）とする。

(使用料の還付)

第15条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者又は占有者が、不可抗力により使用又は占有できなかつたとき。

(2) 市の都合により使用又は占有の許可を取り消したとき。

(3) 使用者又は占有者が、使用又は占有の期日の3日前までに使用又は占有の許可の取消しを申し出て、市長が相当の理由があると認めたとき。

(使用料の減免)

第16条 市長は、特別の事由があると認めたときは、使用料を減免することができる。

(利用料金等)

第16条の2 第3条により指定管理者による管理の行われている公園について、第4条第1項又は第8条第2項の許可を受けた者は、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認める場合は、この限りでない。

2 利用料金は、別表第4及び別表第5に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の収入)

第16条の3 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

(指定管理者の指定の取消し等があつた場合における使用料の取扱い)

第16条の4 利用者は、指定管理者の指定が取り消されたとき、又は管理の業務の停止を命じられたときは、第16条の2第2項の規定に定められた額をその使用料として市に納付しなければならない。

(監督処分)

第16条の5 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によつてした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園からの退去を命ずることができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者

(2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者

(3) 偽りその他不正な手段により、この条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は当該行為により生ずべき損害を予防するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(1) 公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

(2) 公園の保存又は公衆の公園の利用に著しい支障が生じた場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第16条の6 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 保管した工作物等の設置されていた場所及び当該工作物等を除去した日時
- (3) その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第16条の7 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、規則で定める場所に掲示すること。
- (2) 前号の公示に係る工作物等のうち特に貴重と認められるものについては、同号の公示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を岡山市公告式条例（昭和25年市条例第60号）第2条に規定する掲示場に掲載すること。

2 市長は、規則で定める様式による保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項第1号の規定による掲示に代えることができる。

(工作物等の価額の評価の方法)

第16条の8 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第16条の9 法第27条第6項の規定による保管した工作物等の売却については、規則で定めるところによるものとする。

(工作物等を返還する場合の手続)

第16条の10 市長は、保管した工作物等を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者がその工作物等の返還を受けるべき工作物等の所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

(届出)

第17条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該行為をした者は、すみやかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者(以下「許可を受けた者」という。)が、公園施設の設置又は公園の占用に関する工事を完了したとき。

(2) 許可を受けた者が公園施設の設置若しくは管理又は公園の占用を廃止したとき。

(3) 許可を受けた者が法第10条第1項の規定により公園を原状に回復したとき。

(4) 法第27条第1項又は第2項の規定により、必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第18条 第4条から前条までの規定は、法第33条第1項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(管理の委任)

第18条の2 別表第2第2項の表に掲げる公園の管理について必要な事項は、別に条例で定める。

(岡山ドームの命名権)

第18条の3 市長は、契約により、市以外の者に対し、岡山ドームに呼称を付けることができる権利を認めることができる。

(都市計画区域外の公園)

第19条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第2項に規定する都市計画区域以外の区域に設ける公園として別表第7に掲げる公園を設置する。

2 前項に規定する公園の管理については、都市公園の例による。

(罰則)

第20条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、10,000円以下の過料を科する。

(1) 第4条第1項又は第3項（第18条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に違反して第4条第1項各号に掲げる行為をした者

(2) 第6条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者

第21条 偽りその他不正の手段により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた額の5倍に相当する額以下の過料を科する。

第22条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するのほか、その法人又は人に対して各本条の過料を科する。

(委任)

第23条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(関係条例の廃止)

2 公園使用条例（大正5年市条例第3号）は、廃止する。

岡山市運動場使用条例（昭和27年市条例第59号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例施行の際、現に使用の許可を受けている者が、その許可にかかる使用をすることができるものとされている期間中は、その使用についてこの条例の規定による許可を受けたものとみなす。

(御津町及び灘崎町の編入に伴う経過措置)

4 第13条第1項の規定にかかわらず、御津町及び灘崎町の編入の日の前日において編入前の御津町及び編入前の灘崎町の区域内に設置されている公園（第2条及び第19条第1項に規定する公園をいう。）の使用料については、当分の間、徴収しない。

5 御津町及び灘崎町の編入の日前に編入前の御津町公園設置条例（昭和54年御津町条例第39号）及び編入前の灘崎町公園条例（昭和56年灘崎町条例第23号）の規定に

よりなされた処分，手続その他の行為は，それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分，手続その他の行為とみなす。

（建部町及び瀬戸町の編入に伴う経過措置）

- 6 建部町及び瀬戸町の編入の日前に編入前の建部町自然家族旅行村たけべの森公園設置条例（平成17年建部町条例第29号），建部町親水公園設置及び管理に関する条例（平成15年建部町条例第4号），建部町花木類及びホタル保護育成に関する条例（昭和57年建部町条例第33号）及び瀬戸町都市公園条例（昭和48年瀬戸町条例第509号）の規定によりなされた処分，手続その他の行為は，それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分，手続その他の行為とみなす。

附 則（昭和37年市条例第27号）

この条例は，公布の日から施行する。

附 則（昭和39年市条例第40号）

この条例は，公布の日から施行する。

附 則（昭和39年市条例第68号）

この条例は，公布の日から施行し，昭和39年7月20日から適用する。

附 則（昭和40年市条例第41号）抄

この条例は，公布の日から施行し，昭和40年9月20日から適用する。

附 則（昭和41年市条例第48号）

この条例は，公布の日から施行する。

附 則（昭和42年市条例第45号）

この条例は，公布の日から施行する。

附 則（昭和42年市条例第51号）

この条例は，公布の日から施行する。

附 則（昭和43年市条例第36号）

- 1 この条例は，公布の日から施行する。ただし，第19条に関する改正規定は，昭和43年9月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際，現に許可を受けている占用にかかる占用料の徴収については，なお従前の例による。

附 則（昭和４４年市条例第３５号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和４４年市条例第１０３号）抄

この条例は、公布の日から施行し、昭和４４年７月２０日から適用する。

附 則（昭和４５年市条例第１１号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和４５年市条例第３８号）

この条例は、昭和４５年１０月２０日から施行する。

附 則（昭和４６年市条例第１０１号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和４７年市条例第２８号）

この条例は、昭和４７年７月２０日から施行する。

附 則（昭和４８年市条例第３４号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、有料公園施設としての鳥城公園駐車場に関する改正規定は昭和４８年６月１日から施行する。

附 則（昭和４８年市条例第５８号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和４８年市条例第５９号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和４８年市条例第７６号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和４８年１０月２０日から適用する。

附 則（昭和４９年市条例第２０号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和４９年市条例第６６号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和４９年１１月２０日から適用する。

附 則（昭和５０年市条例第８１号）

（施行期日）

１ この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第３に関する改正規定は、昭和５

〇年８月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ この条例施行の際、既に別表第３中公園を占用する場合にかかる使用料を前納している者は、この条例による改正前の使用料と改正後の使用料との差額を納付しなければならない。

附 則（昭和５１年市条例第２３号）

この条例は、昭和５１年４月１日から施行する。

附 則（昭和５１年市条例第５０号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和５１年市条例第７９号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和５２年市条例第１６号）

この条例は、昭和５２年４月１日から施行する。

附 則（昭和５２年市条例第４２号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和５２年市条例第６７号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和５３年市条例第１４号）

この条例は、昭和５３年４月１日から施行する。

附 則（昭和５３年市条例第３４号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和５３年市条例第５６号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和５４年市条例第１７号）

この条例は、昭和５４年４月１日から施行する。

附 則（昭和５４年市条例第３６号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和５５年市条例第２０号）

この条例中別表第 1 にかかる改正規定は、昭和 55 年 3 月 31 日から施行し、別表 3 にかかる改正規定は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 56 年市条例第 15 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例施行の際、既に使用料を前納している者は、この条例による改正前の使用料と改正後の使用料との差額を納付しなければならない。

附 則（昭和 56 年市条例第 31 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 56 年市条例第 38 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 56 年 7 月 20 日から適用する。

附 則（昭和 57 年市条例第 14 号）

- 1 この条例は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 昭和 57 年 3 月 31 日までに使用を許可した者に係る使用料については、この条例による改正後の岡山市都市公園条例別表第 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和 57 年市条例第 57 号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（参考 昭和 57 年市規則第 66 号で昭和 57 年 11 月 21 日から施行）

附 則（昭和 57 年市条例第 61 号）

この条例は、昭和 57 年 11 月 20 日から施行する。

附 則（昭和 58 年市条例第 14 号）

この条例は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 4 の 2 の改正規定及び同表に備考を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 59 年市条例第 20 号）

この条例は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 61 年市条例第 15 号）

この条例は、昭和 6 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 6 2 年市条例第 1 8 号）

この条例は、昭和 6 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 6 3 年市条例第 1 0 号）

この条例は、昭和 6 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年市条例第 2 6 号）

この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 年市条例第 2 0 号）

この条例は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 年市条例第 1 3 号）

この条例は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 年市条例第 3 1 号）

この条例は、平成 3 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年市条例第 2 1 号）

この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年市条例第 3 7 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 5 年市条例第 1 8 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 6 年市条例第 3 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 6 年市条例第 4 8 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 7 年市条例第 1 2 号）

1 この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

2 岡山市半田山植物園条例（昭和 3 9 年市条例第 7 3 号）は、廃止する。

附 則（平成 7 年市条例第 3 0 号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

(参考 平成 7 年市規則第 9 6 号で平成 7 年 1 0 月 3 0 日から施行)

附 則 (平成 8 年市条例第 1 7 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 9 年市条例第 2 0 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 9 年市条例第 5 5 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 1 0 年市条例第 2 2 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 1 0 年市条例第 4 6 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 1 0 年市条例第 6 1 号)

この条例は、平成 1 1 年 1 月 4 日から施行する。

附 則 (平成 1 1 年市条例第 1 5 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 1 1 年市条例第 2 8 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 1 1 年市条例第 3 5 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 1 2 年市条例第 7 0 号)

- 1 この条例は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 4 第 5 項の表の改正規定中浦安総合公園西地区駐車場の項に係る部分については、平成 1 2 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 4 は、平成 1 2 年 4 月 1 日以後使用申請があったものから適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表第 4 第 1 項第 1 号の規定（六番川水の公園体育館の項の部分に限る。）及び同項第 3 号の規定（六番川水の公園体育館の使用に伴うものに限る。）は、平成 1 3 年 4 月 1 日以後の使用に係る許可申請から適用し、同日前の使用に係る許可申請については、なお従前の例による。

附 則（平成 13 年市条例第 22 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 13 年市条例第 42 号）抄

- 1 この条例は、平成 13 年 7 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の規定中別表第 1 第 3 項の改正規定及び別表第 2 の改正規定は、平成 13 年 8 月 8 日から施行する。

附 則（平成 13 年市条例第 52 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 14 年市条例第 15 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 14 条第 3 項の改正規定及び別表第 5 第 1 項第 2 号の表岡山市総合文化体育館弓道場の項の改正規定は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年市条例第 53 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 5 第 2 項に表を加える改正規定は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 5 第 1 項第 2 号の備考の規定は、この条例の施行の日以後に許可するものについて適用する。

附 則（平成 14 年市条例第 60 号）

- 1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 岡山操車場跡地公園（仮称）については、同公園周辺の整備の目処が立った段階で正式名称を公募により決定するものとする。

附 則（平成 15 年市条例第 8 号）

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 5 第 6 項の表の改正規定は、平成 15 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年市条例第 39 号）

この条例は、平成 15 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年市条例第 55 号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（参考 平成 15 年市規則第 177 号で平成 16 年 1 月 4 日から施行）

附 則（平成 16 年市条例第 13 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年市条例第 50 号）

- 1 この条例は、平成 17 年 3 月 22 日から施行する。
- 2 アクションスポーツパーク条例（平成 13 年市条例第 42 号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。
- 3 旧条例によってなされた処分、手続その他の行為のうち、この条例に相当規定のあるものについては、当該相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 4 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第 19 条の規定によりその管理に関する事務を委託している公園については、地方自治法の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 81 号）附則第 2 条に規定する日までの間は、なお従前の例による。
- 5 市長は、前項の規定によりなお従前の例によることとされた公園の管理に関する事務の受託者から第 3 条の 2 第 1 項の規定による申請があった場合において、同項に規定する書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、当該受託者が当該公園の設置の目的を最も効果的に達成することができると認められるときは、当該受託者を指定管理者の候補者として選定することができる。

附 則（平成 18 年市条例第 13 号）抄

- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 2 第 1 項の表の改正規定（鳥城公園の項に係る部分に限る。）及び別表第 5 第 8 項の表鳥城公園テニスコートの項を削る改正規定は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年市条例第 96 号）

この条例は、平成 19 年 1 月 22 日から施行する。ただし、別表第 1 第 1 項の表の改正規定中「

内田第 2 公園

」を「

岡南町公園

」に改める部分及び同表に芳賀 6 号公園の項及び大倉公園の項を加える部分、別表第 1 第 3 項の表の改正規定中「

西祖宮池公園

」を「

御休宮池公園

」に改める部分並びに別表第５第２項第１号及び第２号の表の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成１９年市条例第５０号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成２０年市条例第５３号）

この条例は、平成２０年９月２２日から施行する。

附 則（平成２０年市条例第１０５号）

この条例は、平成２１年４月１日から施行する。ただし、第１３条第３項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成２１年市条例第１６号）

この条例は、平成２１年４月１日から施行する。

附 則（平成２１年市条例第５４号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成２１年市条例第７４号）

１ この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（１） 第１条の規定 平成２２年３月２２日

（２） 第２条の規定（次号に掲げる部分を除く。） 平成２２年４月１日

（３） 第２条中第２条の次に１条を加える改正規定 規則で定める日

（４） 前３号に掲げる規定以外の規定 公布の日

２ 第１条の規定の施行の日前においても、同条の規定による改正後の岡山市公園条例第８条の規定に基づく使用の許可その他ださきレークサイドパークの使用に関し必要な手続を行うことができる。

３ 第２条の規定の施行の日前においても、同条の規定による改正後の岡山市公園条例第８条の規定に基づく使用の許可その他西大寺緑花公園の使用に関し必要な手続を行うこ

とができる。

附 則（平成 22 年市条例第 17 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 23 年市条例第 38 号）

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年市条例第 57 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年市条例第 28 号）

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 5 第 1 項第 1 号の表備考 5，同表第 7 項第 1 号アの表備考 4 及び同号イの表備考 2 並びに同項第 2 号の表備考 3 並びに同表第 8 項の表備考 3 の改正規定は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則（平成 24 年市条例第 102 号）

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（１） 別表第 1 第 1 項の表に次のように加える規定（西長瀬北公園の項，西長瀬南公園の項及び北長瀬南公園の項を加える部分に限る。） 公布の日

（２） 別表第 1 第 1 項の表ひばり公園の項の改正規定 平成 25 年 2 月 2 日

附 則（平成 25 年市条例第 30 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年市条例第 71 号）

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、別表第 1 第 1 項の表に次のように加える改正規定及び同表第 3 項の表日応寺前公園の項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第 14 条の規定は、施行日以後に発する納入通知書に係る使用料について適用し、施行日前に発する納入通知書に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第 5 の規定は、施行日以後の使用に係る使用料等で、施行日以後に納付するものについて適用し、施行日前に納付するものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 26 年市条例第 141 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1第1項の表の改正規定中当新田芳泉公園の項、高島東公園の項及び当新田東公園の項に係る部分については、平成27年1月31日から施行する。

附 則（平成27年市条例第82号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年市条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2第1項の表に次のように加える改正規定、別表第5第12項の表に次のように加える改正規定及び別表第7に次のように加える改正規定は、平成29年7月1日から施行する。

附 則（平成29年市条例第47号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年市条例第43号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年市条例第75号）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前においても、岡山市公園条例第8条の規定に基づく使用の許可その他同日以後の岡山操車場跡地公園（仮称）多目的広場の使用に関し必要な手続を行うことができる。

附 則（平成31年市条例第68号）

- 1 この条例中第1条の規定は平成31年4月1日から、第2条の規定は同年10月1日から施行する。
- 2 第1条の規定の施行の日前においても、同条の規定による改正後の岡山市公園条例第8条の規定に基づく使用の許可その他半田山植物園の展示ホール及び冷暖房の使用に関し必要な手続を行うことができる。
- 3 第2条の規定による改正後の岡山市公園条例第14条の規定は、使用料にあっては、第2条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発する納入通知書に係る使用料について適用し、施行日前に発する納入通知書に係る使用料については、なお従前

の例により、利用料金にあっては、施行日以後の使用に係る利用料金で、施行日以後に納付するものについて適用し、施行日前に納付するものについては、なお従前の例による。

- 4 第2条の規定による改正後の岡山市公園条例別表第5の規定は、施行日以後の使用に係る使用料及び利用料金で、施行日以後に納付するものについて適用し、施行日前に納付するものについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年市条例第10号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第5第1項第3号の表の改正規定は、令和元年8月1日から施行する。

- 2 改正後の別表第5第1項第3号の表の規定は、別表第5第1項第3号の表の改正規定の施行の日以後の使用に係る使用料及び利用料金で、同日以後に納付するものについて適用し、同日前に納付するものについては、なお従前の例による。

附 則（令和2年市条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年市条例第40号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年市条例第64号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2第1項の表岡山操車場跡地公園（仮称）の部に次のように加える改正規定及び別表第5第12項の表に次のように加える改正規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（参考 令和3年市規則第105号で令和3年10月1日から施行）

附 則（令和4年市条例第21号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年市条例第43号）

この条例は、令和4年11月1日から施行する。

附 則（令和4年市条例第48号）

（施行期日）

1 この条例は、令和５年１月１日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第５第１２項の表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料及び利用料金で、同日以後に納付するものについて適用し、同日前に納付するものについては、なお従前の例による。

別表第１（第２条関係）

1 街区公園

名称	所在地
野田屋町公園	岡山市北区野田屋町二丁目
下石井公園	岡山市北区幸町
下田町公園	岡山市北区中央町
上伊福西公園	岡山市北区津倉町一丁目
上伊福東公園	岡山市北区伊福町三丁目
上伊福北公園	岡山市北区伊福町三丁目
巖井東公園	岡山市北区昭和町
巖井西公園	岡山市北区富町二丁目
住吉町仲よし公園	岡山市中区住吉町一丁目
島田西公園	岡山市北区西島田町
島田東公園	岡山市北区中島田町二丁目
新屋敷公園	岡山市北区新屋敷町二丁目
大供第１公園	岡山市北区厚生町三丁目
大供第２公園	岡山市北区厚生町二丁目
桑田公園	岡山市北区東島田町二丁目
内田第１公園	岡山市北区清輝橋四丁目
岡南町公園	岡山市北区岡南町一丁目
あけぼの公園	岡山市南区あけぼの町
福島公園	岡山市南区福島二丁目

大元公園	岡山市北区東古松三丁目
奥田公園	岡山市北区奥田二丁目
南方公園	岡山市北区南方一丁目
南方北公園	岡山市北区南方一丁目
東田町公園	岡山市北区田町一丁目
清輝公園	岡山市北区新道
五軒屋公園	岡山市北区東古松南町
宮西公園	岡山市北区奥田西町
天神公園	岡山市北区奥田西町
さくら住座公園	岡山市中区さくら住座
並木町公園	岡山市南区並木町二丁目
東中山下公園	岡山市北区中山下一丁目
福島南公園	岡山市南区福吉町
八幡公園	岡山市中区八幡東町
福浜南公園	岡山市南区若葉町
新福三角公園	岡山市南区新福一丁目
大供西公園	岡山市北区野田一丁目
西中山下公園	岡山市北区蕃山町
水之手公園	岡山市北区内山下一丁目
春日町公園	岡山市北区春日町
大供第 3 公園	岡山市北区大供二丁目
国富第 2 公園	岡山市中区国富三丁目
国富東公園	岡山市中区国富一丁目
福浜東公園	岡山市南区福吉町
松浜公園	岡山市南区松浜町
東古松南町公園	岡山市北区富田
西古松西公園	岡山市北区西古松西町

野田公園	岡山市北区野田二丁目
大安寺公園	岡山市北区日吉町
高島南公園	岡山市中区高島二丁目
野崎公園	岡山市東区西幸西
弓之町公園	岡山市北区天神町
浜野中央公園	岡山市南区浜野四丁目
東古松南町第 2 公園	岡山市北区東古松
西古松南公園	岡山市北区西古松二丁目
西古松東公園	岡山市北区西古松一丁目
富町公園	岡山市北区富町二丁目
福富南公園	岡山市南区福富中一丁目
新保東公園	岡山市南区新保
西市公園	岡山市南区西市
築港新町東公園	岡山市南区築港新町一丁目
築港新町中央 1 号公園	岡山市南区築港新町二丁目
築港新町中央 2 号公園	岡山市南区築港新町二丁目
築港ひかり町第 2 公園	岡山市南区築港ひかり町
築港緑町 1 号公園	岡山市南区築港緑町一丁目
築港緑町 2 号公園	岡山市南区築港緑町二丁目
みどり町公園	岡山市北区一宮
妹尾公園	岡山市南区箕島
豊成北公園	岡山市南区豊成二丁目
豊成南公園	岡山市南区豊成三丁目
上中野東公園	岡山市北区大元一丁目
野田北公園	岡山市北区野田五丁目
立川町公園	岡山市南区立川町
宮裏公園	岡山市北区岩井宮裏

浜野南公園	岡山市南区富浜町
新福公園	岡山市南区新福一丁目
青江西公園	岡山市北区青江五丁目
新保南公園	岡山市南区新保
西市京殿公園	岡山市南区西市
並木町 2 号公園	岡山市南区並木町二丁目
住吉公園	岡山市中区国富
一宮天神公園	岡山市北区大窪
牟佐公園	岡山市北区牟佐
青江東公園	岡山市北区青江四丁目
新保天神公園	岡山市南区新保
神下公園	岡山市中区神下
築港新町中央 3 号公園	岡山市南区築港新町二丁目
浜川原公園	岡山市中区浜一丁目
原尾島公園	岡山市中区原尾島四丁目
清遊公園	岡山市北区船頭町
十日市公園	岡山市北区十日市中町
築港ひかり町第 1 公園	岡山市南区築港ひかり町
西崎公園	岡山市北区西崎二丁目
網浜公園	岡山市中区網浜
三門公園	岡山市北区三門西町
青江北公園	岡山市北区青江三丁目
番神池公園	岡山市北区関西町
矢坂公園	岡山市北区矢坂西町
大安寺東町公園	岡山市北区大安寺東町
高柳 2 号公園	岡山市北区高柳西町
西大寺中央公園	岡山市東区西大寺中一丁目

あかね公園	岡山市北区花尻あかね町
ききょう公園	岡山市北区花尻ききょう町
白石東新町公園	岡山市北区白石東新町
十日市西町公園	岡山市北区十日市西町
福島4丁目公園	岡山市南区福島四丁目
石井谷公園	岡山市北区岩井二丁目
児島宮浦公園	岡山市南区宮浦
佐山1号公園	岡山市北区佐山
佐山2号公園	岡山市北区佐山
佐山3号公園	岡山市北区佐山
浜公園	岡山市中区浜三丁目
玉田公園	岡山市北区大井
高雄公園	岡山市東区邑久郷
赤坂南新町公園	岡山市中区赤坂南新町
神田町公園	岡山市北区神田町一丁目
乙多見公園	岡山市中区神下
河本町公園	岡山市東区河本町
富田公園	岡山市北区富田
新保4号公園	岡山市南区新保
青江3号公園	岡山市北区青江一丁目
西市西公園	岡山市南区西市
新保北公園	岡山市南区新保
高柳1号公園	岡山市北区高柳西町
横井公園	岡山市北区田益
藤田錦南公園	岡山市南区藤田
福成1丁目公園	岡山市南区福成一丁目
新京橋3丁目公園	岡山市中区新京橋三丁目

半田町公園	岡山市北区半田町
内尾公園	岡山市南区内尾
芳賀佐山中央公園	岡山市北区芳賀
芳賀 1 号公園	岡山市北区芳賀
芳賀 2 号公園	岡山市北区芳賀
芳賀 3 号公園	岡山市北区芳賀
芳賀 4 号公園	岡山市北区芳賀
芳賀 5 号公園	岡山市北区芳賀
今岡公園	岡山市北区今岡
田又池公園	岡山市北区富原
桑野公園	岡山市中区桑野
君津公園	岡山市東区君津
吉宗公園	岡山市北区吉宗
箕島公園	岡山市南区箕島
平井三丁目公園	岡山市中区平井三丁目
築港栄町公園	岡山市南区築港栄町
藤田錦北公園	岡山市南区藤田
湊操南台公園	岡山市中区湊
津高桃園公園	岡山市北区富原
津高公園	岡山市北区津高
土田公園	岡山市中区土田
田中西公園	岡山市北区田中
中仙道西公園	岡山市北区中仙道
中仙道東公園	岡山市北区今四丁目
辰巳南公園	岡山市北区辰巳
田中野田 3 号公園	岡山市北区田中
西古松南部公園	岡山市北区下中野

平井公園	岡山市中区平井
西大寺南公園	岡山市東区金岡東町一丁目
大多羅公園	岡山市東区大多羅町
西大寺松崎公園	岡山市東区西大寺松崎
原尾島第 1 公園	岡山市中区原尾島
原尾島第 2 公園	岡山市中区原尾島
城東台西一丁目公園	岡山市東区城東台西一丁目
城東台西三丁目公園	岡山市東区城東台西三丁目
城東台東一丁目公園	岡山市東区城東台東一丁目
城東台東二丁目第 1 公園	岡山市東区城東台東二丁目
城東台東二丁目第 2 公園	岡山市東区城東台東二丁目
城東台南一丁目公園	岡山市東区城東台南一丁目
城東台南二丁目公園	岡山市東区城東台南二丁目
中仙道公園	岡山市北区中仙道一丁目
今村公園	岡山市北区今六丁目
田中北公園	岡山市北区田中
辰巳西公園	岡山市北区田中
平田東公園	岡山市北区平田
平田公園	岡山市北区平田
野田 3 丁目公園	岡山市北区野田三丁目
野田 4 丁目公園	岡山市北区野田四丁目
今 1 丁目公園	岡山市北区今一丁目
今 2 丁目公園	岡山市北区今二丁目
今 5 丁目公園	岡山市北区今五丁目
上中野 1 丁目公園	岡山市北区上中野一丁目
田中野田 1 号公園	岡山市北区田中
田中野田 2 号公園	岡山市北区田中

下中野野崎公園	岡山市北区下中野
大元東公園	岡山市北区西古松
上中野 2 丁目公園	岡山市北区上中野二丁目
下中野本町公園	岡山市北区下中野
津島公園	岡山市北区津島西坂二丁目
古都南方公園	岡山市東区古都南方
北方公園	岡山市北区北方四丁目
津高台 1 号公園	岡山市北区津高台一丁目
津高台 2 号公園	岡山市北区津高台一丁目
津高台 3 号公園	岡山市北区津高台二丁目
東畦 1 号公園	岡山市南区東畦
東畦 2 号公園	岡山市南区東畦
津高白壁池公園	岡山市北区横井上
万成東町公園	岡山市北区万成東町
津島西公園	岡山市北区津島西坂一丁目
ひばり公園	岡山市南区泉田四丁目
高屋公園	岡山市中区高屋
江並公園	岡山市中区江並
庭瀬北公園	岡山市北区庭瀬
今 3 丁目公園	岡山市北区今三丁目
目黒町公園	岡山市東区目黒町
福泊公園	岡山市中区福泊
当新田西公園	岡山市南区万倍
平野 1 号公園	岡山市北区平野
平野 2 号公園	岡山市北区平野
竜之口車塚公園	岡山市中区四御神
野殿公園	岡山市北区野殿西町

みどり町中央公園	岡山市北区一宮
城東台西三丁目第2公園	岡山市東区城東台西三丁目
当新田中公園	岡山市南区泉田
当新田芳泉公園	岡山市南区芳泉二丁目
面室東公園	岡山市北区三和
面室北公園	岡山市北区三和
下中野西浦公園	岡山市北区下中野
西市本村公園	岡山市南区西市
高島東公園	岡山市中区中井一丁目
大福公園	岡山市南区大福
浦安太刀洗公園	岡山市南区浦安南町
田中南公園	岡山市北区田中
辰巳公園	岡山市北区辰巳
平井四丁目公園	岡山市中区平井四丁目
福富東みなみ公園	岡山市南区福浜西町
竜之ロスポーツ広場第2公園	岡山市中区雄町
足守冠山公園	岡山市北区下足守
伊島栄ヶ崎公園	岡山市北区伊島町三丁目
新築港公園	岡山市中区新築港
関公園	岡山市中区関
高島第2公園	岡山市中区高島一丁目
当新田西第2公園	岡山市南区当新田
当新田東公園	岡山市南区芳泉一丁目
東中島公園	岡山市中区東中島
福島下町公園	岡山市南区福島四丁目
ハイレイフ山崎公園	岡山市中区山崎
邑久郷公園	岡山市東区邑久郷

西大寺金山公園	岡山市東区西大寺上一丁目
九幡公園	岡山市東区九幡
久保東公園	岡山市東区久保
西大寺北公園	岡山市東区西大寺北
宿毛隆勝崎公園	岡山市東区宿毛
正義公園	岡山市東区正義
大多羅丸池公園	岡山市東区大多羅町
目黒町第2公園	岡山市東区目黒町
今岡第2公園	岡山市北区今岡
尾上中石公園	岡山市北区尾上
平野3号公園	岡山市北区平野
古新田公園	岡山市南区古新田
富原公園	岡山市北区富原
富原大岩公園	岡山市北区富原
富吉公園	岡山市北区富吉
西菅野公園	岡山市北区菅野
松崎公園	岡山市北区富原
横井マスカット公園	岡山市北区横井上
曾根公園	岡山市南区曾根
一日市公園	岡山市東区一日市
南古都公園	岡山市東区南古都
南古都第2公園	岡山市東区南古都
中尾台第1公園	岡山市東区中尾
中尾台第2公園	岡山市東区中尾
妹尾上寺公園	岡山市南区妹尾
妹尾和田公園	岡山市南区妹尾
中尾公園	岡山市東区中尾

下中野木村中央公園	岡山市南区下中野
下中野木村北公園	岡山市南区下中野
川張街区公園	岡山市南区川張
七区街区公園	岡山市南区北七区
西植松街区公園	岡山市南区植松
みどりヶ丘公園	岡山市南区西高崎
西紅陽台第 1 公園	岡山市南区西紅陽台一丁目
西紅陽台第 2 公園	岡山市南区西紅陽台一丁目
西紅陽台第 3 公園	岡山市南区西紅陽台二丁目
西紅陽台近隣公園	岡山市南区西紅陽台三丁目
レックタウン南公園	岡山市南区彦崎
足守山下公園	岡山市北区足守
新保観音堂公園	岡山市南区新保
西長瀬若沼公園	岡山市北区北長瀬表町三丁目
芳賀 6 号公園	岡山市北区芳賀
大倉公園	岡山市北区万成東町
瀬戸下公園	岡山市東区瀬戸町下
万富公園	岡山市東区瀬戸町万富
瀬戸旭ヶ丘中央公園	岡山市東区瀬戸町旭ヶ丘二丁目
瀬戸旭ヶ丘南公園	岡山市東区瀬戸町旭ヶ丘一丁目
瀬戸二日市公園	岡山市東区瀬戸町二日市
瀬戸公園	岡山市東区瀬戸町瀬戸
山根公園	岡山市東区瀬戸町瀬戸
万富西公園	岡山市東区瀬戸町万富
万富エバーグリーン公園	岡山市東区瀬戸町万富
瀬戸沖西公園	岡山市東区瀬戸町沖
多田原公園	岡山市東区瀬戸町万富

白石西公園	岡山市北区白石
津寺前池公園	岡山市北区津寺
鉄公園	岡山市東区鉄
植松公園	岡山市南区植松
西高崎公園	岡山市南区西高崎
中仙道中公園	岡山市北区中仙道二丁目
大野辻第1公園	岡山市北区北長瀬表町二丁目
大野辻第2公園	岡山市北区北長瀬表町二丁目
織くすのき公園	岡山市中区織東町二丁目
平井三丁目ふれあい公園	岡山市中区平井三丁目
おまちアクアガーデン	岡山市中区雄町
田益下池公園	岡山市北区田益
千町川河川公園	岡山市東区長沼
山上公園	岡山市北区上高田
上道丸山公園	岡山市東区南古都
御成川河川公園	岡山市中区古京町，中区小橋町一丁目，中区中納言町地先
藤田あさひ公園	岡山市南区藤田
藤田錦スポーツ広場公園	岡山市南区藤田
日近ホテル公園	岡山市北区日近
谷尻奥池公園	岡山市東区谷尻
興除スポーツ広場公園	岡山市南区中畦
津島スポーツ広場公園	岡山市北区津島本町
西長瀬北公園	岡山市北区西長瀬
西長瀬南公園	岡山市北区西長瀬
北長瀬南公園	岡山市北区北長瀬表町三丁目
南輝ふれあい公園	岡山市南区南輝三丁目

高島新屋敷公園	岡山市中区高島新屋敷
大供本町西公園	岡山市北区大供本町
福富西公園	岡山市南区福富西一丁目
馬屋上公園	岡山市北区富吉

2 近隣公園

名称	所在地
福浜北公園	岡山市南区福浜町
高島公園	岡山市中区八幡東町
三野公園	岡山市北区三野本町
京山公園	岡山市北区谷万成一丁目，北区伊島町三丁目，北区京山二丁目
青江公園	岡山市南区青江六丁目
二日市公園	岡山市北区旭町，北区二日市町
撫川公園	岡山市北区中撫川
大元中央公園	岡山市北区大元上町
塚山公園	岡山市北区大内田
桜ヶ丘公園	岡山市中区平井二丁目
御南公園	岡山市北区今八丁目
郡公園	岡山市南区郡
国際児童年記念公園こどもの森	岡山市北区学南町二丁目，北区学南町三丁目
瀬戸町江尻レストパーク	岡山市東区瀬戸町江尻
日近花木園	岡山市北区日近
田益上池公園	岡山市北区田益
池の内湖畔公園	岡山市中区湊
高松ヘルシーパーク	岡山市北区高松田中
牟佐スポーツ広場公園	岡山市北区牟佐
小串スポーツ広場公園	岡山市南区小串

桑野スポーツ広場公園	岡山市中区桑野
二日市スポーツ広場公園	岡山市北区二日市町
竜之口スポーツ広場公園	岡山市中区土田，中区雄町
藤田都スポーツ広場公園	岡山市南区藤田
藤田都六区スポーツ広場公園	岡山市南区藤田
御休宮池公園	岡山市東区西祖，東区浦間
真星星の村公園	岡山市北区真星
福谷河川公園	岡山市北区福谷
福谷スポーツ広場公園	岡山市北区東山内

3 地区公園

名称	所在地
東山公園	岡山市中区東山一丁目，中区御成町
奥市公園	岡山市中区奥市
当新田公園	岡山市南区当新田
向州公園	岡山市東区向州
上道公園	岡山市東区竹原
西大寺一宮公園	岡山市東区西大寺一宮
近水公園	岡山市北区足守
犬島公園	岡山市東区犬島
日応寺寺前公園	岡山市北区日応寺
松ヶ鼻ファミリーパーク	岡山市北区高松田中
浅越スポーツパーク	岡山市東区浅越
日応寺自然の森公園	岡山市北区日応寺
くさかべ大池公園	岡山市東区草ヶ部
なださきレークサイドパーク	岡山市南区北七区地内
西大寺緑花公園	岡山市東区西大寺南一丁目

4 総合公園

名称	所在地
浦安総合公園	岡山市南区浦安南町，南区浦安西町
六番川水の公園	岡山市東区升田
北長瀬未来ふれあい総合公園	岡山市北区北長瀬表町一丁目，北区野田四丁目
灘崎町総合公園	岡山市南区片岡
瀬戸町総合運動公園	岡山市東区瀬戸町南方

5 運動公園

名称	所在地
神崎山公園	岡山市東区神崎町
山田グリーンパーク	岡山市南区山田

6 風致公園

名称	所在地
操山公園	岡山市中区奥市，中区門田文化町三丁目，中区湊，中区円山，中区福泊，中区海吉，中区沢田，中区今谷
幣立山公園	岡山市中区門田文化町一丁目
笠井山公園	岡山市北区畑鮎
芥子山公園	岡山市東区広谷，東区目黒町，東区西大寺松崎，東区西庄
貝殻山市民憩いの森公園	岡山市南区小串，南区阿津

7 植物公園

名称	所在地
半田山植物園	岡山市北区法界院

8 歴史公園

名称	所在地
烏城公園	岡山市北区丸の内二丁目
高松城址公園	岡山市北区高松

撫川城址公園	岡山市北区撫川
高松城水攻め史跡公園	岡山市北区立田

9 墓園

名称	所在地
笠井山墓園	岡山市北区畑鮎

10 緑道

名称	所在地
西川緑道公園	岡山市北区南方二丁目～北区中央町
妹尾緑道公園	岡山市南区妹尾
枝川緑道公園	岡山市北区南中央町，北区京町，北区清輝橋一丁目，北区大供一丁目，北区春日町，北区大学町
浦安西町緑道	岡山市南区浦安西町
臨港グリーンアベニュー	岡山市北区大元駅前，南区下中野，南区新保，南区泉田
浦安本町緑道	岡山市南区浦安本町
浦安緑道公園	岡山市南区浦安本町，南区浦安南町
彦崎駅南緑道公園	岡山市南区彦崎
瀬戸旭ヶ丘緑道	岡山市東区瀬戸町旭ヶ丘三丁目
福田緑道	岡山市南区福田，南区浦安西町

11 緑地

名称	所在地
旭川第1緑地	岡山市中区東中島町，中区西中島町地先
吉井川第1緑地	岡山市東区西大寺射越～東区西大寺川口河川敷
浜野緑地	岡山市南区富浜町，南区洲崎一丁目
十一番川緑地	岡山市南区築港栄町，南区あけぼの町，南区築港新町一丁目

高島緑地	岡山市中区高島二丁目
旭川第２緑地	岡山市中区古京町一丁目～中区西川原地先河川敷
旭川福島緑地	岡山市南区福島一丁目～南区福島二丁目地先河川敷
旭川平井緑地	岡山市中区平井地先河川敷
旭川平井第２緑地	岡山市中区平井地先河川敷
百間川緑地	岡山市中区竹田地先～中区沖元河川敷，中区海吉
旭川桜橋一丁目緑地	岡山市中区桜橋一丁目地先河川敷
西大寺南緑地	岡山市東区西大寺南二丁目
藤田緑地	岡山市南区藤田
平野緑地	岡山市北区平野
操陽南山緑地	岡山市中区湊，中区門田本町
芳賀佐山緑地	岡山市北区芳賀
横井第１緑地	岡山市北区横井上
大内田緑地	岡山市北区大内田
石関緑地	岡山市北区石関町
旭川緑地	岡山市北区内山下一丁目，北区内山下二丁目，北区京橋町
妹尾駅前緑地	岡山市南区東畦
吉井川西大寺浜緑地	岡山市東区西大寺浜地先河川敷
芳賀富吉緑地	岡山市北区芳賀，北区富吉
神崎緑地	岡山市東区神崎町
吉井川上道緑地	岡山市東区一日市，東区寺山地先河川敷
面室緑地	岡山市北区三和
旭川小橋町一丁目緑地	岡山市中区小橋町一丁目地先

旭川下の原緑地	岡山市北区中原
宮浦東川緑地	岡山市南区宮浦
倉敷川稔橋緑地	岡山市南区西畦地先河川敷
笹ヶ瀬川錦第1緑地	岡山市南区藤田地先河川敷
笹ヶ瀬川錦第2緑地	岡山市南区藤田地先河川敷
笹ヶ瀬川錦第3緑地	岡山市南区藤田地先河川敷
丙川緑地	岡山市南区藤田
足守川緑地	岡山市北区足守地先河川敷
足守中村橋緑地	岡山市北区下足守地先河川敷
平野第2緑地	岡山市北区延友地先河川敷
旭川大原緑地	岡山市北区玉柏地先
祇園緑地	岡山市中区祇園
旭川牟佐旭緑地	岡山市北区牟佐地先
千町川乙子緑地	岡山市東区乙子
足守川高松中村橋緑地	岡山市北区新庄上地先河川敷
足守川福崎緑地	岡山市北区福崎地先河川敷
笹ヶ瀬川古新田緑地	岡山市南区古新田地先河川敷
大井緑地	岡山市北区大井地先河川敷
旭川桃太郎緑地	岡山市北区後楽園地先河川敷
旭川御幸緑地	岡山市中区御幸町地先河川敷
旭川烏城公園緑地	岡山市北区丸の内二丁目，北区石関町
旭川竹田緑地	岡山市中区竹田地先
旭川平井第3緑地	岡山市中区平井六丁目地先河川敷
吉井川河本緑地	岡山市東区西大寺東三丁目，東区河本町，東区久保地先
郡団地緑地	岡山市南区郡
豊緑地	岡山市東区西大寺新地，東区西大寺川口，東区

	西大寺五明，東区西大寺浜
百間川米田第 1 緑地	岡山市中区米田地先
百間川米田第 2 緑地	岡山市中区米田地先
百間川神下緑地	岡山市中区神下地先
百間川海吉福吉緑地	岡山市中区海吉地先
百間川沖元緑地	岡山市中区沖元地先
西辛川緑地	岡山市北区西辛川地先河川敷
古新田福田緑地	岡山市南区古新田
小丸山緑地	岡山市北区辛川市場
旭川第 3 緑地	岡山市北区原，北区玉柏
旭川第 4 緑地	岡山市北区玉柏
頭高山緑地	岡山市中区土田
玉柏裏山緑地	岡山市北区玉柏
吉備津名越山緑地	岡山市北区吉備津
芳賀福谷緑地	岡山市北区芳賀
ふれあいの森	岡山市南区川張
香りの並木路	岡山市南区西高崎
原緑地	岡山市北区原
瀬戸駅前広場	岡山市東区瀬戸町下
瀬戸吉井川緑地	岡山市東区瀬戸町大内，東区瀬戸町弓削
瀬戸旭ヶ丘緑地	岡山市東区瀬戸町旭ヶ丘二丁目
旭川さくら緑地	岡山市中区古京町一丁目～中区浜二丁目

別表第 1 の 2 （第 2 条の 5 関係）

特定公園施設の名称	移動等円滑化基準
1 園路及び広場	不特定かつ多数の者が利用し，又は主として高齢者，障害者等が利用する園路及び広場を設ける場合は，そのうち 1 以上は，次に掲げる基準に適合するものでなけれ

ばならない。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 出入口の幅のうち1以上は、300センチメートル以上とすること。その他は、120センチメートル以上とすること。

イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げることを。

ウ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。

エ 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

オ カに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

カ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）を併設すること。

(2) 通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を120センチメートル以上と

することができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

オ 4パーセント以上の縦断勾配の区間の長さが50メートルを超える場合は、50メートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の水平な部分を設けること。

カ 縁石を切り下げの場合は、切り下げ部分の幅及びすりつけ勾配は、それぞれ120センチメートル以上8パーセント以下とし、かつ、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

キ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。

ク 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

ケ 園路を横断する排水溝を設ける場合には、当該排水溝には、つえ、車椅子のキャスター等が落ち込みにくい構造の溝蓋を設けること。

(3) 階段（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、１２０センチメートル以上とすること。

イ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

ウ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

エ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

オ 踏面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げることを。

カ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。

キ 段鼻は、踏面と明度、色相又は彩度の差を大きくすること。

ク 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

ケ 高低差が３００センチメートルを超える場合は、高低差３００センチメートル以内ごとに踏幅４０センチメートル以上の踊場を設けること。

コ 段の上端及び下端に接する園路及び踊場の部分には、令第１１条第２号に規定する点状ブロック等（以下「点状ブロック等」という。）を敷設すること。

（４） 階段を設ける場合は、傾斜路を併設しなければならない。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター

ター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。

(5) 傾斜路（階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。

イ 縦断勾配は、8パーセント以下とし、横断勾配は、設けないこと。

ウ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。

エ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場が設けられていること。

オ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

カ 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

キ 傾斜路の上端及び下端に近接する園路及びその踊場の部分に、点状ブロック等を敷設すること。

(6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、点状ブロック等及び令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床

	面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者，障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 (7) 2の項から7の項までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ1以上及び高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第2条第2項の主要な公園施設に接続していること。
2 屋根付広場	不特定かつ多数の者が利用し，又は主として高齢者，障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合は，そのうち1以上は，次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1) 出入口は，次に掲げる基準に適合するものであること。 ア 幅は，120センチメートル以上とすること。ただし，地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は，80センチメートル以上とすることができる。 イ ウに掲げる場合を除き，車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。 ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は，傾斜路を併設すること。 (2) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。
3 休憩所及び管理事務所	(1) 不特定かつ多数の者が利用し，又は主として高齢者，障害者等が利用する休憩所を設ける場合は，そのうち1以上は，次に掲げる基準に適合するものでなけ

ればならない。

ア 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(ア) 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

(イ) (ウ)に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

(ウ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

(エ) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

a 幅は、80センチメートル以上とすること。

b 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

イ カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

ウ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

エ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、6の項第2号から第6号までに掲げる基準に適合するものであること。

	(2) 前号の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、同号中「休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。
4 野外劇場及び野外音楽堂	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ア 出入口は、1の項第1号の基準に適合するものであること。 イ 出入口とウの車椅子使用者用観覧スペース及びエの便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。 (ア) 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとした上で、幅を80センチメートル以上とすることができる。 (イ) (ウ)に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。 (ウ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。 (エ) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。 (オ) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。

ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。

(カ) 表面は、滑りにくい材料で仕上げること。

(キ) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

ウ 当該野外劇場の収容定員が200以下の場合は当該収容定員に50分の1を乗じて得た数以上、収容定員が200を超える場合は当該収容定員に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる観覧スペース（以下「車椅子使用者用観覧スペース」という。）を設けること。

エ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、6の項第2号から第6号までに掲げる基準に適合するものであること。

(2) 車椅子使用者用観覧スペースは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

ア 幅は90センチメートル以上であり、奥行きは120センチメートル以上であること。

イ 車椅子使用者が利用する際に支障となる段がないこと。

ウ 車椅子使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子使用者の転落を防止するための設備が設けられていること。

	(3) 前2号の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外音楽堂について準用する。
5 駐車場	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合は当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）を設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。 (2) 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ア 幅は、350センチメートル以上とすること。 イ 車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、車椅子使用者用駐車施設の表示をすること。 ウ 車椅子使用者用駐車施設へ通ずる1の項第1号に定める構造の出入口から車椅子使用者用駐車施設に至る当該駐車施設内の通路は、1の項第2号に定める構造とし、1の項第1号に定める構造の出入口から距離ができるだけ短くなる位置に設けること。 エ 床面は、水平とすること。

6 便所

(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

ア 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。

イ 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器が設けられていること。

ウ イの規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。

(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、前号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。

ア 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。

イ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

(3) 前号アの便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

ア 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。

(イ) (ウ)に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

(ウ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設するこ

と。

(エ) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。

(オ) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

a 幅は、80センチメートル以上とすること。

b 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

イ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

(4) 第2号アの便房は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

ア 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

イ 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。

ウ 腰掛便座及び手すりが設けられていること。

エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。

(5) 第3号ア（ア）及び（オ）並びにイの規定は、前号の便房について準用する。

(6) 第3号ア（ア）から（ウ）まで及び（オ）並びにイ並びに第4号イからエまでの規定は、第2号イの便所について準用する。この場合において、第4号イ中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

7 水飲場及び手洗場	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。 (2) 前号の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する手洗場について準用する。
8 掲示板及び標識	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する掲示板は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ア 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。 イ 当該掲示板に表示された内容が容易に識別できるものであること。 ウ 高齢者、障害者等が見やすく、かつ、理解しやすい高さ、文字の大きさ、色合い等のものとする。 (2) 前号の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する標識について準用する。 (3) 視覚障害者に配慮した案内の設備を設ける場合においては、必要に応じて音声により知らせる装置、視覚障害者誘導用ブロック等を敷設すること。 (4) 特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち1以上は、1の項の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けなければならない。

別表第2（第8条関係）

有料公園施設の属する公園の名称	施設の種類
奥市公園	補助野球場
	野球場
	相撲場
浦安総合公園	岡山市総合文化体育館
	野球場
	テニスコート
	駐車場
	東地区管理棟
	西地区管理棟
烏城公園	駐車場
当新田公園	サッカー場
二日市公園	テニスコート
向州公園	補助野球場
	テニスコート
上道公園	野球場
半田山植物園	植物園
	駐車場
山田グリーンパーク	野球場
	テニスコート
	サッカー場兼ソフトボール場
神崎山公園	競技場
犬島公園	犬島キャンプ場
六番川水の公園	体育館
	テニスコート
	多目的広場
操山公園	里山センター

北長瀬未来ふれあい総合公園	岡山ドーム
	多目的広場
	駐車場
百間川緑地	軟式野球場（穰川原橋上流右岸・沢田橋下流左岸）
	ソフトボール場（穰川原橋上流右岸）
	テニスコート（穰川原橋下流右岸・沢田橋下流左岸・米田橋上流左岸）
	サッカー・ラグビー場（百間川橋下流右岸・沢田橋下流左岸）
	サッカー場（百間川橋下流右岸・沢田橋下流左岸）
灘崎町総合公園	多目的広場
	フットサルコート
	テニスコート
瀬戸町総合運動公園	体育館
	野球場
	多目的グラウンド
	テニスコート
	野外ステージ
瀬戸町江尻レストパーク	管理棟
	多目的広場
	屋根付広場
たけべの森公園	自然家族旅行村
	キャンプ場
	BMXコース
	かぶとむしどーむ

	レジャープール
	パターゴルフコース
	ディスクゴルフコース
なださきレークサイドパーク	多目的広場
西大寺緑花公園	体験学習施設百花プラザ
健康みつ21公園	多目的広場

2

有料公園施設の属する公園の名称	施設の種類
浅越スポーツパーク	パークゴルフ場
日応寺自然の森公園	多目的広場
	テニス広場
	パターゴルフ広場
牟佐スポーツ広場公園	テニスコート
	多目的広場
小串スポーツ広場公園	テニスコート
	多目的広場
桑野スポーツ広場公園	多目的広場
興除スポーツ広場公園	テニスコート
福谷スポーツ広場公園	スポーツ広場
津島スポーツ広場公園	スポーツ広場

別表第3（第4条関係）

名称
北長瀬未来ふれあい総合公園
半田山植物園
浦安総合公園
六番川水の公園
たけべの森公園

別表第4（第13条，第14条，第16条の2関係）

1 法第5条第1項の規定により公園施設を設け又は管理する場合

種別	単位	金額
売店，食堂又はこれに類する施設	1平方メートル1月につき	360円
その他の施設	1平方メートル1年につき	300円

備考 本表の規定にかかわらず，入札により本表に定める公園施設を設け又は管理する者（以下この備考において「設置者等」という。）を特定する場合の使用料の額は当該入札の落札金額とし，提案内容に使用料の額を含む企画競争により設置者等を特定する場合の使用料の額は当該企画競争の際に特定した設置者等が提案した金額とする。この場合において，使用料の額は，本表に規定する金額を下回ってはならないものとする。

2 法第6条第1項の規定により公園を占用する場合（第4条第1項各号に掲げる行為に伴う場合を含む。）

種別	金額
法第7条第1項各号に掲げる工作物 その他の物件又は施設	岡山市道路占用料徴収条例（昭和28年市条例第25号）別表に規定する額
都市公園法施行令第12条第3項各号に掲げる社会福祉施設	岡山市財産条例（昭和39年市条例第27号）別表第1に規定する額

3 第4条第1項各号に掲げる行為をする場合

種類	単位	金額
業として映画を撮影するもの	1日につき	7,500円
業として写真を撮影するもの	1人1月につき	600円
物品販売，宣伝，興行その他これらに類するもの	1平方メートル1日につき	42円
競技会，集会，展示会，博覧会その他これらに類するもの	1平方メートル1日につき	5円
広告物の表示	日，月，年等をもって別に定める単	市場価格を基に

	位	別に定める額
--	---	--------

別表第5（第13条、第16条の2関係）

1 体育館使用料（瀬戸町総合運動公園体育館を除く。）

（1）専用して使用する場合

種別			単位開館から正午 まで		午後1時から 午後5時まで		午後6時から 午後9時まで		開館から午後9時ま で	
			平日	土曜日 日曜日 休日 休館日	平日	土曜日 日曜日 休日 休館日	平日	土曜日 日曜日 休日 休館日	平日	土曜日 日曜日 休日 休館日
岡山市 総合文 化体育 館	第一競 技場	A	8, 9 0 5 円	1 0, 6 8 6 円	1 2, 0 4 8 円	1 4, 4 5 7 円	1 5, 2 9 5 円	1 8, 4 3 8 円	3 6, 2 4 8 円	4 3, 5 8 2 円
		B	4 4, 5 2 4 円	5 3, 4 2 9 円	6 0, 2 3 8 円	7 2, 2 8 6 円	7 6, 4 7 6 円	9 1, 7 7 1 円	1 8, 1, 2 3 8 円	2 1 7, 4 8 6 円
		C	1 3 3, 5 7 1 円	1 6 0, 2 8 6 円	1 8 0, 7 1 4 円	2 1 6, 8 5 7 円	2 2 9, 4 2 9 円	2 7 5, 3 1 4 円	5 4 3, 7 1 4 円	6 5 2, 4 5 7 円
	第二競 技場	A	4, 5 0 5 円	5, 5 4 8 円	6, 0 7 6 円	7, 3 3 3 円	7, 6 4 8 円	9, 2 1 9 円	1 8, 2 2 9 円	2 2, 0 0 0 円
		B	2 2, 3 1 4 円	2 6, 8 1 9 円	3 0, 1 7 1 円	3 6, 2 4 8 円	3 8, 2 3 8 円	4 5, 8 8 6 円	9 0, 7 2 4 円	1 0 8, 9 5 2 円
		C	6 6, 8 3 8 円	8 0, 2 4 8 円	9 0, 4 1 0 円	1 0 8, 5 円	1 1 4, 7 円	1 3 7, 6 円	2 7 1, 9 円	3 2 6, 4 3 8 円

			円	円	円	3 3 円	1 4 円	5 7 円	6 2 円	
	柔道場		1, 8 8 6 円	2, 3 0 5 円	2, 9 3 3 円	3, 5 6 2 円	3, 7 7 1 円	4, 6 1 0 円	8, 5 9 1 円	1 0, 4 7 6 円
	剣道場		1, 8 8 6 円	2, 3 0 5 円	2, 9 3 3 円	3, 5 6 2 円	3, 7 7 1 円	4, 6 1 0 円	8, 5 9 1 円	1 0, 4 7 6 円
	弓道場		1, 2 5 7 円	1, 5 7 1 円	1, 8 8 6 円	2, 3 0 5 円	2, 5 1 4 円	3, 0 3 8 円	5, 6 5 7 円	6, 9 1 4 円
六番川 水の公 園体育 館	競技場	A	6, 2 8 6 円	7, 5 4 3 円	8, 4 8 6 円	1 0, 2 6 7 円	1 0, 7 9 1 円	1 2, 9 9 1 円	2 5, 5 6 2 円	3 0, 8 0 0 円
		B	3 1, 4 2 9 円	3 7, 7 1 4 円	4 2, 4 2 9 円	5 0, 9 1 4 円	5 3, 9 5 2 円	6 4, 7 4 3 円	1 2 7, 8 1 0 円	1 5 3, 3 7 1 円
		C	9 4, 2 8 6 円	1 1 3, 1 4 3 円	1 2 7, 2 8 6 円	1 5 2, 7 4 3 円	1 6 1, 8 5 7 円	1 9 4, 2 2 9 円	3 8 3, 4 2 9 円	4 6 0, 1 1 4 円

備考

1 A, B及びCの区分は、次のとおりとする。

A アマチュア団体（スポーツ及び文化団体に限る。）又は大学生以下の者による催物

B A以外の催物で営利又は宣伝を目的としないもの

C A及びB以外の催物

2 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

3 単位の時間帯以外の時間における使用料の金額は、1時間につき次の各号に掲げ

る時間について、当該各号に掲げる金額とする。

(1) 開館前 1時間につき開館から正午までの使用料の金額の3分の1の金額

(2) 正午から午後1時まで 1時間につき午後1時から午後5時までの使用料の金額の4分の1の金額

(3) 午後5時から午後6時まで及び午後9時後 1時間につき午後6時から午後9時までの使用料の金額の3分の1の金額

4 岡山市総合文化体育館第1競技場又は六番川水の公園体育館競技場を2分の1, 3分の1又は4分の1に限って使用する場合は、本表に規定する金額(3に規定する金額を含む。)のそれぞれ2分の1, 3分の1又は4分の1の金額とする。

5 市民(本市の区域内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者又は団体で本市の区域内に事務所を有するものをいう。)以外の者が使用する場合には、本表に規定する金額(3及び4に規定する金額を含む。)の100分の50に相当する金額を加算する。

6 入場料金を領収する催物のために専用して使用する場合は、当該催物1回(同様な内容構成の催物が時間を区切って数度にわたり行われる場合は、その1度を1回とする。)につき、1人当たりの入場料金の最高額に100を乗じて得た金額を加算する。

7 特別の設備等に要する費用は、使用する者の負担とする。

8 会場の準備若しくは取付けのために専用して使用する場合は、又は専用して使用する時間帯の前若しくは後において特別の設備若しくは物品を存置することにより専用して使用する場合は、本表のA欄の金額とする。

9 算出した使用料の1円未満の端数は、切り上げるものとする。ただし、5の場合にあつては、使用料の1円未満の端数は、切り捨てるものとする。

(2) 共用して使用する場合

種別		単位	金額
岡山市総合文化体育館柔道場	高校生以下の者	1回につき	126円

		1 月につき	7 5 4 円
		3 月につき	1, 5 0 9 円
	一般	1 回につき	2 5 1 円
		1 月につき	1, 5 0 9 円
		3 月につき	3, 0 1 7 円
岡山市総合文化体育館剣道場	高校生以下の者	1 回につき	1 2 6 円
		1 月につき	7 5 4 円
		3 月につき	1, 5 0 9 円
	一般	1 回につき	2 5 1 円
		1 月につき	1, 5 0 9 円
		3 月につき	3, 0 1 7 円
岡山市総合文化体育館弓道場	高校生以下の者	1 時間につき	4 2 円
		1 月につき	7 5 4 円
		3 月につき	1, 5 0 9 円
	一般	1 時間につき	8 4 円
		1 月につき	1, 5 0 9 円
		3 月につき	3, 0 1 7 円
	夜間照明	1 時間 1 灯につき	2 2 円
岡山市総合文化体育館トレーニング室	高校生以下の者	1 時間につき	4 2 円
	一般	1 時間につき	8 4 円

備考

- 1 回数は、開館から正午まで又は午後 1 時から午後 5 時までをそれぞれ 1 回として

計算する。

- 2 月単位で使用を許可する場合において、その期間内の一部の日に限り使用を認める条件を付したときは、使用を認めた日の日数に応じて使用料を日割計算するものとする。ただし、算出した使用料の1円未満の端数は、切り上げるものとする。

(3) 設備等を使用する場合

種別			単位	金額
会議室			1 室 1 時間につき	2 5 1 円
放送設備			1 式 1 回につき	2, 5 1 4 円
組立ステージ			1 式 1 回につき	5, 0 2 9 円
舞台用諸設備			1 式 1 回につき	1 0, 0 5 7 円
ピアノ			1 台 1 回につき	2, 5 1 4 円
バレーボールマット			1 式 1 回につき	1 8, 8 5 7 円
バドミントンマット			1 式 1 回につき	3, 7 7 1 円
電光得点標示板			1 組 1 回につき	1, 2 5 7 円
長机			1 脚 1 回につき	1 2 6 円
いす（折り畳み式を除く。）			1 脚 1 回につき	2 2 円
電力料	電灯	岡山市総合文化体育館第 1 競技場及び第 2 競技場	1 灯 1 時間につき	9 円
		六番川水の公園体育館競技場	1 灯 1 時間につき	2 2 円
	備え付けの設備以外の使用		1 時間につき	2, 0 9 5 円
冷房料	岡山市総合文化体育館第 1 競技場		1 時間につき	2 0, 9 5 2 円
	岡山市総合文化体育館第 2 競技場		1 時間につき	5, 2 3 8 円
	会議室		1 室 1 時間につき	1 0 5 円
暖房料	岡山市総合文化体育館第 1 競技場		1 時間につき	1 4, 6 6 7 円
	岡山市総合文化体育館第 2 競技場		1 時間につき	3, 6 6 7 円
	会議室		1 室 1 時間につき	7 3 円

備考

- 1 回数は、開館から正午まで、午後１時から午後５時まで、午後６時から午後９時までをそれぞれ１回とする。
- 2 電力料は、岡山市総合文化体育館第１競技場及び第２競技場並びに六番川水の公園体育館競技場での使用に限る。
- 3 複数の者が岡山市総合文化体育館第１競技場を同一時間に使用する場合は、冷房料及び暖房料は、当該使用者で按分する。ただし、算出した使用料の１円未満の端数は、切り上げるものとする。

2 半田山植物園使用料

(1) 個人

種別	単位	金額
大人	１人１回につき	３１４円
小人	１人１回につき	１２６円

(2) 団体

種別		単位	金額
３０人以上の団体	大人	１人１回につき	２５１円
	小人	１人１回につき	１０５円
責任者が引率する３０人以上の市内の小学校、中学校又は高等学校の児童又は生徒の団体	大人	１人１回につき	２２０円
	小人	１人１回につき	８４円

備考

この表において、「大人」とは１５歳以上の者をいい、「小人」とは、６歳以上１５歳未満の者をいう。

(3) その他

種別		単位	金額
入園パス（１年）	大人	１人につき	１，８８６円
	小人	１人につき	７５４円

(4) 研修室等の使用料

種別	単位	金額
----	----	----

研修室	第 1 研修室	1 時間につき	2 5 1 円
	第 2 研修室	1 時間につき	3 6 7 円
休憩所		1 時間につき	8 2 8 円
展示ホール		1 時間につき	6 2 9 円
冷暖房設備	第 1 研修室・第 2 研修室	1 時間につき	1 0 5 円
	展示ホール	1 時間につき	1 0 5 円

3 犬島キャンプ場使用料

種別	単位	金額
宿泊利用	1 サイト 1 泊につき	1, 0 4 0 円
一時利用	1 サイト 1 回につき	4 1 0 円

4 操山公園里山センター使用料

種別	単位	冷暖房を使用しない場合	冷暖房を使用する場合
会議室	1 時間につき	2 1 0 円	3 1 4 円
多目的ホール	1 時間につき	6 2 9 円	9 4 3 円

5 北長瀬未来ふれあい総合公園使用料

(1) 岡山ドーム

ア 専用して使用する場合

単位	開館から正午まで		正午から午後 5 時まで		午後 5 時から午後 9 時まで		開館から午後 9 時まで	
種別	平日	土曜日 日曜日 休日 休館日	平日	土曜日 日曜日 休日 休館日	平日	土曜日 日曜日 休日 休館日	平日	土曜日 日曜日 休日 休館日
球技	1 0, 0 5 0 円	1 2, 5 7 0 円	1 6, 7 6 0 円	2 0, 9 5 0 円	2 3, 4 6 0 円	2 6, 8 1 0 円	4 1, 9 0 0 円	5 1, 1 2 0 円

場	B	5 0, 2 8 0 円	6 2, 8 5 0 円	8 3, 8 1 0 円	1 0 4, 7 6 0 円	1 1 7, 3 3 0 円	1 4 4, 1 5 0 円	2 1 2, 8 7 0 円	2 5 5, 6 1 0 円
	C	1 5 5, 0 4 0 円	1 8 8, 5 7 0 円	2 5 9, 8 1 0 円	3 1 4, 2 8 0 円	3 5 8, 7 0 0 円	4 3 2, 4 5 0 円	6 3 9, 4 6 0 円	7 6 7, 6 9 0 円

備考

- 1 A、B及びCの区分は、次のとおりとする。
 - A アマチュア団体（スポーツ及び文化団体に限る。）又は大学生以下の者による催物
 - B A以外の催物で営利又は宣伝を目的としないもの
 - C A及びB以外の催物
- 2 休日とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- 3 単位の時間帯の1時間における使用料の金額は、本表に規定する金額を1時間当たりに換算した金額とする。
- 4 単位の時間帯以外の時間における使用料の金額は、1時間につき次の各号に掲げる時間について、当該各号に掲げる金額とする。
 - (1) 午前5時から開館まで 1時間につき開館から正午までの使用料の金額の3分の1の金額
 - (2) 午後9時から午前5時まで 1時間につき午後5時から午後9時までの使用料の金額の4分の1の金額
- 5 球技場を次の各号に掲げる施設として使用する場合は、当該各号に定める金額とする。
 - (1) テニスコート 1面当たり本表に規定する金額（第3項及び第4項の額を含む。以下本項及び次項において同じ。）の8分の1に相当する額
 - (2) フットサルコート 1面当たり本表に規定する金額の4分の1に相当する額
- 6 前項に掲げる場合のほか、球技場を区分使用する場合は、使用料の金額は、本表に規定する金額に使用する面積の割合を乗じて得た金額とする。
- 7 入場料金を徴収する催物のために専用して使用する場合は、当該催物1回（同様な内容構成の催物が時間を区切って数度にわたり行われる場合は、その1度を1回

とする。)につき、1人当たりの入場料金の最高額に100を乗じて得た金額を加算する。

8 特別の設備等に要する費用は、使用する者の負担とする。

9 会場の準備若しくは片付けのために専用して使用する場合又は専用して使用する時間帯の前若しくは後において特別の設備若しくは物品を存置することにより専用して使用する場合の使用料については、本表のA欄の金額とする。

10 算出した使用料の10円未満の端数は、切り上げるものとする。

イ 設備等を使用する場合

種別			単位	金額
会議室			1室1時間につき	250円
放送設備			1式1回につき	2,510円
長机			1脚1回につき	120円
いす			1脚1回につき	20円
電力料	電灯1／8使用		1時間につき	520円
	電灯1／4使用		1時間につき	1,040円
	電灯1／2使用		1時間につき	2,090円
	電灯全面使用		1時間につき	4,190円
	備付けの設備以外の使用	岡山ドーム内	1時間につき	2,090円
		岡山ドーム外	1時間につき	520円

ウ 見学科

1人1回につき150円とする。ただし、市民又は使用目的の場合の下見は、無料とする。

(2) 多目的広場

単位	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	その他の使用 1時間当たり	夜間照明 1時間当たり

区 分	1 / 3 使用	1, 2 5 0 円	1, 2 5 0 円	2, 5 1 0 円	1, 2 5 0 円	3 1 0 円	2 9 0 円
	1 / 2 使用	1, 8 8 0 円	1, 8 8 0 円	3, 7 6 0 円	1, 8 8 0 円	4 7 0 円	4 4 0 円
	全面使用	3, 7 6 0 円	3, 7 6 0 円	7, 5 2 0 円	3, 7 6 0 円	9 4 0 円	8 9 0 円

6 百間川緑地使用料

種別	区分			単位	金額
軟式野球場（稲川原橋上流右岸・沢田橋下流左岸）	専用使用	時間帯による使用	(1)午前8時30分～正午		2, 2 5 2 円
			(2)正午～午後5時		2, 9 6 5 円
			(3)午前8時30分～午後5時		4, 5 0 5 円
		時間帯によらない使用		1時間につき	8 2 8 円
ソフトボール場（稲川原橋上流右岸）	専用使用	時間帯による使用	(1)午前8時30分～正午		1, 1 5 2 円
			(2)正午～午後5時		1, 7 2 9 円
			(3)午前8時30分～午後5時		2, 3 1 5 円
		時間帯によらない使用		1時間につき	3 5 6 円
テニスコート（稲川原橋下流右岸）	高校生以下の者			1面1時間につき	2 2 0 円
	その他の者			同	2 9 3 円
	専用使用		(1)午前8時30分～正午	1面につき	7 1 9 円

				0 分～正午		
				(2) 正午～午後 5 時	同	1 , 0 2 7 円
				(3) 午前 8 時 3 0 分～午後 5 時	同	1 , 7 4 7 円
テニスコート	高校生以下の者				1 面 1 時間につき	3 3 0 円
(沢田橋下流 左岸)	その他の者				同	4 4 0 円
	専用使用			(1) 午前 8 時 3 0 分～正午	1 面につき	1 , 0 7 8 円
				(2) 正午～午後 5 時	同	1 , 5 4 0 円
				(3) 午前 8 時 3 0 分～午後 5 時	同	2 , 6 1 8 円
テニスコート	高校生以下の者				1 面 1 時間につき	2 2 0 円
(米田橋上流 左岸)	その他の者				同	2 9 3 円
サッカー・ラ グビー場 (百 間川橋下流右 岸・沢田橋下 流左岸)	左岸	専用使 用	時間帯によ る使用	(1) 午前 8 時 3 0 分～正午		2 , 8 2 9 円
				(2) 正午～午後 5 時		4 , 1 9 1 円
				(3) 午前 8 時 3 0 分～午後 5 時		5 , 5 5 2 円
			時間帯によらない使用		1 時間につき	1 , 0 4 8 円

		練習使用			1 チーム 1 時間につき	9 9 5 円
	右岸	専用使用	時間帯による使用	(1) 午前 8 時 30 分～正午		1, 5 3 0 円
				(2) 正午～午後 5 時		2, 4 1 0 円
				(3) 午前 8 時 30 分～午後 5 時		3, 1 8 5 円
			時間帯によらない使用		1 時間につき	6 0 8 円
		練習使用			1 チーム 1 時間につき	5 5 5 円
サッカー場 (百間川橋下流右岸・沢田橋下流左岸)	左岸	専用使用	時間帯による使用	(1) 午前 8 時 30 分～正午		2, 8 2 9 円
				(2) 正午～午後 5 時		4, 1 9 1 円
				(3) 午前 8 時 30 分～午後 5 時		5, 5 5 2 円
			時間帯によらない使用		1 時間につき	1, 0 4 8 円
		練習使用			1 チーム 1 時間につき	9 9 5 円
	右岸	専用使用	時間帯による使用	(1) 午前 8 時 30 分～正午		9 9 5 円
				(2) 正午～午後 5 時		1, 5 3 0 円

			(3) 午前 8 時 3 0 分～午後 5 時		1, 9 7 0 円
			時間帯によらない使用	1 時間につき	3 8 8 円
		練習使用		1 チーム 1 時間に つき	3 4 6 円

備考

- 1 土曜日、日曜日及び休日（国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。）に専用する場合は、使用料の額の 1 0 0 分の 2 0 に相当する額を加算して得た額とする。ただし、1 0 0 分の 2 0 に相当する額の 1 円未満の端数は、切り捨てるものとする。
- 2 金額を 1 時間について定めている場合において、使用時間が 1 時間未満であるとき又は使用時間に時間未満の端数があるときは、その時間又はその端数時間を 1 時間として利用料金の額を計算する。

7 瀬戸町総合運動公園使用料

(1) 体育館

ア アリーナ・会議室・研修室を使用する場合

区分					単位	金額	
メインアリーナ	全面使用	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合		1 時間につき	1 , 2 5 7 円	
			入場料を徴収する場合			1 2 , 5 7 1 円	
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合	入場料を徴収しない場合	平日		1 , 8 8 6 円	
				土・日・休日		2 , 5 1 4 円	
			入場料を徴収する場合	平日		1 8 , 8 5 7 円	
				土・日・休日		2 5 , 1 4 3 円	
	部分使用	床面積の 2 分の 1 を超え 3 分の 2 以下を使用				全面使用の 3 分の 2 の額	

		床面積の3分の1を超え2分の1以下を使用	全面使用の2分の1の額
		床面積の3分の1以下を使用	全面使用の3分の1の額
		バドミントンコート1面又は卓球台1台につき	105円
サブアリーナ	全面使用	アマチュアスポーツに使用する場合	419円
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合	838円
	部分使用	床面積の2分の1以下を使用	全面使用の2分の1の額
		卓球台1台につき	105円
会議室			210円
研修室			105円

備考

- 65歳以上及び高校生以下の者が、メインアリーナ、サブアリーナを使用する場合の使用料は、この表に規定する金額の2分の1の額とする。
- 休日とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- 1時間未満の使用料は、次のとおりとする。
 - 30分未満の場合 1時間の使用料の2分の1に相当する額
 - 30分以上1時間未満の場合 1時間の使用料
- 市民（本市の区域内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者又は団体で本市の区域内に事務所を有するものをいう。ただし、市内在勤者及び在学者は同様の扱いとする。）以外の者が使用する場合には、この表に規定する金額（前項に規定する金額を含む。）をさらに加算する。
- 「バドミントンコート1面又は卓球台1台につき」の区分の適用は、床面積の3分の1以下を使用する場合に限る。ただし、その使用料の額が全面使用の3分の1の額を超える場合は全面使用の3分の1の額とする。
- 特別の設備等に要する費用は、使用する者の負担とする。
- 会場の準備若しくは取付けのために専用して使用する場合又は専用して使用する

時間帯の前若しくは後において特別の設備若しくは物品を存置することにより専用して使用する場合の使用料についてもこの表の金額とする。

8 算出した使用料の1円未満の端数は、切り上げるものとする。

イ 設備等を使用する場合

区分		単位		金額
照明設備	メインアリーナ	全面使用	1 時間につき	1, 8 8 6 円
		床面積の 2 分の 1 を超え 3 分の 2 以下を使用		1, 2 5 7 円
		床面積の 3 分の 1 を超え 2 分の 1 以下を使用		9 4 3 円
		床面積の 3 分の 1 以下を使用		6 2 9 円
		バドミントンコート 1 面又は卓球台 1 台につき		1 5 7 円
	サブアリーナ	全面使用		4 1 9 円
		床面積の 2 分の 1 以下を使用		2 1 0 円
		卓球台 1 台につき		1 0 5 円
トレーニング機器		1 人 1 月につき		3 1 4 円
		1 人 1 回につき		1 0 5 円
冷暖房設備	会議室	1 時間につき		1 0 5 円
	研修室	1 時間につき		1 0 5 円
放送設備		1 回につき		5 2 4 円
長机		1 脚 1 回につき		2 2 円
いす		1 脚 1 回につき		1 1 円
フローアシート		1 枚 1 回につき		5 2 円

備考

1 1時間未満の使用料は、次のとおりとする。

(1) 30分未満の場合 1時間の使用料の2分の1に相当する額

(2) 30分以上1時間未満の場合 1時間の使用料

2 市民（本市の区域内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者又

は団体で本市の区域内に事務所を有するものをいう。ただし、市内在勤者及び在学者は同様の扱いとする。) 以外の者が使用する場合には、この表に規定する金額(前項に規定する金額を含む。)をさらに加算する。

3 「バドミントンコート1面又は卓球台1台につき」の区分の適用は、床面積の3分の1以下を使用の場合に限る。ただし、その照明設備使用料の額が全面使用の3分の1の額を超える場合は全面使用の3分の1の額とする。

4 長机又はいすをアマチュアスポーツ又は会議室若しくは研修室で使用する場合は、無料とする。

5 算出した使用料の1円未満の端数は、切り上げるものとする。

(2) 体育館以外の有料公園施設を使用する場合

施設名	単位	使用料	夜間照明料
野球場	1時間につき	1, 676円	4, 191円
多目的グラウンド	0.5面1時間につき	524円	2, 619円
テニスコート	1面1時間につき	210円	419円
野外ステージ	1時間につき(入場料を徴収する場合に限る。)	2, 095円	—

備考

1 65歳以上及び高校生以下の者が使用する場合は、この表に規定する金額の2分の1の額とする。

2 1時間未満の使用料は、次のとおりとする。

(1) 30分未満の場合 1時間の使用料の2分の1に相当する額

(2) 30分以上1時間未満の場合 1時間の使用料

3 市民(本市の区域内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者又は団体で本市の区域内に事務所を有するものをいう。ただし、市内在勤者及び在学者は同様の扱いとする。) 以外の者が使用する場合には、この表に規定する金額(前項に規定する金額を含む。)をさらに加算する。

4 会場の準備若しくは取付けのために専用して使用する場合は専用して使用する時間帯の前若しくは後において特別の設備若しくは物品を存置することにより専用

して使用する場合の使用料についてもこの表の金額とする。

5 算出した使用料の1円未満の端数は、切り上げるものとする。

8 瀬戸町江尻レストパーク使用料

種別	単位	金額
研修室	1時間につき	105円
研修室冷暖房料	1時間につき	105円
多目的広場	1時間につき	524円
ラインパウダー	10キログラムにつき	3,143円
多目的広場夜間照明	1時間につき	2,095円
屋根付広場夜間照明	1時間につき	419円

備考

1 65歳以上及び高校生以下の者が使用する場合の研修室使用料は、この表に規定する金額の2分の1の額とする。

2 1時間未満の使用料は、次のとおりとする。

(1) 30分未満の場合 1時間の使用料の2分の1に相当する額

(2) 30分以上1時間未満の場合 1時間の使用料

3 市民（本市の区域内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者又は団体で本市の区域内に事務所を有するものをいう。ただし、市内在勤者及び在学者は同様の扱いとする。）以外の者が使用する場合には、この表に規定する金額（前項に規定する金額を含む。）をさらに加算する。

4 会場の準備若しくは取付けのために専用して使用する場合又は専用して使用する時間帯の前若しくは後において特別の設備若しくは物品を存置することにより専用して使用する場合の使用料についてもこの表の金額とする。

5 長机又はいすをアマチュアスポーツ又は研修室で使用する場合の使用料は、無料とする。

6 算出した使用料の1円未満の端数は、切り上げるものとする。

9 たけべの森公園使用料

(1) 個人

区分	単位	金額
大人	1 人 1 日につき	3 1 4 円
小人	1 人 1 日につき	2 1 0 円

(2) 団体

区分		単位	金額
責任者が引率する 20 人以上の団体	大人	1 人 1 日につき	2 8 3 円
	小人	1 人 1 日につき	1 8 9 円

(3) 有料施設の使用料

施設名称・区分					単位	金額	
キャンプ場	一時利用	テントサイト	個人	大人	1 人 1 回につき	5 2 5 円	
				小人	1 人 1 回につき	3 9 9 円	
			団体	大人	1 人 1 回につき	3 9 9 円	
				小人	1 人 1 回につき	2 6 2 円	
		バンガロー	個人	大人	1 人 1 回につき	9 8 0 円	
				小人	1 人 1 回につき	7 4 4 円	
			団体	大人	1 人 1 回につき	7 4 4 円	
				小人	1 人 1 回につき	4 9 0 円	
	宿泊利用	テントサイト				1 サイト 1 泊につき	3, 1 2 8 円
		バンガロー				1 棟 1 泊につき	5, 8 3 7 円
BMXコース（附属器具を含む。）					1 人 1 時間につき	5 5 5 円	
かぶとむしどーむ					1 人 1 日につき	3 1 4 円	
レジャープール		大人			1 人 1 日につき	1, 3 2 0 円	
		小人			1 人 1 日につき	8 8 0 円	
		幼児			1 人 1 日につき	4 4 0 円	

パターゴルフコース（附属器具を含む。）	1人9ホールにつき	555円
ディスクゴルフコース（附属器具を含む。）	1人9ホールにつき	335円

備考

- この表において、「幼児」とは3歳以上小学生未満の者をいい、「小人」とは小学生及び中学生をいい、「大人」とはそれら以外の15歳以上の者をいう。
- レジャープールを午後3時から閉園まで使用する場合は、この表に規定するレジャープールの使用料の2分の1に相当する額とする。
- 責任者が引率する20人以上の団体がこの表に掲げる有料施設（キャンプ場を除く。）を使用する場合（前項に規定する場合を除く。）は、この表に規定する使用料から1割に相当する額を減じた額とする。ただし、1割に相当する額の1円未満の端数は、切り捨てるものとする。
- この表において「団体」とは、責任者が引率する20人以上の団体をいう。

10 なたさきレークサイドパーク多目的広場使用料

（1） 団体使用の場合

施設名	区分	午前	午後	全日
東広場	平日	4,777円	6,380円	9,565円
	土曜日、日曜日又は休日	6,380円	7,972円	12,760円
中央広場	平日	24,347円	32,466円	48,704円
	土曜日、日曜日又は休日	32,466円	40,585円	64,942円
西広場	平日	3,855円	5,144円	7,722円
	土曜日、日曜日又は休日	5,144円	6,432円	10,288円
全部	平日	33,000円	44,000円	66,000円
	土曜日、日曜日又は休日	44,000円	55,000円	88,000円

備考 「団体」とは10人以上のものをいう。

(2) 個人使用の場合

施設名	区分	平日	土曜日，日曜日又は休日
東広場	1時間につき	3 1 4 円	4 7 1 円
中央広場	1時間につき	1， 6 1 3 円	2， 4 3 1 円
西広場	1時間につき	2 5 1 円	3 7 7 円
全部	1時間につき	2， 2 0 0 円	3， 3 0 0 円

1 1 西大寺緑花公園体験学習施設百花プラザ使用料

(1) 多目的ホール

ア 専用して使用する場合（1時間当たり）

区分	基本使用料
A	1， 4 6 7 円
B	4， 1 9 1 円
C	8， 3 8 2 円

イ 部分的に使用する場合

多目的ホールを2分の1以下又は4分の1以下に限って使用する場合の基本使用料は，この表に規定する基本使用料のそれぞれ2分の1又は4分の1とする。

備考

1 A，B及びCの区分は次のとおりとする。

A アマチュア団体（スポーツ及び文化団体に限る。）又は大学生以下の者による催物

B A以外の催物で営利又は宣伝を目的としないもの

C A及びB以外の催物

2 使用料の割増し

(1) 使用者が入場料等を徴収する場合

次の区分により基本使用料に加算して徴収する。

入場料等の最高額が，3，000円以下の場合 基本使用料の50%

入場料等の最高額が，3，000円を超える場合 基本使用料の100%

(2) 開館時間外に使用する場合

基本使用料の 5 0 %とする。

(3) 冷暖房設備を使用する場合

基本使用料の 5 0 %とする。

(4) 音響・照明設備を使用する場合

ミキサー室において常時操作等が必要となる場合は、基本使用料の 5 0 %とする。

3 算出した使用料の 1 円未満の端数は、切り上げるものとする。

(2) 研修室（1 時間当たり）

室名	基本使用料
研修室 1	6 2 9 円
研修室 2	6 2 9 円
実習室	6 2 9 円
美術工芸室	6 2 9 円
実技室	6 2 9 円
みどりの相談室	6 2 9 円
控室 1	2 1 0 円
控室 2	2 1 0 円
会議室	4 1 9 円
ふれあいルーム	6 2 9 円
和室 1	2 1 0 円
和室 2	4 1 9 円
ホワイエ	6 2 9 円
談話ホール	4 1 9 円

備考

1 冷暖房料

控室 1，控室 2，和室 1 及び和室 2 1 時間当たり 5 2 円

上記以外の室 1 時間当たり 1 0 5 円

2 控室1及び控室2については、多目的ホール使用と同時に使用する場合は、使用料を徴収しない。

3 ホワイエ及び談話ホールについては、専用して使用する場合に限る。

1 2 その他の有料公園施設の使用料

種別		単位	金額
奥市公園野球場	専用使用	1日につき	6,288円
	その他の使用	1時間につき	786円
	夜間照明	1時間につき	3,143円
浦安総合公園野球場	専用使用	1日につき	6,288円
	その他の使用	1時間につき	786円
奥市公園補助野球場	専用使用	1面1日につき	2,512円
	その他の使用	1面1時間につき	314円
	夜間照明	1面1時間につき	2,095円
向州公園補助野球場	専用使用	1日につき	2,512円
	その他の使用	1時間につき	314円
	夜間照明	1時間につき	2,095円
上道公園野球場	専用使用	1面1日につき	2,512円
	その他の使用	1面1時間につき	314円
	夜間照明	1面1時間につき	1,571円
六番川水の公園多目的広場		1面1時間につき	314円
		1面1日につき	2,512円
山田グリーンパーク野球場	専用使用	1日につき	6,288円
	その他の使用	1時間につき	786円
奥市公園相撲場		1時間につき	210円
浦安総合公園テニスコート	高校生以下の者	1面1時間につき	419円
	その他の者	1面1時間につき	555円
	夜間照明	1面1時間につき	419円

	管理棟会議室		全面使用 1 時間につき	5 4 5 円
			1 / 2 面使用 1 時間につき	3 1 4 円
			1 / 4 面使用 1 時間につき	1 5 7 円
	会議室冷暖房料		1 時間につき	1 0 5 円
二日市公園テニスコート	高校生以下の者		1 面 1 時間につき	1 2 6 円
	その他の者		1 面 1 時間につき	2 1 0 円
	夜間照明		1 面 1 時間につき	4 1 9 円
向州公園テニスコート	高校生以下の者		1 面 1 時間につき	1 2 6 円
	その他の者		1 面 1 時間につき	2 1 0 円
	夜間照明		1 面 1 時間につき	4 1 9 円
山田グリーンパークテニスコート	高校生以下の者		1 面 1 時間につき	3 1 4 円
	その他の者		1 面 1 時間につき	4 1 9 円
六番川水の公園テニスコート	高校生以下の者		1 面 1 時間につき	1 2 6 円
	その他の者		1 面 1 時間につき	2 1 0 円
当新田公園サッカー場	専用使用		午前	2, 5 1 4 円
			午後	3, 1 4 3 円
			全日	5, 0 2 9 円
	その他の使用		1 時間につき	7 8 6 円
	夜間照明		1 時間につき	2, 0 9 5 円
山田グリーンパークサッカー場兼ソフトボール場	専用使用		1 日につき	2, 5 1 2 円
	その他の使用		1 時間につき	3 1 4 円
神崎山公園競技場	専用使用	全面	午前	5, 2 3 8 円
			午後	7, 8 5 7 円
			全日	1 0, 4 7 6 円

	用	インフィールドのみ	1時間につき	1, 571円
	個	高校生以下の者	2時間につき	73円
	人	その他の者	2時間につき	105円
	使用			
灘崎町総合公園多目的 広場	専 用 使 用	全面	午前	5, 238円
			午後	7, 857円
			全日	10, 476円
		インフィールドのみ	1時間につき	1, 571円
	個	高校生以下の者	2時間につき	73円
	人	その他の者	2時間につき	105円
	使用			
		夜間照明	1時間につき	1, 435円
灘崎町総合公園フット サルコート	専用使用		1面1時間につき	1, 048円
	夜間照明		1面1時間につき	419円
灘崎町総合公園テニス コート	高校生以下の者		1面1時間につき	314円
	その他の者		1面1時間につき	419円
	夜間照明		1面1時間につき	419円
烏城公園駐車場	普通自動車		1台につき	最初の1時間ま で310円, 以後 30分につき1 10円
	大型乗用自動車		1台1回につき	838円
半田山植物園駐車場	普通自動車		1台につき	最初の3時間ま で310円, 以後 1時間につき1

			10円
	大型乗用自動車	1台1回につき	838円
浦安総合公園駐車場	普通自動車	1台につき	最初の2時間まで無料，以後1時間につき105円
	大型乗用自動車	1台につき	最初の2時間まで無料，以後1回につき524円
スコアボード	電気設備を含むとき。	1回につき	1,048円
	電気設備を含まないとき。	1回につき	419円
浦安総合公園東地区管理棟	研修室	1時間につき	293円
浦安総合公園西地区管理棟	研修室	1時間につき	817円
	研修室冷暖房料	1時間につき	105円
健康みつ21公園多目的広場	専用使用	1日につき	2,510円
	その他の使用	1時間につき	310円
北長瀬未来ふれあい総合公園駐車場	普通自動車	1台につき	最初の1時間まで無料，以後30分につき100円
	大型乗用自動車	1台につき	最初の30分まで無料，以後1回につき520円

備考

- 1 「普通自動車」とは，道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に定める

普通自動車をいう。

2 「大型乗用自動車」とは、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条に定める大型自動車のうち専ら人を運搬するものをいう。

3 駐車場の使用が2日以上となる場合の使用料は、1日につき1回として算定するものとする。

4 「インフィールド」とは、競走路に囲まれた部分の内部をいう。

5 鳥城公園駐車場について、岡山城との共通利用に係るものについては、別途定める額とする。

別表第6（第13条，第14条関係）

種別	単位	金額
売店，食堂又はこれに類する公園施設	1平方メートル1月につき	360円
その他の公園施設	1平方メートル1年につき	300円
公園施設以外の施設	岡山市道路占用料徴収条例別表に規定する額	

備考 この表において「公園施設」とは，法第2条第2項に規定する施設のことをいう。

別表第7（第19条関係）

名称	所在地
富谷緑地	岡山市北区御津宇垣
御津工業団地奥池緑地	岡山市北区御津宇垣
御津工業団地菅緑地	岡山市北区御津高津
御津工業団地尾瀬井緑地	岡山市北区御津高津
伊田運動公園	岡山市北区御津伊田
野々口河川敷グラウンド	岡山市北区御津野々口
たけべの森公園	岡山市北区建部町田地子
建部町親水公園	岡山市北区建部町建部上
虫名池ふれあい広場	岡山市北区御津野々口
健康みつ21公園	岡山市北区御津伊田

○岡山市公園条例施行規則

昭和36年1月30日

市規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、岡山市公園条例（昭和35年市条例第11号。以下「条例」という。）

第23条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(公園施設の建築面積の基準の特例が認められる場合)

第1条の2 条例第2条の4ただし書の規則で定める場合は、次に掲げるとおりとする。

(1) 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第5条第2項に規定する休養施設、同条第4項に規定する運動施設、同条第5項に規定する教養施設、同条第8項に規定する備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な耐震性貯水槽、放送施設、情報通信施設、ヘリポート、係留施設、発電施設及び延焼防止のための散水施設を設ける場合又は自然公園法（昭和32年法律第161号）に規定する都道府県立自然公園の利用のための施設である建築物（次号に掲げる建築物を除く。）を設ける場合

(2) 前号の休養施設又は教養施設である建築物のうち次のアからウまでのいずれかに該当する建築物を設ける場合

ア 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定により国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物として指定され、又は登録有形文化財、登録有形民俗文化財若しくは登録記念物として登録された建築物その他これらに準じて岡山県文化財保護条例（昭和50年岡山県条例第64号）及び岡山市文化財保護条例（昭和51年市条例第64号）の定めるところにより歴史上又は学術上価値の高いものとして現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物

イ 景観法（平成16年法律第100号）の規定により景観重要建造物として指定された建築物

ウ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）の規定により歴史的風致形成建造物として指定された建築物

(3) 屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場、壁を有しない休憩所及び屋根付野外

劇場を設ける場合

(4) 仮設公園施設（3月を限度として公園施設として臨時に設けられる建築物をいい、前3号に規定する建築物を除く。）を設ける場合

(5) 都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第5条の7第1項に規定する認定公募設置等計画に基づき法第5条の2第1項に規定する公募対象公園施設である建築物（前各号に規定する建築物を除く。）を設ける場合

2 前項第1号に掲げる場合に関する条例第2条の4ただし書の規則で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として条例第2条の4本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

3 第1項第2号に掲げる場合に関する条例第2条の4ただし書の規則で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の20を限度として条例第2条の4本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

4 第1項第3号に掲げる場合に関する条例第2条の4ただし書の規則で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として条例第2条の4本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

5 第1項第4号に掲げる場合に関する条例第2条の4ただし書の規則で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の2を限度として条例第2条の4本文又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

6 第1項第5号に掲げる場合に関する条例第2条の4ただし書の規則で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として条例第2条の4本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

（指定管理者の募集）

第1条の3 市長は、条例第3条の規定により指定管理者を指定しようとするときは、次に掲げる事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体を公募するものとする。

(1) 施設の概要

(2) 指定期間

(3) 選定基準

(4) 施設の管理基準，業務の範囲等指定管理者が行うべき事務の内容

(5) その他市長が定める事項

(指定管理者の指定の申請)

第1条の4 条例第3条の2第1項に規定する申請は，指定管理者指定申請書（様式第1号）を市長に提出して行わなければならない。

2 条例第3条の2第1項に規定するその他規則で定める書類は，次に掲げる書類とする。

(1) 定款，寄附行為，規約その他これらに準ずる書類

(2) 過去3年間の事業年度に係る財務諸表等法人その他の団体の経営状況を明らかにする書類

(3) 法人にあつては，法人登記簿の登記事項証明書又は登記簿謄本

(4) その他市長が必要と認める書類

(申請書及び許可書の様式)

第2条 条例第4条第2項及び第3項，法第5条第1項並びに法第6条第2項及び第3項の規定に基づく申請書の様式は，それぞれ次に掲げるところによる。

(1) 公園内行為許可申請書（様式第1号の2）

(2) 公園内許可行為変更許可申請書（様式第2号）

(3) 公園施設設置許可申請書（様式第3号）

(4) 公園施設管理許可申請書（様式第4号）

(5) 公園占用許可申請書（様式第5号）

(6) 公園（施設設置，施設管理，占用）許可事項変更許可申請書（様式第6号）

2 条例第4条第4項，法第5条第1項並びに法第6条第2項及び第3項の規定に基づく許可は，申請者に対し，それぞれ次に掲げる許可書を交付して行うものとする。

(1) 公園内行為許可書（様式第7号）

(2) 公園内許可行為変更許可書（様式第8号）

(3) 公園施設設置許可書（様式第9号）

(4) 公園施設管理許可書（様式第10号）

(5) 公園占用許可書（様式第11号）

(6) 公園(施設設置, 施設管理, 占用)許可事項変更許可書(様式第12号)

(禁止行為)

第2条の2 条例第6条第1項第9号に規定する事項は, 他の利用者に危険を及ぼすおそれのある行為をすることとする。

(有料公園施設の使用許可の申請等)

第3条 条例第8条第2項の規定により, 有料公園施設を使用しようとする者は, 体育館の専用使用許可申請については, 体育館専用使用許可申請書(様式第13号)を, 岡山ドームの専用使用許可申請については, 岡山ドーム専用使用許可申請書(様式第13号の2)を, たけべの森公園キャンプ場使用許可申請については, たけべの森公園キャンプ場使用(変更)許可申請書(様式第13号の3)を, なださきレークサイドパークの使用許可申請については, なださきレークサイドパーク使用(変更)許可申請書(様式第13号の4)を, 体験学習施設百花プラザの使用許可申請については, 体験学習施設百花プラザ使用(変更)許可申請書(様式第13号の5)を, 北長瀬未来ふれあい総合公園多目的広場の使用許可申請については, 北長瀬未来ふれあい総合公園多目的広場使用(変更)許可申請書(様式第13号の6)を使用しようとする日の3日前までに, その他の有料公園施設の使用許可申請については, 有料公園施設使用(変更)許可申請書(様式第14号)を使用しようとする日の2日前まで(市長が別に定める場合を除く。)に市長に提出しなければならない。ただし, 有料公園施設については, 使用しようとする日の前々日, 前日及び当日に使用の申出があつた場合において, 管理上支障がないと認められるときは, この限りでない。

2 条例第8条第3項の規定により, 体育館の専用使用許可を受けた事項の変更の許可を受けようとする者は, 体育館専用使用変更許可申請書(様式第15号)を, 岡山ドームの専用使用許可を受けた事項の変更の許可を受けようとする者は, 岡山ドーム専用使用変更許可申請書(様式第15号の2)を市長に提出しなければならない。

3 有料公園施設(体育館を除く。)の使用許可を受けた者が条例第15条各号に定める事由により使用できない場合又は使用できないことが確実と見込まれる場合は, 当該許可に係る使用日の変更を申請することができる。

4 前項の場合においては, たけべの森公園キャンプ場の使用許可を受けた事項の変更の

許可を受けようとする者は、たけべの森公園キャンプ場使用（変更）許可申請書を、その他有料公園施設（体育館を除く。）の使用許可を受けた事項の変更の許可を受けようとする者は、有料公園施設使用（変更）許可申請書を使用しようとする２日前まで（市長が別に定める場合を除く。）に、市長に提出しなければならない。

５ 市長は、許可の申請に係る事項について支障がないと認める場合には、申請者に対し、体育館専用使用（変更）許可書（様式第１６号）、岡山ドーム専用使用（変更）許可書（様式第１６号の２）、たけべの森公園キャンプ場使用（変更）許可書（様式第１６号の３）、なださきレークサイドパーク使用（変更）許可書（様式第１６号の４）、体験学習施設百花プラザ使用（変更）許可書（様式第１６号の５）、北長瀬未来ふれあい総合公園多目的広場使用（変更）許可書（様式第１６号の６）又は有料公園施設使用（変更）許可書（様式第１７号）を交付するものとする。

６ 条例第８条第５項に規定する別に定める利用券による使用者とは、次の表に掲げる有料公園施設について、あらかじめ使用料を納付して同表に掲げる利用券の交付を受けた者とする。

有料公園施設	利用券の種類
岡山市総合文化体育館（柔道場、剣道場、弓道場及びトレーニング室について共用して使用できる日として市長が指定した日に限る。）	様式第１８号 様式第１９号
テニスコート（二日市公園、浦安総合公園及び山田グリーンパークに設置されたものに限る。）	様式第２０号
半田山植物園	様式第２０号の２ 様式第２０号の３
神崎山公園競技場	様式第２０号の４ 様式第２０号の５
犬島キャンプ場	様式第２０号の６
たけべの森公園	様式第２０号の７
たけべの森公園キャンプ場（学校行事等での利用の場合を除	様式第２０号の８

く。)	
かぶとむしどーむ	様式第 2 0 号の 9
レジャープール	様式第 2 0 号の 1 0

(特別の事由)

第 4 条 条例第 1 6 条に規定する特別の事由とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 国，地方公共団体又は公共的団体が公用又は公益のために使用又は占用するとき。
- (2) 営利を目的としない使用又は占用で特別の理由があると認めたとき。
- (3) 前 2 号のほか，市長が特に必要があると認めたとき。

(公示の場所)

第 4 条の 2 条例第 1 6 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する公示のための掲示は，都市整備局 都市・交通部庭園都市推進課（「以下「庭園都市推進課」」という。）において行うものとする。

2 前項における事務は，庭園都市推進課長の決裁を要するものとする。

(保管工作物等一覧簿)

第 4 条の 3 条例第 1 6 条の 7 第 2 項に規定する保管工作物等一覧簿は，様式第 2 0 号の 1 1 によるものとし，庭園都市推進課に備え付けるものとする。

(売却する場合の手続)

第 4 条の 4 条例第 1 6 条の 9 の規定による保管した工作物を売却する場合の手続は，岡山市契約規則（平成元年市規則第 6 3 号）の規定により行うものとする。

(受領書)

第 4 条の 5 条例第 1 6 条の 1 0 に規定する受領書は，様式第 2 0 号の 1 2 によるものとする。

(届出書の様式)

第 5 条 条例第 1 7 条の規定により提出すべき届出書の様式は，それぞれ次に掲げるところによる。

- (1) 公園施設設置（占用）工事完了届（様式第 2 1 号）
- (2) 公園施設設置（管理，占用）廃止届（様式第 2 2 号）

(3) 公園原状回復届(様式第23号)

(4) 指示工事完了届(様式第24号)

(体育館の開館時間及び休館日)

第6条 体育館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 開館時間 午前8時30分から午後9時まで

(2) 休館日 毎週火曜日(祝日法による休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号))に規定する休日をいう。以下同じ。)に当たるときは、その翌日以後で休日を除く直近の日)並びに1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで

(使用者の遵守事項等)

第7条 体育館、岡山ドーム及び体験学習施設百花プラザの使用者(以下本条において「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。使用者の行う行事等のために入館する者も同様とする。

(1) 使用の許可を受けた施設以外の施設に立ち入らないこと。

(2) 使用の許可を受けた設備以外の設備を使用しないこと。

(3) 火災、盗難等の発生予防に留意すること。

(4) 職員の指示に従うこと。

(5) その他市長が必要と認める事項

2 使用者は、施設等を損壊し、又は滅失したときは、速やかに市長に届け出てその指示に従わなければならない。

3 使用者は、施設等の使用を終わったときは、速やかに市長に届け出てその点検を受けなければならない。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、体育館、岡山ドーム及び体験学習施設百花プラザへの入館を拒否し、又は退去を命ずることができる。

(1) 公共の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがある者

(2) 施設等を損傷するおそれがある者

(3) その他施設管理上支障があると認める者

(半田山植物園の開園時間、休園日及び附属設備使用料)

第7条の2 半田山植物園の開園時間及び休園日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(1) 開園時間 午前9時から午後4時30分まで(入園は、午後4時まで)

(2) 休園日 毎週火曜日(祝日法による休日に当たるときは、その翌日以後で休日を除く直近の日)並びに1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで

2 半田山植物園の附属設備の使用料は、別表第1のとおりとする。

(浦安総合公園テニスコートの使用時間及び休場日)

第8条 浦安総合公園テニスコートの使用時間及び休場日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 使用時間 午前9時から午後9時まで(5月1日から9月30日までは、午前7時から午後9時まで)

(2) 休場日 毎週火曜日(祝日法による休日に当たるときは、その翌日以後で休日を除く直近の日)並びに1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで

(浦安弓道場の使用時間及び休場日)

第8条の2 浦安弓道場の使用時間及び休場日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 使用時間 午前8時30分から午後9時まで

(2) 休場日 毎週火曜日(祝日法による休日に当たるときは、その翌日以後で休日を除く直近の日)並びに1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで

(浦安総合公園野球場の使用時間及び休場日)

第8条の2の2 浦安総合公園野球場の使用時間及び休場日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 使用時間

期間	開場時間
----	------

4月1日から4月30日まで及び10月1日から10月31日まで	午前6時から午後6時まで
5月1日から9月30日まで	午前6時から午後7時まで
11月1日から2月末日まで	午前7時から午後5時まで
3月1日から3月31日まで	午前7時から午後6時まで

(2) 休場日 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで

(六番川水の公園テニスコート及び多目的広場の使用時間及び休場日)

第8条の3 六番川水の公園テニスコート及び多目的広場の使用時間及び休場日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) テニスコートの使用時間

期間	使用時間
4月1日から4月30日まで及び10月1日から10月31日まで	午前6時から午後6時まで
5月1日から9月30日まで	午前6時から午後7時まで
11月1日から3月31日まで	午前7時から午後5時まで

(2) 多目的広場の使用時間

期間	開園時間
4月1日から4月30日まで及び9月1日から9月30日まで	午前7時から午後6時まで
5月1日から8月31日まで	午前6時から午後7時まで
10月1日から10月31日まで及び3月1日から3月31日まで	午前7時から午後5時まで
11月1日から2月末日まで	午前8時から午後5時まで

(3) 休場日 毎週火曜日（祝日法による休日に当たるときは、その翌日以後で休日を除く直近の日）並びに1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで

(山田グリーンパークテニスコートの使用時間及び休場日)

第8条の4 山田グリーンパークテニスコートの使用時間及び休場日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 使用時間 午前9時から午後5時まで（5月1日から9月30日までは、午前7時から午後7時まで）

(2) 休場日 毎週火曜日（祝日法による休日に当たるときは、その翌日以後で休日を除く直近の日）並びに1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで

（山田グリーンパーク野球場及びサッカー場兼ソフトボール場の使用時間及び休場日）

第8条の5 山田グリーンパーク野球場及びサッカー場兼ソフトボール場の使用時間及び休場日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 使用時間

期間	開園時間
4月1日から4月30日まで及び10月1日から10月31日まで	午前6時から午後5時まで
5月1日から9月30日まで	午前6時から午後7時まで
11月1日から3月31日まで	午前7時から午後5時まで

(2) 休場日 毎週火曜日（祝日法による休日に当たるときは、その翌日以後で休日を除く直近の日）並びに1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで

（照明施設の使用期間等）

第9条 野球場、テニスコート及びサッカー場の照明施設の使用期間及び使用時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

照明施設の種別	使用期間	使用時間
野球場	4月1日から10月31日まで	午後7時から午後9時まで
テニスコート	1月4日から12月28日まで	午後5時から午後9時まで

サッカー場	1月4日から12月28日まで	午後5時から午後9時まで
-------	----------------	--------------

(野球場の使用の制限)

第9条の2 野球場の硬式野球による使用は禁止する。ただし、市長が当該野球場の施設及び設備の状況等により特に認めた場合は、この限りでない。

(駐車場の使用時間及び休日、駐車できる自動車の範囲等)

第10条 駐車場を使用できる時間及び休日は、次の表のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

種別	使用時間	休日
半田山植物園駐車場	半田山植物園の開園時間の例による。	半田山植物園の休園日の例による。
鳥城公園駐車場	午前0時から午後12時まで。 ただし、自動車の入出庫については、午前8時から午後10時までとする。	1月1日から1月3日まで
浦安総合公園駐車場	午前0時から午後12時まで。 ただし、自動車の入庫については、南区役所駐車場に隣接する駐車場を除き、午前4時から午後10時までとする。	12月28日(12月28日が土曜日又は日曜日に該当する場合は、その直前の金曜日)午後5時から翌年1月4日(1月4日が土曜日又は日曜日に該当する場合は、その直後の月曜日)午前8時30分まで。 ただし、南区役所駐車場に隣接する駐車場については、休日を設けないものとする。
北長瀬未来ふれあい総合公園駐車場	午前0時から午後12時まで。 ただし、自動車の入庫については、午前5時30分から午後9	休日は設けない。

	時までとする。	
--	---------	--

2 駐車場を使用できる自動車は、条例別表第5の12の表に規定する普通自動車及び大型乗用自動車とし、普通自動車は、車長5メートル（積載物を含む。）、車幅2メートル以下のものに限る。ただし、市長が指定する場所についてはこの限りでない。

3 駐車場の使用許可の期間は、駐車を開始した日から起算して7日目の午後12時までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（駐車場の使用料）

第11条 駐車のため駐車場を使用しようとする者は、駐車場へ入場の際駐車券（様式第25号、様式第26号、様式第27号又は様式第28号）の交付を受け、出場する際これを係員に提出し、又は料金清算機に挿入し、規定の駐車料金を支払わなければならない。

2 駐車券を亡失し、又は破損したときはその再交付を受けなければ駐車場から車で出場することができない。

3 駐車場を使用するバスについては、退場するとき使用料を納めなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず次の各号の一に該当する自動車を駐車するときは、市長は使用者から使用料を徴収しないものとする。

（1） 道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車

（2） 当該駐車場の附近において国又は地方公共団体の職員が防疫活動その他の緊急を要する公務を行うため使用する自動車

（3） 前各号のほか市長が別に定める自動車

（駐車場使用の不許可、取消し及び禁止行為）

第12条 市長は駐車しようとする自動車が次の各号の一に該当すると認めるときは、使用を許可しない。

（1） 発火、引火又は爆発のおそれのある物品を積載しているとき。

（2） 著しく悪臭を発する物品を積載しているとき。

（3） 駐車場の構造又は設備をき損するおそれのあるとき。

（4） 前各号のほか駐車場の管理に支障があるとき。

2 市長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、使用許可を取り消すことができる。

(1) 使用者が使用の許可条件に違反したとき。

(2) 市長において管理上必要があると認めたとき。

3 前項の規定により使用者に損害が生ずることがあっても市はその賠償の責めを負わない。

4 使用者は駐車場内では次の各号の一に該当する行為をしてはならない。

(1) 他の自動車の駐車を妨げること。

(2) 駐車場の構造又は設備あるいは駐車中の他の自動車を汚染し又はき損し、あるいはそのおそれのある行為をすること。

5 使用者は駐車場の構造又は設備をき損又は滅失させたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長においてやむを得ない理由があると認めたときは賠償額を減免することができる。

(神崎山公園競技場の使用時間、休場日及び附属設備使用料)

第13条 神崎山公園競技場の使用時間及び休場日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 使用時間 午前7時から午後9時まで

(2) 休場日 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで

2 神崎山公園競技場の附属設備の使用料は、別表第1の2のとおりとする。

(灘崎町総合公園多目的広場等の使用時間及び休場日)

第13条の2 灘崎町総合公園の多目的広場、フットサルコート及びテニスコートの使用時間及び休場日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 使用時間 午前7時から午後9時まで

(2) 休場日 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで

(灘崎町総合公園多目的広場の附属設備使用料)

第13条の3 灘崎町総合公園多目的広場の附属設備の使用料は、別表第1の3のとおりとする。

(犬島キャンプ場の開場期間、利用時間及び休場日)

第14条 犬島キャンプ場の開場期間、利用時間及び休場日は、次のとおりとする。ただ

し、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 開場期間 4月15日から10月15日まで

(2) 利用時間

種別	利用時間
宿泊利用	午後2時から翌日午前10時まで
一時利用	午前10時から午後2時まで

(3) 休場日 毎週火曜日(7月15日から8月31日までの期間を除く。)ただし、火曜日が祝日法による休日に当たるときは、その翌日以後で休日を除く直近の日
(犬島キャンプ場の利用者の遵守事項等)

第15条 犬島キャンプ場の利用者(以下本条において「利用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 指定された場所以外の場所での火の使用をしないこと。

(2) 他の利用者に迷惑となる行為をしないこと。

(3) 使用後は備品等の整理整頓を行うこと。

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が指示した事項

2 利用者は、施設等を損壊し、又は滅失したときは、速やかに市長に届け出てその指示に従わなければならない。

3 利用者は、施設等の使用を終わつたときは、速やかに市長に届け出てその点検を受けなければならない。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、犬島キャンプ場への入場を拒否し、又は退去を命ずることができる。

(1) 公共の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがある者

(2) 施設等を損傷するおそれがある者

(3) その他施設管理上支障があると認める者

(犬島キャンプ場用品貸出料)

第16条 犬島キャンプ場用品貸出料は、別表第2に掲げるとおりとする。

(操山公園里山センターの開館時間及び休館日)

第17条 操山公園里山センターの開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、

市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(1) 開館時間 午前8時30分から午後5時まで

(2) 休館日 毎週火曜日（祝日法による休日に当たるときは、その翌日以後で休日を除く直近の日）並びに1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで

（岡山ドームの開館時間及び休館日）

第18条 岡山ドームの開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 開館時間 午前9時から午後9時まで

(2) 休館日 毎週火曜日（祝日法による休日に当たるときは、その翌日以後で休日を除く直近の日）、1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで

（百間川緑地の使用時間及び休場日）

第18条の2 百間川緑地の使用時間及び休場日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 使用時間（テニスコートを除く。）

期間	開場時間
4月1日から4月30日まで及び10月1日から10月31日まで	午前6時から午後5時まで
5月1日から9月30日まで	午前6時から午後7時まで
11月1日から3月31日まで	午前7時から午後5時まで

(2) テニスコートの使用時間

期間	使用時間
4月1日から4月30日まで及び10月1日から10月31日まで	午前6時から午後6時まで
5月1日から9月30日まで	午前6時から午後7時まで
11月1日から3月31日まで	午前7時から午後5時まで

(3) 休場日 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで

(北長瀬未来ふれあい総合公園多目的広場の使用時間及び休場日)

第18条の3 北長瀬未来ふれあい総合公園多目的広場の使用時間及び休場日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 使用時間 午前9時から午後9時まで

(2) 休場日 毎週火曜日（祝日法による休日に当たるときは、その翌日以後で休日を除く直近の日）、1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで

(瀬戸町総合運動公園の使用時間及び休日)

第19条 瀬戸町総合運動公園の使用時間及び施設の休日等は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

種別	使用時間	休日
体育館	午前9時から午後9時まで	毎週月曜日（祝日法による休日に当たるときは、その翌日）、1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで
野球場		
野外ステージ		
多目的グラウンド		
テニスコート		

(瀬戸町江尻レストパークの使用時間及び休日)

第20条 瀬戸町江尻レストパークの使用時間及び施設の休日等は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

種別	使用時間	休日
管理棟	午前9時から午後9時まで	毎週月曜日（祝日法による休日に当たるときは、その翌日）、1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで
多目的広場		
屋根付広場		

(たけべの森公園の開園日及び使用時間等)

第21条 たけべの森公園の開園日及び園内施設の開場日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

種別		開園日又は開場日
たけべの森公園		毎週月曜日（祝日法による休日に当たるときは、その翌日以後で休日を除く直近の日。ただし、１２月１日から２月末日までは、毎週月曜日及び火曜日（祝日法による休日に当たるときは、その翌日以後で休日を除く直近の日）を除く日とし、７月２０日から８月３１日までは、月曜日を開園日とする。（７月２０日が月曜日の場合は、７月１８日からとし、７月２０日が日曜日の場合は、７月１９日からとし、８月３１日が金曜日の場合は、９月２日までとし、８月３１日が土曜日の場合は、９月１日までとする。）、１月１日から１月５日まで及び１２月２７日から１２月３１日までを除く日
施設	キャンプ場	３月１日から１１月３０日までのうちたけべの森公園の開園日
	BMXコース	たけべの森公園の開園日の例による。
	パターゴルフコース	たけべの森公園の開園日の例による。
	ディスクゴルフコース	たけべの森公園の開園日の例による。
	おもしろ広場	たけべの森公園の開園日の例による。
	工作広場	たけべの森公園の開園日の例による。
	かぶとむしどーむ	７月２０日から８月１０日まで（７月２０日が月曜日の場合は、７月１８日からとし、７月２０日が日曜日の場合は、７月１９日からとする。）
	レジャープール	７月２０日から８月３１日までのうちたけべの森公園の開園日

２ たけべの森公園の開園時間及び園内施設の使用時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

種別	期間	開園時間及び使用時間
----	----	------------

たけべの森公園			1月6日から7月19日まで 及び9月1日から12月26日まで	午前9時から午後5時まで
			7月20日から8月31日まで（7月20日が月曜日の場合は、7月18日からとし、7月20日が日曜日の場合は、7月19日からとし、8月31日が金曜日の場合は、9月2日までとし、8月31日が土曜日の場合は、9月1日までとする。）	午前9時から午後6時まで
施設	キャンプ場	宿泊利用	開場期間を通して	午後2時から翌日午前11時まで
		一時利用	開場期間を通して	午前11時から午後2時まで
	BMXコース		開場期間を通して	午前9時30分から午後4時30分まで
	パターゴルフコース		開場期間を通して	午前9時30分から午後4時30分まで
	ディスクゴルフコース		開場期間を通して	午前9時30分から午後4時30分まで
	おもしろ広場		開場期間を通して	午前9時30分から午後4時30分まで
	工作広場		開場期間を通して	午前9時30分から午後4時30分まで
	かぶとむしどーむ		開場期間を通して	午前9時30分から午後4時30分まで

	レジャープール	開場期間を通して	午前 9 時 3 0 分から午後 5 時 3 0 分まで
--	---------	----------	---------------------------------

(たけべの森公園の附属設備等使用料)

第 2 2 条 たけべの森公園の附属設備等使用料は、別表第 3 のとおりとする。

(国際児童年記念公園こどもの森の開園時間)

第 2 3 条 国際児童年記念公園こどもの森の開園時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

期間	開園時間
4 月 1 日から 9 月 3 0 日まで	午前 8 時 3 0 分から午後 6 時まで
1 0 月 1 日から 3 月 3 1 日まで	午前 9 時から午後 5 時まで

(おまちアクアガーデンの開園時間及び休園日)

第 2 3 条の 2 おまちアクアガーデンの開園時間及び休園日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(1) 開園時間 午前 9 時から午後 6 時まで

(2) 休園日 毎月第 1 金曜日及び第 3 金曜日、1 月 1 日から 1 月 3 日まで並びに 1 2 月 2 9 日から 1 2 月 3 1 日まで

(なださきレークサイドパークの開園時間及び休園日)

第 2 4 条 なださきレークサイドパークの開園時間及び休園日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(1) 開園時間 午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 休園日 毎週月曜日（祝日法による休日に当たるときは、その翌日以後で休日を除く直近の日）、1 月 1 日から 1 月 3 日まで及び 1 2 月 2 9 日から 1 2 月 3 1 日まで

(なださきレークサイドパークの使用者の遵守事項)

第 2 5 条 なださきレークサイドパークの使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 自動二輪車、原動機付自転車及びカートを使用しないこと。

(2) 釣りをしないこと。

(3) 車両を通行させることにより施設を使用する場合にあつては、次に掲げる事項に該当していること。

ア 走行させる車両は、普通自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車をいう。）であること。

イ 走行させる車両は自動車登録番号標の付いた車両であること。ただし、市長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

ウ 車両を運転する者が当該車両を運転することができる運転免許を受けていること。

（運転免許取得のために車両を運転する場合において、助手席に当該車両を運転することができる免許を受けている者（当該免許の効力が停止されている者を除く。）で当該免許を受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して3年以上のものが同乗しているときを除く。）

(4) その他管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

2 前項に定めるもののほか、施設の部分使用をする場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用許可を受けた使用区分以外の場所を使用しないこと。

(2) 他の使用区分の利用者等の迷惑となる行為をしないこと。

(3) 隣接する使用区分に他の利用者等がいる場合は、ラジコン飛行機、ラジコンヘリ等の操縦を行わないこと。

3 市長は、前項の規定に違反した利用者等に対し、退園を命ずることができる。

（体験学習施設百花プラザの開館時間及び休館日）

第26条 体験学習施設百花プラザの開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 開館時間 午前9時から午後9時まで

(2) 休館日 毎週月曜日（祝日法による休日に当たるときは、その翌日以後で休日を除く直近の日）、1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで

（西大寺緑花公園等の附属設備使用料）

第27条 西大寺緑花公園及び体験学習施設百花プラザの附属設備の使用料は、別表第4

のとおりとする。

（西大寺緑花公園緑の図書室の管理）

第28条 西大寺緑花公園緑の図書室の管理に関し必要な事項については、西大寺緑花公園緑の図書室管理規則（平成22年市規則第19号）に定める。

（健康みつ21公園多目的広場の使用時間及び休場日）

第29条 健康みつ21公園多目的広場の使用時間及び休場日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

（1） 使用時間

期間	使用時間
4月1日から4月30日まで及び10月1日から10月31日まで	午前8時30分から午後6時まで
5月1日から9月30日まで	午前8時30分から午後7時まで
11月1日から3月31日まで	午前8時30分から午後5時まで

（2） 休場日 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで

（奥市公園、当新田公園、二日市公園、向州公園及び上道公園の有料公園施設の使用時間及び休場日）

第30条 奥市公園、当新田公園、二日市公園、向州公園及び上道公園の有料公園施設の使用時間及び休場日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

（1） 使用時間

種別	期間	使用時間
奥市公園野球場 奥市公園補助野球場 向州公園補助野球場 上道公園野球場	4月1日から10月31日まで	午前6時から午後9時まで
	11月1日から1月31日まで	午前7時から午後5時まで
	2月1日から2月末日まで	午前7時から午後6時まで
	3月1日から3月31日まで	午前6時から午後6時まで

奥市公園相撲場	3月1日から10月31日まで	午前6時から午後7時まで
	11月1日から2月末日まで	午前7時から午後5時まで
二日市公園テニスコート	4月1日から3月31日まで	午前7時から午後9時まで
向州公園テニスコート	3月1日から10月31日まで	午前6時から午後9時まで
	11月1日から2月末日まで	午前7時から午後9時まで
当新田公園サッカー場	3月1日から10月31日まで	午前6時から午後9時まで
	11月1日から2月末日まで	午前7時から午後9時まで

(2) 休場日 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで
(委任)

第31条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和35年4月1日から適用する。

2 公園管理規則（大正5年市規則第3号）は、廃止する。

附 則（昭和45年市規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年市規則第80号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年市規則第17号）

この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年市規則第110号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年市規則第4号）

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年市規則第61号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和５７年市規則第６７号）

この規則は、昭和５７年１１月２１日から施行する。

附 則（昭和６１年市規則第２７号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和６１年市規則第４４号）

この規則は、昭和６１年７月１日から施行する。

附 則（昭和６２年市規則第１９号）

この規則は、昭和６２年４月１日から施行する。

附 則（昭和６３年市規則第１２号）

この規則は、昭和６３年４月１日から施行する。

附 則（平成元年市規則第１６号）

この規則は、平成元年４月１日から施行する。

附 則（平成２年市規則第２４号）

この規則は、平成２年４月１日から施行する。

附 則（平成４年市規則第２２号）

この規則は、平成４年４月１日から施行する。

附 則（平成５年市規則第１７号）

この規則は、平成５年４月１日から施行する。

附 則（平成７年市規則第３６号）

この規則は、平成７年４月１日から施行する。

附 則（平成８年市規則第４２号）

この規則は、平成８年４月１日から施行する。

附 則（平成１０年市規則第１４３号）

この規則は、平成１１年１月４日から施行する。

附 則（平成１１年市規則第３９号）

１ この規則は、公布の日から施行する。

２ 改正後の第１４条第１号中「４月１５日」とあるのは、平成１１年度に限り「４月２８日」とする。

附 則（平成 11 年市規則第 149 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 11 年市規則第 169 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年市規則第 157 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 13 年市規則第 208 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 13 年市規則第 212 号）

この規則は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年市規則第 56 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 15 年市規則第 8 号）

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年市規則第 55 号）

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年市規則第 176 号）

1 この規則は、平成 17 年 3 月 22 日から施行する。

2 アクションスポーツパーク条例施行規則（平成 13 年市規則第 167 号）は、廃止する。

附 則（平成 18 年市規則第 87 号）

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年市規則第 35 号）

1 この規則は、平成 19 年 1 月 22 日から施行する。

2 瀬戸町都市公園条例施行規則（昭和 63 年瀬戸町規則第 434 号）、瀬戸町総合運動公園規則（平成 2 年瀬戸町教育委員会規則第 1 号）、瀬戸町江尻レストパーク規則（平成 18 年瀬戸町教育委員会規則第 3 号）及び建部町自然家族旅行村たけべの森公園設置条例施行規則（平成 17 年建部町規則第 14 号）に規定する様式は、当分の間、所要の

調整をして使用することができる。

附 則（平成 22 年市規則第 29 号）

この規則中第 1 条の規定は平成 22 年 3 月 22 日から、第 2 条の規定は同年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年市規則第 9 号）

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年市規則第 118 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年市規則第 48 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年市規則第 105 号）

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行し、改正後の別表第 3 の規定は、同日以後の使用に係る申請から適用する。

附 則（平成 25 年市規則第 192 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年市規則第 258 号）

この規則は、平成 25 年 12 月 24 日から施行する。

附 則（平成 26 年市規則第 74 号）

1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の別表第 1 から別表第 4 までの規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料等で、同日以後に納付するものについて適用し、同日前に納付するものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年市規則第 89 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 29 年市規則第 129 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年市規則第 22 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 31 年市規則第 64 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1 から別表第 4 までの改正規定は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 から別表第 4 までの規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後の使用に係る使用料等で、同日以後に納付するものについて適用し、同日前に納付するものについては、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年市規則第 30 号）

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 10 条第 3 項の規定は、この規則の施行の日以後の使用の許可について適用し、同日前の使用の許可については、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年市規則第 108 号）

この規則は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年市規則第 45 号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年市規則第 41 号）

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年市規則第 33 号）

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条の 3 及び第 18 条の 2 の改正規定は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年市規則第 30 号）

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 7 条の 2 関係）

半田山植物園附属設備使用料

品名	単位	金額
プロジェクター	1 台 1 日につき	5 2 4 円
机（常設でないもの）	1 脚 1 回につき	1 2 6 円

いす（常設でないもの）	1脚1回につき	22円
-------------	---------	-----

別表第1の2（第13条関係）

神崎山公園競技場附属設備使用料

品名	単位	金額
バトン	一本	84円
スターティングブロック	一個	84円
ハードル	一個	84円
砲丸	一個	84円
円盤	一個	84円
やり	一個	84円
ハンマー	一個	84円
バー	一個	84円
走高跳用支柱	一個	84円
棒高跳用支柱	一個	84円
ストップウォッチ	一個	84円
ピストル	一個	84円
合成樹脂巻尺	一個	84円
走幅跳・三段跳距離測定器	一個	84円
ハンドマイク	一個	84円
シャワー	一回	105円
テント・いす・机器具	一組	524円
競技用器具	一式	4,191円
放送設備	一式	1,048円

別表第1の3（第13条の3関係）

灘崎町総合公園多目的広場附属設備使用料

品名	単位	金額
ストップウォッチ	一個	84円

テント・いす・机器具	一組	5 2 4 円
放送設備	一式	1, 0 4 8 円

別表第 2（第 1 6 条関係）

犬島キャンプ場用品貸出料

種別	単位	金額
テント（4 人用）	1 張 1 回につき	1, 5 7 0 円
テント（6 人用）	1 張 1 回につき	2, 0 9 0 円
タープ	1 張 1 回につき	5 2 0 円
シュラフ	1 枚 1 回につき	1 0 0 円
テーブルセット	1 セット 1 回につき	1, 0 4 0 円
テーブル	1 台 1 回につき	8 1 0 円
いす	1 脚 1 回につき	1 0 0 円
蚊取り線香皿	1 枚 1 回につき	4 0 円
バーベキューコンロ（炭別）	1 個 1 回につき	5 2 0 円
ランタン	1 個 1 回につき	6 1 0 円
飯ごう	1 個 1 回につき	1 0 0 円
鍋	1 個 1 回につき	2 1 0 円
やかん	1 個 1 回につき	1 0 0 円
フライパン	1 個 1 回につき	1 0 0 円
鉄板（大）	1 枚 1 回につき	3 1 0 円
鉄板（小）	1 枚 1 回につき	2 1 0 円
調理セット	1 セット 1 回につき	5 2 0 円

備考 上表において、キャンプ場の使用が 2 泊以上となる場合の貸出料は、1 泊につき 1 回として算定するものとする。

別表第 3（第 2 2 条関係）

1 たけべの森公園キャンプ場附属設備等使用料

種別	単位	金額
----	----	----

温水シャワー	1 人 1 回につき	2 1 0 円
テント	1 張 1 泊につき	2, 2 0 0 円
飯ごう（5 合）	1 個 1 回につき	2 7 2 円
飯ごう（4 合）	1 個 1 回につき	2 1 0 円
鍋	1 個 1 回につき	3 2 5 円
まな板及び包丁	1 組 1 回につき	2 1 0 円
焼肉用鉄板	1 個 1 回につき	2 1 0 円
バーベキュー用コンロ	1 個 1 回につき	1, 1 0 0 円
毛布	1 枚 1 回につき	4 4 0 円
電池式ランタン	1 個 1 回につき	5 4 5 円
鉄網	1 個 1 回につき	2 1 0 円
食器	1 個 1 回につき	5 2 円
キャンプファイヤー	1 式 1 回につき	1 0, 4 7 6 円

備考 キャンプ場の使用が 2 泊以上となる場合の使用料は、1 泊につき 1 回として算定するものとする。

2 レジャープール附属設備等使用料

種別	単位	金額
コインロッカー小	1 人 1 回につき	1 0 5 円
コインロッカー大	1 人 1 回につき	2 1 0 円
簡易遊具	1 人 1 時間につき	1 0 5 円

3 芝生広場附属設備等使用料

種別	単位	金額
工作広場附属器具	1 人 1 回につき	4 1 9 円
簡易遊具	1 個 1 時間につき	1 0 5 円
グランドゴルフ附属器具	1 人 1 回につき	3 3 5 円
ターゲットバードゴルフ附属器具	1 人 1 回につき	1, 1 0 0 円

備考

1 使用時間が1単位に満たないとき、又は使用時間に1単位未満の端数があるときは、その端数を1単位にして使用料を算定する。

2 責任者が引率する20人以上の団体がグランドゴルフ附属器具及びターゲットバードゴルフ附属器具を使用する場合は、この表に規定する使用料の10パーセントに相当する額を減額する。ただし、使用料の10パーセントに相当する額の1円未満の端数は、切り捨てるものとする。

4 レストラン附属設備使用料

種別	単位	金額
バーベキューテラス	1台2時間以内につき	2,095円
		以降1時間につき1,048円

5 その他の附属器具等使用料

種別			単位	金額
バードラリー	個人	大人	1人1回につき	555円
		小人	1人1回につき	555円
	団体	大人	1人1回につき	440円
		小人	1人1回につき	440円
オリエンテーリング	個人	大人	1人1回につき	555円
		小人	1人1回につき	440円
	団体	大人	1人1回につき	440円
		小人	1人1回につき	335円
ウォークラリー	個人	大人	1人1回につき	440円
		小人	1人1回につき	335円
	団体	大人	1人1回につき	335円
		小人	1人1回につき	220円

備考

- この表において「団体」とは、責任者が引率する20人以上の団体をいう。
- この表において「小人」とは小学生及び中学生をいい、「大人」とはそれ以外の

15歳以上の者をいう。

別表第4（第27条関係）

西大寺緑花公園体験学習施設百花プラザ設備等を使用する場合

品名	単位	金額
可動椅子	1回／日につき	5,238円
ピアノ	1回／日につき	2,095円
プロジェクター	1回／日につき	524円
スクリーン（折畳移動式）	1回／日につき	105円
袖舞台（片袖分）	1回／日につき	1,571円
ひな壇（2段5連分）	1回／日につき	524円
バトミントンネット及び支柱（1面分）	1式1回／日につき	105円
卓球台（1台分）	1回／日につき	105円
屋外テント（1張分）	1回／日につき	1,048円
モニター	1回／日につき	1,048円

様式第1号(第1条の4関係)

年 月 日

指定管理者指定申請書

(申請先)

岡山市長 様

申請者 所在地

名 称

代表者氏名

連絡先

岡山市公園条例第3条の規定により、
受けたいので申請します。

の指定管理者の指定を

様式第1号の2(第2条関係)

公園内行為許可申請書

年 月 日

岡山市長 様

申請人 住 所
氏 名
保証人 住 所
氏 名

岡山市公園条例第4条第2項の規定により、次のとおり公園内の行為の許可を受けたいので、申請します。

1	行為を行う公園名及び場所又は施設
2	行為の目的
3	行為の内容
4	行為の期間
5	使用面積
6	その他必要な事項
添付書類	
1	付近見取図
2	平面図
3	求積図

様式第2号(第2条関係)

公園内許可行為変更許可申請書

年 月 日

岡山市長 様

申請人 住 所
氏 名
保証人 住 所
氏 名

岡山市公園条例第4条第3項の規定により、次のとおり公園内行為許可事項の変更の許可を受けたいので、申請します。

1	公園の名称
2	既に受けた許可の年月日及び番号 年 月 日 第 号
3	既に受けた許可行為の内容
4	変更する事項
5	変更する理由
6	その他必要な事項
添付書類 1 付近見取図 2 平面図 3 求積図 4 変更図面	

様式第3号(第2条関係)

公園施設設置許可申請書

年 月 日

岡山市長 様

申請人 住 所
氏 名
保証人 住 所
氏 名

都市公園法第5条第1項の規定により、次のとおり公園施設設置の許可を受けたいので、申請します。

1	種類及び数量
2	設置の目的
3	設置の期間
4	設置の公園名 及びその場所
5	構 造
6	管理の方法
7	工事実施の方法
8	工事着手及び 完了の時期
9	原状回復の方法
10	その他必要な事項
添付書類	
1	設計書
2	仕様書
3	付近見取図
4	平面図
5	求積図

様式第4号(第2条関係)

公園施設管理許可申請書

年 月 日

岡山市長 様

申請人 住 所
氏 名
保証人 住 所
氏 名

都市公園法第5条第1項の規定により、次のとおり公園施設管理の許可を受けたいので、申請します。

1	管理の目的
2	管理の期間
3	管理しようとするものの属する公園名並びに種類及び数量
4	管理の方法
5	その他必要な事項
添付書類	
1	付近見取図
2	平面図
3	求積図

様式第5号(第2条関係)

公園 占 用 許 可 申 請 書

年 月 日

岡山市長 様

申請人 住 所
氏 名
保証人 住 所
氏 名

都市公園法第6条第2項の規定により、次のとおり公園占用の許可を受けたいので、申請します。

1	種類及び数量
2	占用の目的
3	占用の期間
4	占用の公園名 及びその場所
5	構 造
6	管理の方法
7	工事实施の方法
8	工事の着手及 び完了の時期
9	原状回復の方法
10	その他必要な事項
添付書類 1 設計書 2 仕様書 3 付近見取図 4 平面図 5 求積図	

様式第6号(第2条関係)

公園(施設設置, 施設管理, 占用)許可事項変更許可申請書

年 月 日

岡山市長 様

申請人 住 所

氏 名

保証人 住 所

氏 名

都市公園法第5条第1項又は第6条第3項の規定により、次のとおり公園(施設設置、施設管理、占有)許可事項の変更の許可を受けたいので、申請します。

1	公園の名称				
2	既に受けた許可の年月日及び番号				
	年	月	日	第	号
3	既に受けた許可事項の内容				
4	変更する事項				
5	変更する理由				
6	その他必要な事項				
添付書類					
1	設計書	2	仕様書	3	変更図面

様式第7号(第2条関係)

岡山市指令 第 号
年 月 日

公園内行為許可書

様

岡山市長 印

年 月 日付けで申請のあつた公園内において行為を行うことについては、岡山市公園条例第4条第4項の規定により、次のとおり許可する。

1	行為を行う公園名及び場所又は施設
2	行為の目的
3	行為の内容
4	行為の期間
5	使用面積
6	使用料金
7	条件

様式第8号(第2条関係)

岡山市指令 第 号
年 月 日

公園内行為許可変更許可書

様

岡山市長 印

年 月 日付けで申請のあつた公園内許可行為の変更については、岡山市公園
条例第4条第4項の規定により、次のとおり許可する。

1	公園の名称
2	変更する事項
3	変更する事項
4	許可の期間
5	使用料金
6	条件

様式第9号(第2条関係)

岡山市指令 第 号
年 月 日

公園施設設置許可書

様

岡山市長 印

年 月 日付けで申請のあつた公園施設の設置については、都市公園法第5条第1項の規定により、次のとおり許可する。

1	種類及び数量
2	設置の目的
3	設置の期間
4	設置の公園名及びその場所
5	構造
6	管理の方法
7	工事実施の方法
8	工事着手及び完了時期
9	原状回復の方法
10	使用料金
11	条件

様式第10号(第2条関係)

岡山市指令 第 号
年 月 日

公園施設管理許可書

様

岡山市長 印

年 月 日付けで申請のあつた公園施設の管理については、都市公園法第5条第1項の規定により、次のとおり許可する。

1	管理の目的
2	管理の期間
3	管理しようとするものの属する公園名並びに種類及び数量
4	管理の方法
5	使用面積
6	使用料金
7	条件

様式第11号(第2条関係)

岡山市指令 第 号
年 月 日

公園占用許可書

様

岡山市長 印

年 月 日付けで申請のあつた公園の占用については、都市公園法第6条第1項の規定により、次のとおり許可する。

1	種類及び数量
2	占用の目的
3	占用の期間
4	占用の公園名及びその場所
5	構造
6	管理の方法
7	工事実施の方法
8	工事の着手及び完了の時期
9	原状回復の方法
10	使用料金
11	条件

様式第12号(第2条関係)

岡山市指令 第 号
年 月 日

公園(施設設置, 施設管理, 占用)許可事項変更許可書

様

岡山市長 印

年 月 日付で申請のあつた公園(施設設置, 施設管理, 占用)許可事項の変更については, 都市公園法第5条第1項又は第6条第3項の規定により, 次のとおり許可する。

1	公園の名称
2	変更する事項
3	変更する理由
4	許可の期間
5	使用料金
6	条件

様式第13号(第3条関係)

体育館専用使用許可申請書

年 月 日

岡山市長 様

申請者 住 所
氏 名
〔法人の場合は、その主たる事務所〕
の所在地、名称及び代表者の氏名〕

岡山市公園条例第8条第2項の規定により、次のとおり体育館の専用使用許可を受けた
いので申請します。

使 用 の 目 的	
使 用 の 日 時	年 月 日(曜日) 時～ 時 (日間) 年 月 日(曜日) 時～ 時
使 用 施 設	
入 場 料 徴 収 の 有 無	有(最高入場料 円 催物回数 回) 無
区 分	A アマチュア団体(スポーツ及び文化団体に限る。)又は大学生以 下の者による催物 B A以外の催物で営利又は宣伝を目的としないもの C A及びB以外の催物
附属設備器具使 用の有無	有(別紙) 無
使 用 料	円
使用責任者及び 連絡場所	
摘 要	

(別紙)

附属設備器具使用表

種 別		数	量
会 議 室		室	回
放 送 設 備			回
組 立 ス テ ー ジ			回
舞 台 用 諸 設 備			回
ビ ア ノ		台	回
バレーボールマット			回
バドミントンマット			回
電 光 得 点 標 示 板		組	回
長 机		脚	回
い す		脚	回
電 力	電 灯	灯	時間
	持 ち 込 み		時間
冷・ 暖 房	岡山市総合文化体育 館 第 1 競 技 場		時間
	岡山市総合文化体育 館 第 2 競 技 場		時間
	会 議 室	室	時間

様式第 13 号の 2(第 3 条関係)

岡山ドーム専用使用許可申請書

年 月 日

岡山市長 様

申請者 住 所

氏 名

〔 法人の場合は、その主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名〕

岡山市公園条例第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり岡山ドームの専用使用許可を受けたいので申請します。

使 用 の 目 的	
使 用 の 日 時	年 月 日(曜日) 時～ 時 (日間) 年 月 日(曜日) 時～ 時
使 用 施 設	
入 場 料 徴 収 の 有 無	有(最高入場料 円 催物回数 回) 無
区 分	A アマチュア団体(スポーツ及び文化団体に限る。)又は大学生以下の者による催物 B A 以外の催物で営利又は宣伝を目的としないもの C A 及び B 以外の催物
附 属 設 備 器 具 使用の有無	有(別紙) 無
使 用 料	円
使用責任者及 び 連 絡 場 所	
摘 要	

(別紙)

附属設備器具使用表

種 別		数	量
会 議 室		室	回
放 送 設 備			回
長 机		脚	回
い す		脚	回
電力料	電 灯	使用	時間
	備え付けの設備 以 外 の 使 用		時間

様式第13号の3（第3条関係）

たけべの森公園キャンプ場使用（変更）許可申請書

年 月 日

岡山市長 様

岡山市公園条例第8条の規定により、次のとおりたけべの森公園キャンプ場の使用（変更）許可を受けたいので申請します。

フリガナ		人数	大人	人
氏名（団体名）			小人	人
住所	〒		滞在日数	泊
連絡先		乗入車両	台	車両No.

（1）宿泊利用使用料

区 分	1泊単価	区画数×泊数	金 額
テントサイト	円	×	
バンガロー	円	×	
小計（A）			

（2）テントサイト一時利用使用料

区 分		単 価	人 数	金 額
個人	大人	円		
	小人	円		
団体	大人	円		
	小人	円		
小 計（B）				

(3) バンガロー一時利用使用料

区 分		単 価	人 数	金 額
個人	大人	円		
	小人	円		
団体	大人	円		
	小人	円		
			小 計 (C)	

(4) 附属器具等使用料

区 分	単 価	数 量	金 額
	円		
	円		
		小 計 (D)	

(5) その他

区 分	単 価	数 量	金 額
	円		
	円		
	円		
		小 計 (E)	

(6) 入園料 (入園料納付済みの場合は不要)

区 分		単 価	人 数	金 額
個人	大人	円		
	小人	円		
団体	大人	円		
	小人	円		
			小計 (F)	

合計金額 (A) ～ (F)

様式第13号の4(第3条関係)
なださきレークサイドパーク使用(変更)許可申請書

年 月 日

岡 山 市 長 様

申請者 住所
団体名
代表者名
電話() —

岡山市公園条例第8条の規定により，なださきレークサイドパークの使用(変更)許可を受けたいので申請します。

使 用 目 的		使 用 人 数	人
使 用 日 時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで		
使 用 区 分	西広場 ・ 中央広場 ・ 東広場		
※ 使 用 料	円		
備 考	添付書類(自動車での使用の場合) ・ 運転免許証，自動車検査証，自賠責保険の写し		

※印欄は記入しないでください。

様式第13号の5(第3条関係)

体験学習施設百花プラザ使用(変更)許可申請書

年 月 日

岡 山 市 長 様

申請者 住所
団体名
代表者名
(電話： — —)

岡山市公園条例第8条の規定により、次のとおり体験学習施設百花プラザの使用(変更)許可を受けたいので申請します。

使 用 目 的			
使 用 日		使 用 人 数	人
使 用 施 設 及 び 使 用 時 間	研修室1	～	(時間)
	研修室2	～	(時間)
	実習室	～	(時間)
	美術工芸室	～	(時間)
	実技室	～	(時間)
	みどりの相談室	～	(時間)
	控室1	～	(時間)
	控室2	～	(時間)
	ホワイエ	～	(時間)
	会議室	～	(時間)
	ふれあいルーム	～	(時間)
	和室1	～	(時間)
	和室2	～	(時間)
	談話ホール	～	(時間)
	多目的ホール	～ (時間)	(全面・1/2・1/4)

入場料徴収の有無	有(最高入場料 円) ・ 無
区 分	A アマチュア団体(スポーツ及び文化団体に限る。)又は大学生以下の者による催物 B A以外の催物で営利又は宣伝を目的としないもの C A及びB以外の催物
附属設備器具使用の有無	有 (別紙) ・ 無
使 用 料	円
使用責任者及び連絡場所	
摘 要	

(別紙)

附属設備器具使用表

○附属器具使用

品 名	数 量	品 名	数 量
可 動 椅 子	回	ピ ア ノ	回
プ ロ ジ ェ ク タ ー	回	スクリーン(折畳移動式)	回
袖 舞 台 (片 袖 分)	回	ひ な 壇 (2 段 5 連 分)	回
バトミントンネット及び支柱(1面分)	回	卓 球 台 (1 台 分)	回
屋 外 テ ン ト (1 張 分)	回	モ ニ タ ー	回

○設備使用(※区分欄には○を記入して下さい。)

冷 暖 房 使 用	有 ・ 無	備 考
ミキサー室内専用使用	有 ・ 無	
時 間 外 使 用	有 ・ 無	

様式第13号の6(第3条関係)

北長瀬未来ふれあい総合公園多目的広場使用(変更)許可申請書

年 月 日

岡 山 市 長 様

団体名
申請者 住所
氏名

法人の場合は, その主たる事務所の所在地,
名称及び代表者の氏名

岡山市公園条例第8条第2項の規定により, 次のとおり北長瀬未来ふれあい総合公園多目的
広場使用(変更)許可を受けたいので申請します。

使 用 目 的	
使 用 日 時	年 月 日 (曜日) 時 ~ 時 (日間) 年 月 日 (曜日) 時 ~ 時
使 用 内 容	1/3 1/3×2面 1/2 全面 照明
使 用 料	円
使 用 責 任 者 及び連絡場所	
摘 要	

様式第14号(第3条関係)

有料公園施設使用(変更)許可申請書

年 月 日

岡山市長 様

申請者 住所
氏名
(電話)

岡山市公園条例(昭和35年市条例第11号)第8条の規定により、次のとおり有料公園施設の使用(変更)許可を受けたいので申請します。

1 有 料 公 園 施 設 名					
2 使 用 目 的					
3 使用団体名 及 び 人 数	人				
4 使 用 日 時 及 び 使 用 区 分	使	用	日	時	区 分
	年	月	日	時から	時まで
	年	月	日	時から	時まで
	年	月	日	時から	時まで
	年	月	日	時から	時まで
	年	月	日	時から	時まで
	年	月	日	時から	時まで
	年	月	日	時から	時まで
5 使 用 料 金	金			円	
6 そ の 他 参 考 事 項					

様式第15号(第3条関係)

体育館専用使用変更許可申請書

年 月 日

岡山市長 様

申請者 住 所
氏 名
〔法人の場合は、その主たる事務所〕
の所在地、名称及び代表者の氏名

岡山市公園条例第8条第3項の規定により、次のとおり許可事項の変更の許可を受けたいので申請します。

利 用 の 目 的	
許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号	第 号
変 更 す る 事 項 (箇条書とする。)	
変 更 す る 理 由 (箇条書とする。)	
そ の 他	

様式第 15 号の 2(第 3 条関係)

岡山ドーム専用使用変更許可申請書

年 月 日

岡山市長 様

申請者 住 所

氏 名

〔 法人の場合は、その主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名〕

岡山市公園条例第 8 条第 3 項の規定により、次のとおり許可事項の変更の許可を受けたいので申請します。

利 用 の 目 的	
許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号	第 号
変 更 す る 事 項 (箇条書とする。)	
変 更 す る 理 由 (箇条書とする。)	
そ の 他	

様式第16号(第3条関係)

岡山市指令 第 号
年 月 日

体育館専用使用(変更)許可書

様

岡山市長

岡山市公園条例第8条第3項の規定により、次のとおり許可する。

使 用 の 目 的	
使 用 の 日 時	年 月 日(曜日) 時～ 時 (日間) 年 月 日(曜日) 時～ 時
使 用 施 設	
入 場 料 徴 収 の 有 無	有(最高入場料 円 催物回数 回) 無
区 分	A アマチュア団体(スポーツ及び文化団体に限る。)又は大学生以下 の者による催物 B A以外の催物で営利又は宣伝を目的としないもの C A及びB以外の催物
附属設備器具使 用の有無	有(別紙) 無
使 用 料	円(納期)
条 件	1 使用に際しては、体育館使用心得を遵守すること。 2 使用料を納期までに納付しないときは、使用の許可を取り消すこ とがある。 3 事前の使用の方法について、体育館職員と十分打合せること。 4 準備、撤去は、申請者が行うこと。

(別紙)

附属設備器具使用表

種 別		数	量
会 議 室		室	回
放 送 設 備			回
組 立 ス テ ー ジ			回
舞 台 用 諸 設 備			回
ビ ア ノ		台	回
バレーボールマット			回
バドミントンマット			回
電 光 得 点 標 示 板		組	回
長 机		脚	回
い す		脚	回
電 力	電 灯	灯	時間
	持 ち 込 み		時間
冷・ 暖 房	岡山市総合文化体育 館 第 1 競 技 場		時間
	岡山市総合文化体育 館 第 2 競 技 場		時間
	会 議 室	室	時間

様式第 16 号の 2(第 3 条関係)

岡山市指令 第 号
年 月 日

岡山ドーム専用使用(変更)許可書

様

岡山市長



岡山市公園条例第 8 条第 3 項の規定により、次のとおり許可する。

使 用 の 目 的	
使 用 の 日 時	年 月 日(曜日) 時～ 時 (日間) 年 月 日(曜日) 時～ 時
使 用 施 設	
入 場 料 徴 収 の 有 無	有(最高入場料 円 催物回数 回) 無
区 分	A アマチュア団体(スポーツ及び文化団体に限る。)又は大学生以 下の者による催物 B A 以外の催物で営利又は宣伝を目的としないもの C A 及び B 以外の催物
附属設備器具使 用の有無	有(別紙) 無
使 用 料	円(納期)
条 件	1 使用に際しては、岡山ドーム使用心得を遵守すること。 2 使用料を納期までに納付しないときは、使用の許可を取り消すこ とがある。 3 事前の使用の方法について、岡山ドーム職員と十分打合せること。 4 準備、撤去は、申請者が行うこと。

(別紙)

附属設備器具使用表

種 別		数	量
会 議 室		室	回
放 送 設 備			回
長 机		脚	回
い す		脚	回
電力料	電 灯	使用	時間
	備え付けの設備 以 外 の 使 用		時間

様式第 16 号の 3（第 3 条関係）

岡山市指令 第 号
年 月 日

たけべの森公園キャンプ場使用（変更）許可書

岡山市長 印

岡山市公園条例第 8 条の規定により，次のとおり（変更）許可する。

フリガナ		人数	大人 人	
氏名（団体名）			小人 人	
住所	〒		滞在日数	泊
連絡先		乗入車両	台 車両No.	

（1）宿泊利用使用料

区 分		1 泊単価	区画数×泊数	金 額
テントサイト		円	×	
バンガロー		円	×	
			小計（A）	

（2）テントサイト一時利用使用料

区 分		単 価	人 数	金 額
個人	大人	円		
	小人	円		
団体	大人	円		
	小人	円		
			小 計（B）	

（3）バンガロー一時利用使用料

区 分		単 価	人 数	金 額
個人	大人	円		
	小人	円		
団体	大人	円		
	小人	円		
			小 計 (C)	

(4) 附属器具等使用料

区 分	単 価	数 量	金 額
	円		
	円		
		小 計 (D)	

(5) その他

区 分	単 価	数 量	金 額
	円		
	円		
	円		
		小 計 (E)	

(6) 入園料 (入園料納付済みの場合は不要)

区 分		単 価	人 数	金 額
個人	大人	円		
	小人	円		
団体	大人	円		
	小人	円		
			小計 (F)	

合計金額 (A) ~ (F)

様式第16号の4(第3条関係)

岡山市指令 第 号
年 月 日

なださきレークサイドパーク使用(変更)許可書

様

岡 山 市 長 印

岡山市公園条例第8条の規定により、次のとおり(変更)許可する。

使 用 目 的		使 用 人 数	人
使 用 日 時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで		
使 用 区 分	西広場 ・ 中央広場 ・ 東広場		
使 用 料	円		
許可条件 1 許可を受けた目的以外に施設を使用し、又は使用する権利を譲渡し、若しくは転貸することはできない。 2 職員の指示に従う。 3 使用時間を厳守する。			

様式第16号の5(第3条関係)

岡山市指令 第 号
年 月 日

体験学習施設百花プラザ使用(変更)許可書

様

岡 山 市 長 印

岡山市公園条例第8条の規定により、次のとおり(変更)許可する。

使 用 目 的			
使 用 日		使 用 人 数	人
使 用 施 設 及 び 使 用 時 間	研修室1	～	(時間)
	研修室2	～	(時間)
	実習室	～	(時間)
	美術工芸室	～	(時間)
	実技室	～	(時間)
	みどりの相談室	～	(時間)
	控室1	～	(時間)
	控室2	～	(時間)
	ホワイエ	～	(時間)
	会議室	～	(時間)
	ふれあいルーム	～	(時間)
	和室1	～	(時間)
	和室2	～	(時間)
	談話ホール	～	(時間)
	多目的ホール	～	(時間) (全面・1/2・1/4)

入場料徴収の有無	有(最高入場料 円) ・ 無
区 分	A アマチュア団体(スポーツ及び文化団体に限る。)又は大学生以下の者による催物 B A以外の催物で営利又は宣伝を目的としないもの C A及びB以外の催物
附属設備器具使用の有無	有 (別紙) ・ 無
使 用 料	円
使用責任者及び連絡場所	
摘 要	

(別紙)

附属設備器具使用表

○附属器具使用

品 名	数 量	品 名	数 量
可 動 椅 子	回	ピ ア ノ	回
プ ロ ジ ェ ク タ ー	回	スクリーン(折畳移動式)	回
袖 舞 台 (片 袖 分)	回	ひ な 壇 (2 段 5 連 分)	回
バトミントンネット及び支柱(1面分)	回	卓 球 台 (1 台 分)	回
屋 外 テ ン ト (1 張 分)	回	モ ニ タ ー	回

○設備使用(※区分欄には○を記入して下さい。)

冷 暖 房 使 用	有 ・ 無	備 考
ミキサー室内専用使用	有 ・ 無	
時 間 外 使 用	有 ・ 無	

(注)使用につきましては「使用の手引き」をよくお読みになつて下さい。

様式第16号の6(第3条関係)

岡山市指令 第 号
年 月 日

北長瀬未来ふれあい総合公園多目的広場使用(変更)許可書

様

岡山市長 

岡山市公園条例第8条第2項の規定により、次のとおり(変更)許可する。

使 用 目 的	
使 用 日 時	年 月 日(曜日) 時～ 時 (日間) 年 月 日(曜日) 時～ 時
使 用 内 容	1/3 1/3×2面 1/2 全面 照明
使 用 料	円(納期)
使用責任者 及び連絡場所	
摘 要	
条 件	1. 使用に際しては、職員の指示に従うこと。 2. 使用料を納期までに納付しないときは、使用の許可を取り消すことがある。 3. 事前の使用の方法について、岡山ドーム職員と十分打ち合わせるこ と。 4. 準備及び撤去は、申請者が行うこと。

様式第17号(第3条関係)

岡山市指令 第 号
年 月 日

有料公園施設使用(変更)許可書

様

岡山市長 印

年 月 日付けで申請のあつた有料公園施設の使用について、次のとおり(変更)許可します。

1	有 料 公 園 施設名						
2	使 用 目 的						
3	使用団体名 及び人数						
4	使 用 日 時 及 び 使用区分	使用日時					区分
		年	月	日	時から	時まで	
		年	月	日	時から	時まで	
		年	月	日	時から	時まで	
		年	月	日	時から	時まで	
		年	月	日	時から	時まで	
		年	月	日	時から	時まで	
		年	月	日	時から	時まで	
5	使用料金	金					円
6	そ の 他 参考事項						

その1

(裏 面)

岡山市総合文化体育館
柔・剣道場利用券

使用上の注意

この券は再発行しません。

その2

(裏 面)

岡山市総合文化体育館
弓 道 場

使用上の注意

この券は再発行しません。

その3

(裏 面)

岡山市総合文化体育館
トレーニング室利用券

使用上の注意

- 1 トレーニング室使用心得を遵守すること。
- 2 この券は、再発行しません。

(注) 地色は水色

様式第19号(第3条関係)

(表 面)

会

員

証

(裏 面)

第 号	
岡山市総合文化体育館柔・剣・弓道場会員証	
住 所	
氏 名	(歳)
有効期間	
年 月 日から	
年 月 日まで	
年 月 日	
岡 山 市	

<入館者心得>
注 意
1 入館の時は、この券を受付の係員にお見せください。
2 この券の使用は記名人に限ります。
3 この券は、再発行しません。
4 この券により本館を行事等に専用して使用することは できません。

(注) 1 児童・生徒の地色は緑色
2 学生・一般の地色は薄赤色

様式第20号(第3条関係)

そ の 1

No.	テニスコート使用回数券
	一 般 用
	10回 円
	年 月 日まで有効
	年 月 日
	岡 山 市
注意 1 この回数券発行後の払い戻しはいたしません。	
テニスコート使用券 一般用 1時間 (10)	

テニスコート使用券 一般用 1時間 (3)	
テニスコート使用券 一般用 1時間 (2)	
テニスコート使用券 一般用 1時間 (1)	

そ の 2

No.	テニスコート使用回数券
	学 生 用
	10回 円
	年 月 日まで有効
	年 月 日
	岡 山 市
注意 1 この回数券発行後の払い戻しはいたしません。	
テニスコート使用券 学生用 1時間 (10)	

テニスコート使用券 学生用 1時間 (3)	
テニスコート使用券 学生用 1時間 (2)	
テニスコート使用券 学生用 1時間 (1)	

様式第20号の2(第3条関係)

入園券

半田山植物園 原 符	岡山市半田山植物園入園券
---------------	--------------

団体割引入園券

複写式

岡 山 市 半 田 山 植 物 園 団 体 入 園 券		
第 号	年 月 日	
団 体 名		
種 別	人 員	入 園 料
	名	円
計		
領収済		

様式第20号の3(第3条関係)

(表)

岡山市半田山植物園			
年 間 パ ス ポ ー ト			
番号			
氏名	(歳)		
有効期限	年	月	日まで

(裏)

1 パスポートの再発行，払戻しはいたしません。	
2 記名本人に限り有効です。	
本人以外に譲渡することはできません。	
3 入園の際は，本パスポートを受付にご提示ください。	
4 本パスポート以外に身分証等の提示をお願いすることがあります。	
開園時間	
休 園 日	
岡 山 市	

様式第20号の4(第3条関係)

神崎山公園競技場利用券

円

使 用 上 の 注 意

- 1 この券は再発行しません。
- 2 陸上競技に利用する場合に有効です。

(注) 地色は高校生以下の者にあつては水色，一般にあつては肌色

様式第20号の5(第3条関係)

そ の 1

No.	神崎山公園競技場利用回数券
	一 般 用
	10回 円
	年 月 日まで有効
	年 月 日
	岡 山 市
注意 1 この回数券発行後の払い戻しはいたしません。 2 陸上競技に利用する場合に有効です。	
神崎山公園競技場利用券	
一 般 用	2時間(10)

そ の 2

No.	神崎山公園競技場利用回数券
	学 生 用
	10回 円
	年 月 日まで有効
	年 月 日
	岡 山 市
注意 1 この回数券発行後の払い戻しはいたしません。 2 陸上競技に利用する場合に有効です。	
神崎山公園競技場利用券	
学 生 用	2時間(10)

神崎山公園競技場利用券	
一 般 用	2時間(3)
神崎山公園競技場利用券	
一 般 用	2時間(2)
神崎山公園競技場利用券	
一 般 用	2時間(1)

神崎山公園競技場利用券	
学 生 用	2時間(3)
神崎山公園競技場利用券	
学 生 用	2時間(2)
神崎山公園競技場利用券	
学 生 用	2時間(1)

様式第20号の6(第3条関係)

犬島キャンプ場利用券

円

※この券は再発行しません。

様式第20号の7(第3条関係)

たけべの森	たけべの森 入園券
-------	--------------

様式第 2 0 号の 8（第 3 条関係）

たけべの森公園キャンプ場利用券
円

※この券は再発行しません。

様式第20号の9(第3条関係)

たけべの森 かぶとむしどーむ	たけべの森 かぶとむしどーむ 入場券
-------------------	--------------------------

様式第20号の10(第3条関係)

たけべの森 レジャープール	たけべの森 レジャープール 入場券
------------------	-------------------------

様式第20号の11(第4条の3関係)

保 管 工 作 物 等 一 覧 簿							
整理番号	保管した工作物等		保管した工作物等が 放置されていた場所	除却した 年月日時	保管を始めた 年 月 日	保管の場所	備 考
	名称又は種類	数 量					

様式第20号の12(第4条の5関係)

		年 月 日
受 領 書		
岡山市長 様		
		返還を受けた者
		住 所
		氏 名
下記のとおり工作物等又は当該売却金の返還を受けました。		
返還を受けた日時		
返還を受けた場所		
返還を受けた工作物等	整 理 番 号	
	名称又は種類	
	数 量	
返還を受けた金額		

様式第21号(第5条関係)

公園施設設置(占用)工事完了届

年 月 日

岡山市長 様

届出人 住 所
氏 名

次のとおり工事が完了したので、岡山市公園条例第17条の規定によりお届けします。

1	公園の名称
2	許可の年月日及び番号
3	公園施設又は占用工作物その他の物件又は施設
4	工事着手及び完了年月日
5	その他必要な事項

様式第22号(第5条関係)

公園施設設置(管理, 占用)廃止届

年 月 日

岡山市長 様

届出人 住 所
氏 名

公園施設の設置(管理, 占用)を廃止したので、岡山市公園条例第17条の規定によりお
届けします。

1	公園の名称
2	廃止する公園施設又は占用工作物その他の物件又は施設
3	既に受けた許可の年月日, 許可番号及び許可期間
4	廃止の理由
5	廃止年月日
6	原状回復の方法
7	その他必要な事項

様式第23号(第5条関係)

公 園 原 状 回 復 届

年 月 日

岡山市長 様

届出人 住 所
氏 名

次のとおり公園を原状に回復したので、岡山市公園条例第17条の規定によりお届けします。

1	公園の名称
2	許可年月日及び番号
3	許可の種別
4	原状回復の理由
5	工事着手及び完了年月日
6	その他必要な事項

様式第24号(第5条関係)

指 示 工 事 完 了 届

年 月 日

岡山市長 様

届出人 住 所
氏 名

下記のとおり命ぜられた工事を完了したので、岡山市公園条例第17条の規定によりお届けします。

記

1	公園の名称
3	完了した工事の内容
4	工事着手及び完了年月日
5	その他必要な事項

様式第25号(第11条関係)

(表)

鳥城公園 駐車場

← 駐 車 券

- この駐車券は出場の際に必要です。
- 利用時間は午前8時～午後10時までです。
- 利用時間以外は車の入場、出場はできません。
- 岡山市丸の内 2-3 ☎

(裏)

注 意 事 項

- この券は 折り曲げたり、紛失しないよう大切にしてください。
- 当駐車場における事故、盗難については、一切責任を負いません。
- この駐車券を紛失、破損したときは規定の料金をいただきます。
- 駐車料金は最初の1時間まで300円です。
以後30分につき100円の追加となります。

様式第26号(第11条関係)

(表)

半田山植物園駐車場

←

駐車券

・この駐車券は出場の際に必要です。

・利用時間は午前9時から午後4時30分までです。

・岡山市北区法界院3-1 ㊦

(裏)

注意事項

・この券は折り曲げたり、紛失しないよう大切にしてください。

・当駐車場における事故、盗難については、一切責任を負いません。

・この駐車券を紛失、破損したときは規定の料金をいただきます。

様式第27号(第11条関係)



駐 車 券

- 駐車料金
最初の 2 時間までは無料です。
以後 1 時間につき 100 円です。
- この券は出場の際必要です。
折り曲げたり紛失しないよう
ご注意ください。
- 本券を紛失、破損した時は規
定の料金をいただきます。
- 場内での事故、災害、盗難等
については一切の責任を負い
ません。

浦安総合公園 駐車場

様式第28号(第11条関係)



駐 車 券

北長瀬未来ふれあい総合公園駐車場

- この券は出場の際必要です。折り曲げたり紛失しないようご注意ください。
- 本券を紛失、破損した時は規定の料金をいただきます。
- 場内での事故、災害、盗難等については一切の責任を負いません。

LA12859

様式第 1 号（第 1 条の 4 関係）

様式第 1 号の 2（第 2 条関係）

様式第 2 号（第 2 条関係）

様式第 3 号（第 2 条関係）

様式第 4 号（第 2 条関係）

様式第 5 号（第 2 条関係）

様式第 6 号（第 2 条関係）

様式第 7 号（第 2 条関係）

様式第 8 号（第 2 条関係）

様式第 9 号（第 2 条関係）

様式第 10 号（第 2 条関係）

様式第 11 号（第 2 条関係）

様式第 12 号（第 2 条関係）

様式第 13 号（第 3 条関係）

様式第 13 号の 2（第 3 条関係）

様式第 13 号の 3（第 3 条関係）

様式第 13 号の 4（第 3 条関係）

様式第 13 号の 5（第 3 条関係）

様式第 13 号の 6（第 3 条関係）

様式第 14 号（第 3 条関係）

様式第 15 号（第 3 条関係）

様式第 15 号の 2（第 3 条関係）

様式第 16 号（第 3 条関係）

様式第 16 号の 2（第 3 条関係）

様式第 16 号の 3（第 3 条関係）

様式第 16 号の 4（第 3 条関係）

様式第 16 号の 5（第 3 条関係）

様式第 16 号の 6（第 3 条関係）

様式第 17 号（第 3 条関係）

様式第 18 号（第 3 条関係）

様式第 19 号（第 3 条関係）

様式第 20 号（第 3 条関係）

様式第 20 号の 2（第 3 条関係）

様式第 20 号の 3（第 3 条関係）

様式第 20 号の 4（第 3 条関係）

様式第 20 号の 5（第 3 条関係）

様式第 20 号の 6（第 3 条関係）

様式第 20 号の 7（第 3 条関係）

様式第 20 号の 8（第 3 条関係）

様式第 20 号の 9（第 3 条関係）

様式第 20 号の 10（第 3 条関係）

様式第 20 号の 11（第 4 条の 3 関係）

様式第 20 号の 12（第 4 条の 5 関係）

様式第 21 号（第 5 条関係）

様式第 22 号（第 5 条関係）

様式第 23 号（第 5 条関係）

様式第 24 号（第 5 条関係）

様式第 25 号（第 11 条関係）

様式第 26 号（第 11 条関係）

様式第 27 号（第 11 条関係）

様式第 28 号（第 11 条関係）

収支一覧表(過去3年度分)

(単位:円/税込)

	科目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
支出	人件費	61,257,681	59,507,344	62,427,955
	消耗品費	4,698,191	4,128,726	5,103,281
	燃料費	557,868	767,707	860,638
	印刷製本費	73,700	53,515	54,450
	光熱水費	39,878,502	40,414,455	31,144,309
	修繕費	4,463,730	3,086,095	1,908,020
	保険料	0	278,720	383,768
	通信運搬費	1,186,823	1,278,679	1,245,629
	手数料	0	124,520	15,180
	委託料	40,493,695	38,699,184	43,304,079
	使用料及び賃借料	1,870,880	1,942,280	2,013,680
	原材料費	0	214,500	1,241,780
	備品購入費	1,061,142	434,060	535,440
	公課費	0	32,000	14,420
	雑費	720,368	525,162	1,201,937
	業務継続支援金返金分		200,000	0
	支出合計(A)	156,262,580	151,686,947	151,454,566
収入	利用料金収入	35,160,931	33,387,808	35,665,238
	自主事業からの繰入金	3,578,345	3,774,298	4,370,511
	業務継続支援金収入	12,900,000	6,760,000	0
	奥市トイレ圧送ポンプ電気	69,171	0	178,708
	その他	202,409	8,161	2,409
	収入合計(B)	51,910,856	43,930,267	40,216,866
(B) - (A) = (C)		-104,351,724	-107,756,680	-111,237,700
指定管理料(D)		105,800,000	105,800,000	105,800,000
(C) + (D)		1,448,276	-1,956,680	-5,437,700

利用状況表(過去3年度分)

単位:人

施設利用	施設名		令和4年度	令和5年度	令和6年度	3ヶ年平均
	奥市公園補助野球場		24,087	14,336	15,121	17,848
	奥市公園野球場		34,111	18,125	20,296	24,177
	奥市公園相撲場		450	420	387	419
	当新田公園サッカー場		55,523	42,268	41,709	46,500
	二日市公園テニスコート		17,467	16,261	20,966	18,231
	向州公園補助野球場		4,427	5,115	3,432	4,325
	向州公園テニスコート		26,865	21,409	20,935	23,070
	上道公園野球場		17,443	12,313	8,124	12,627
	神崎山公園競技場	競技場	16,007	15,768	15,594	15,790
		サッカー場	2,080	4,290	3,929	3,433
	瀬戸町総合運動公園	メインアリーナ	34,288	36,614	37,530	36,144
		サブアリーナ	20,502	23,170	18,060	20,577
		研修室・会議室	7,520	7,313	5,677	6,837
		テニスコート	16,133	16,406	17,338	16,626
		野球場	17,419	20,263	14,030	17,237
		多目的グラウンド	18,309	18,958	19,872	19,046
	江尻レストパーク	研修室	14,583	21,532	17,411	17,842
		多目的広場	27,373	32,961	28,884	29,739
		レクリエーション広場	6,639	13,036	8,539	9,405
	カヌー艇庫		80	85	70	78
	足守テニスコート		3,056	2,285	1,380	2,240
	牟佐スポーツ広場	多目的広場	6,232	6,280	5,393	5,968
		テニスコート	7,977	7,632	8,023	7,877
	西大寺武道館	武道館	75,536	74,282	77,383	75,734
		会議室	5,327	4,914	6,316	5,519
	野山武道館	武道館	10,902	10,368	14,425	11,898
		テニスコート	5,405	5,298	4,454	5,052
	吉備津弓道場		1,151	2,582	2,258	1,997
	小串スポーツ広場	多目的広場	2,980	3,578	3,352	3,303
		テニスコート	2,644	3,224	2,635	2,834
	桑野スポーツ広場		19,853	18,546	17,554	18,651
	財田スポーツ広場	多目的広場	6,920			6,920
		サッカー場	15,350	13,500	12,140	13,663
	興除テニスコート		14,508	12,251	12,509	13,089
	灘崎体育センター		15,096	16,523	15,712	15,777
	灘崎野球場		9,598	2,549	8,043	6,730
	旭東テニスコート		7,451	8,141	10,074	8,555
	山田グリーンパーク		22,964	23,787	22,914	23,222
	利用者計		594,256	556,383	542,469	564,369

委託業務一覧(令和7年度)

●岡山市社会体育施設25施設

委託内容	契約期間等	備考
夜間機械警備業務委託	令和3年4月1日～令和8年3月31日	奥市公園野球場・西大寺武道館・神崎山公園競技場・野山武道館及びテニスコート・旭東テニスコート・小串スポーツ広場・桑野スポーツ広場・財田スポーツ広場・興除テニスコート・牟佐スポーツ広場・当新田公園サッカー場・二日市公園テニスコート・向州公園補助野球場及びテニスコート・上道公園野球場・足守テニスコート・吉備津弓道場・瀬崎体育センター・瀬崎野球場・瀬戸町総合運動公園・江尻レストパーク
自家用電気工作物保安全管理業務委託	令和7年4月1日～令和8年3月31日	瀬戸町江尻レストパーク・上道公園野球場・瀬戸町総合運動公園・奥市公園野球場・奥市公園補助野球場・当新田公園サッカー場・瀬崎野球場・向州公園補助野球場
芝保全業務委託	令和7年4月1日～令和8年3月31日	奥市公園野球場・財田スポーツ広場・神崎山公園競技場・瀬戸町総合運動公園・瀬崎野球場・山田グリーンパーク野球場
消防設備保守点検業務委託	令和7年4月1日～令和8年3月31日	西大寺武道館・神崎山公園競技場・野山武道館・瀬崎体育センター・瀬戸町総合運動公園・江尻レストパーク・瀬戸町カヌー艇庫
防火対象物定期点検業務委託	令和7年1月1日～令和7年12月31日	西大寺武道館・神崎山公園競技場・野山武道館・瀬崎体育センター・瀬戸町総合運動公園・江尻レストパーク・瀬戸町カヌー艇庫
建物清掃業務委託	令和7年4月1日～令和8年3月31日	瀬戸町総合運動公園・江尻レストパーク
浄化槽の保守点検・水質に関する検査及び清掃業務委託	令和7年4月1日～令和8年3月31日	瀬戸町カヌー艇庫
日常点検及び清掃業務委託	令和7年4月1日～令和8年3月31日	足守テニスコート・吉備津弓道場・桑野スポーツ広場・江尻レストパーク
産業廃棄物収集・運搬及び処理委託	令和7年4月1日～令和8年3月31日	瀬戸町総合運動公園
一般廃棄物搬出処理業務委託	令和7年4月1日～令和8年3月31日	山田グリーンパーク
園地管理作業委託	令和7年4月1日～令和8年3月31日	山田グリーンパーク・奥市公園野球場及び相撲場・瀬戸町総合運動公園
貯水槽清掃業務委託	令和7年4月1日～令和8年3月31日	山田グリーンパーク
遊具点検業務委託	令和7年4月1日～令和8年3月31日	山田グリーンパーク・瀬戸町総合運動公園
施設管理運営業務委託	令和7年4月1日～令和8年3月31日	山田グリーンパーク(ローラースケート場)
空調・冷暖房設備点検保守業務委託	1回実施/年	瀬戸町総合運動公園
浄化槽の保守点検及び清掃業務委託	12回実施/年	野山武道館
し尿収集委託	6回実施/年	桑野スポーツ広場・牟佐スポーツ広場

光熱水費実績一覧表(過去3年度分)

(単位:円)

費目	平成4年度	平成5年度	平成6年度	3ヶ年平均
光熱水費(25施設)	39,878,502	40,414,455	31,144,309	37,145,755

修繕・工事实績一覧表(過去3年度分)

(単位:円)

令和4年度		金額	令和5年度		金額	令和6年度		金額
奥市公園野球場	管理棟エアコン新設工事	217,800	奥市公園野球場	本球場ダグアウト照明取替工事	243,100	奥市公園野球場	ロールスクリーン取替工事	119,350
奥市公園野球場	管理棟エアコン電源工事	31,900	奥市公園野球場	散水栓交換	15,400	奥市公園野球場	グラウンド漏水調査工事,修繕工事	480,000
奥市公園野球場	管理棟休憩室クロス張替え	133,000	奥市公園野球場	補助野球場散水栓BOX交換工事	8,800	二日市公園テニスコート	照明漏電修理	63,800
二日市公園テニスコート	電灯取替作業	1,221,000	奥市公園野球場	本球場控室ドアノブ取替修繕	23,650	向州公園テニスコート	No15,21照明修繕	64,900
二日市公園テニスコート	テニスコート球取替作業	47,300	二日市公園テニスコート	入口段差解消工事	115,500	神崎山公園競技場	管理棟照明器具取替工事	38,500
向州公園テニスコート	テニスコート球取替作業	47,300	二日市公園テニスコート	20番球取替・6番11番LED照明角度調整工事	63,800	西大寺武道館	オペレーター窓操作部修繕工事	187,000
神崎山公園競技場	管理棟トイレ水栓取替工事	75,680	二日市公園テニスコート	6番11番LED照明角度調整工事	55,000	西大寺武道館	女子トイレスイッチ廊下照明取替	122,100
神崎山公園競技場	管理棟ホール照明工事	193,600	向州公園テニスコート	17番不点灯箇所球取替作業	53,900	灘崎野球場	管理棟小便器修繕	25,300
神崎山公園競技場	管理棟男子トイレ水漏れ修繕	34,870	向州公園テニスコート	1番コート球取替工事	50,600	瀬戸町総合運動公園	のびのび広場ステージ横トイレ排水管詰り抜き作業	198,330
神崎山公園競技場	管理棟入口ロールスクリーン取替工事	44,000	向州公園補助野球場	キュービクル換気扇用温度スイッチ取替工事	13,508	瀬戸町総合運動公園	体育館男子ロッカーシャワー	44,000
神崎山公園競技場	B倉庫3番シャッター鍵付スラット取替工事	41,800	神崎山公園競技場	連発ピストルケーブル・子機親機修繕	99,050	瀬戸町総合運動公園	野球場散水栓修理	11,000
牟佐スポーツ広場	駐車場区画線修繕工事	385,000	西大寺武道館	トイレ排水管詰まり解消工事	781,000	瀬戸町総合運動公園	バスケットゴール枠修理	84,920
西大寺武道館	館内廊下照明工事	40,700	西大寺武道館	女子更衣室スイッチ取替工事	20,680	瀬戸町江尻レストパーク	多目的トイレ手洗い洗面器取替工事	150,700
西大寺武道館	オペレーター窓操作部修繕	185,680	野山武道館テニスコート	テニスラインテープ張り替え工事	161,700	瀬戸町江尻レストパーク	多目的グラウンド照明修繕2か所	119,900
西大寺武道館	厨房,男子トイレ,控室換気扇,取替工事	159,500	吉備津弓道場	弓道場の築山整備工事	112,200	山田グリーンパーク	街路灯漏電修理	149,600
西大寺武道館	男子更衣室手洗い器取替工事	69,300	小串スポーツ広場	駐車場舗装修繕工事	104,500	山田グリーンパーク	野球場ホームベース交換設置工事	48,620
興除テニスコート	テニスコートトイレ水漏れ修繕	30,140	桑野スポーツ広場	トイレドアノブ修繕	13,200			
旭東テニスコート	更衣室鍵修繕	22,770	灘崎体育センター	体育館裏スロープ補修工事	34,650			
灘崎体育センター	天井照明蓋取付工事,電球交換	93,500	灘崎体育センター	暗幕カーテン取替工事	260,667			
灘崎体育センター	消防用設備改修(消火器新設)	6,050	瀬戸町総合運動公園	排水管詰まり抜き作業	55,660			
瀬戸町総合運動公園	排水管詰り抜き作業	124,300	瀬戸町総合運動公園	トイレ排気ファンVベルト取替作業	16,500			
瀬戸町総合運動公園	トレーニングルームコンプレッサー修繕	58,300	瀬戸町総合運動公園	体育館2階男子トイレ小便器センサー弁修理	115,500			
瀬戸町総合運動公園	野球場仮設スイッチ取付工事	88,000	瀬戸町総合運動公園	野球場音響スピーカー取替工事	167,475			
瀬戸町総合運動公園	照明修繕	30,800	瀬戸町総合運動公園	女子更衣室シャワー水栓金具漏水修繕	51,700			
瀬戸町江尻レストパーク	倉庫鍵解錠&修繕	13,200	瀬戸町総合運動公園	サッカーゴール修繕	63,800			
瀬戸町江尻レストパーク	ホッケーゴール修理溶接	15,400	瀬戸町総合運動公園	キュービクル換気扇取替工事	44,325			
瀬戸町江尻レストパーク	ホッケーゴール修繕	12,500	瀬戸町総合運動公園	高所ランプ取替修繕	39,050			
瀬戸町江尻レストパーク	南側自動ドア修繕	33,000	瀬戸町江尻レストパーク	製氷機修繕	86,570			
瀬戸町江尻レストパーク	研修室エアコン室外機ファンガード取替工事	46,200	瀬戸町江尻レストパーク	男子トイレ部品取替工事	9,900			
瀬戸町江尻レストパーク	ホッケーゴール修繕	13,600	山田グリーンパーク	テニスコート女子トイレ修繕	36,850			
山田グリーンパーク	ブランコ塗装修繕	279,400	山田グリーンパーク	スケートパーク漏電調査・自動点滅器取替工事	38,500			
山田グリーンパーク	スケートボード場土間目地修繕	437,800	瀬戸町総合運動公園	テニスコート・体育館駐車場球取替作業	78,100			
山田グリーンパーク	園内トイレ水漏れ修繕	53,240	瀬戸町江尻レストパーク	球取替作業				
瀬戸町総合運動公園	消防用設備改修	36,300	瀬戸町総合運動公園	消防用設備改修	51,260			
瀬戸町江尻レストパーク			瀬戸町カヌー艇庫					
神崎山公園競技場			瀬戸町江尻レストパーク					
瀬戸町江尻レストパーク			西大寺武道館					
瀬戸町総合運動公園	照明修繕	140,800						
計		4,463,730	計		3,086,095	計		1,908,020

支出予算費目一覧

区分	費目	内容等
人件費	報酬	外部講師等指導報酬
	給料	正規社員等給料等
	職員手当等	扶養・通勤・賞与・児童・その他諸手当等
	法定福利費	年金・健保・雇用保険・労災保険等
	福利厚生費	健康診断等
	報償費	講演会・研修会等謝礼金
	旅費	移動費・駐車場代・出張旅費等
交際費	交際費	接待交際費
需用費	消耗品費 ※取得金額5万円未満(税込)	施設用消耗品(電球・トイレトーパー・洗剤等)・事務用品(用紙・文房具等)・新聞雑誌等
	燃料費	ガソリン・灯油等
	食糧費	会議・接待用等の茶菓子代、弁当代等
	印刷製本費	施設パンフレット・ポスター等の印刷製本代等
	光熱水費	電気・都市ガス・水道等の使用料
	修繕料	施設・設備・備品等の修繕費
役務費	通信運搬費	郵便料(切手代等)・電話料・運搬料(運送、荷造料)等
	広告料	新聞雑誌等の広告宣伝費
	手数料	各種検査等手数料
	保険料	賠償責任・傷害保険・車両任意保険料等
委託料	委託料	施設警備・清掃・保守点検等委託料
使用料・賃借料	使用料・賃借料	テレビ受信料・機械器具等借上料等
原材料費	原材料費	原材料購入費
備品購入費	事業用器具費 ※取得金額5万円以上(税込)	施設備品購入費
負担金	負担金	各種負担金(研修受講・県協会等)
公課費	公課費	消費税・印紙税・自動車重量税等
賠償金	賠償金	慰謝料・示談金・見舞金等
雑費	雑費	振込手数料等

施設名			区分			利用料金
奥市公園	野球場	専用使用			6,288	
		その他の使用			786	
		夜間照明			3,143	
	補助野球場	専用使用			2,512	
		その他の使用			314	
		夜間照明			2,095	
当新田公園	サッカー場	専用使用	午前		2,514	
			午後		3,143	
			全日		5,029	
		その他の使用			786	
		夜間照明			2,095	
二日市公園テニスコート	テニスコート	高校生以下の者			126	
		その他の者			210	
		夜間照明			419	
向州公園	補助野球場	専用使用			2,512	
		その他の使用			314	
		夜間照明			2,095	
	テニスコート	高校生以下の者			126	
		その他の者			210	
		夜間照明			419	
上道公園	野球場	専用使用			2,512	
		その他の使用			314	
		夜間照明			1,571	
神崎山公園	競技場	専用使用	全面	午前	5,238	
				午後	7,857	
				全日	10,476	
		個人使用	インフィールドのみ		1,571	
			高校生以下の者	2時間につき	73	
			その他の者	2時間につき	105	
			高校生以下の者	1面1時間につき	126	
			その他の者	1面1時間につき	210	
足守テニスコート		夜間照明	1面1時間につき	419		
		高校生以下の者	1面1時間につき	126		
		その他の者	1面1時間につき	210		
牟佐スポーツ広場	テニスコート	高校生以下の者	1面1時間につき	126		
		その他の者	1面1時間につき	210		
	多目的広場	1面1時間につき	314			
西大寺武道館	剣道場、柔道場	個人	高校生以下の者	1人1時間につき	63	
			その他の者	1人1時間につき	105	
		専用使用	高校生以下の者	1時間につき	377	
			その他の者	1時間につき	629	
			スポーツ以外の使用	1時間につき	1,257	
			剣道場(1)	1時間につき	1,200	
	暖冷房設備	剣道場(2)	1時間につき	1,100		
		柔道場	1時間につき	700		
	会議室		1時間につき	524		
	全館	専用使用	高校生以下の者	1時間につき	1,048	
			その他の者	1時間につき	1,750	
			スポーツ以外の使用	1時間につき	3,499	
	野山武道館	剣道場	個人	高校生以下の者	1人1時間につき	31
その他の者				1人1時間につき	52	
専用使用			高校生以下の者	1時間につき	189	
			その他の者	1時間につき	314	
			スポーツ以外の使用	1時間につき	629	
柔道場		個人	高校生以下の者	1人1時間につき	31	
			その他の者	1人1時間につき	52	
		専用使用	高校生以下の者	1時間につき	377	
			その他の者	1時間につき	629	
			スポーツ以外の使用	1時間につき	1,257	
全館		専用使用	高校生以下の者	1時間につき	524	
	その他の者		1時間につき	880		
	スポーツ以外の使用		1時間につき	1,750		
テニスコート	高校生以下の者	1面1時間につき	126			
	その他の者	1面1時間につき	210			
吉備津弓道場	個人	高校生以下の者	1人1時間につき	31		
		その他の者	1人1時間につき	52		
		専用使用	高校生以下の者	1時間につき	524	
		その他の者	1時間につき	880		
小串スポーツ広場	テニスコート	高校生以下の者	1面1時間につき	126		
		その他の者	1面1時間につき	210		
	多目的広場	1面1時間につき	314			
桑野スポーツ広場	多目的広場	1面1日につき	2,512			
		1時間につき	314			
		1日につき	2,512			
財田スポーツ広場	サッカー場	専用使用	午前	5,029		
			午後	6,286		
			1日	10,057		
		その他の使用	1時間につき	1,571		

興除テニスコート		高校生以下の者		1面1時間につき	126		
		その他の者		1面1時間につき	210		
旭東テニスコート		高校生以下の者		1面1時間につき	126		
		その他の者		1面1時間につき	210		
灘崎野球場		専用使用	1日につき		8,384		
			1時間につき		1,048		
		夜間照明	1時間につき		4,191		
灘崎体育センター		スポーツに使用する場合		1時間につき	314		
		スポーツに以外に使用する場合		1時間につき	629		
瀬戸町総合運動公園	体育館施設使用料 (65歳以上及び高校生以下の使用料は2分の1の額)	メインアリーナ	全面使用	アマチュアスポーツ		入場料徴収しない	1,257
				入場料徴収		12,571	
			アマチュアスポーツ以外	入場料徴収しない	平日	1,886	
					土・日・休日	2,514	
				入場料徴収	平日	18,857	
					土・日・休日	25,143	
		部分使用	床面積の2分の1を超え3分の2以下を使用		全面使用の3分の2の額		
			床面積の3分の1を超え2分の1以下を使用		全面使用の2分の1の額		
			床面積の3分の1以下を使用		全面使用の3分の1の額		
			バトミントンコート1面又は卓球台1台につき		105		
		サブアリーナ	アマチュアスポーツ		419		
			アマチュアスポーツ以外		838		
		部分使用	床面積の2分の1以下を使用		全面使用の2分の1の額		
			卓球台1台につき		105		
	会議室					210	
	研修室					105	
	体育館	照明設備	メインアリーナ	全面使用	1時間につき	1,886	
				床面積の2分の1を超え3分の2以下を使用	1時間につき	1,257	
				床面積の3分の1を超え2分の1以下を使用	1時間につき	943	
			サブアリーナ	床面積の3分の1以下を使用	1時間につき	629	
				バトミントンコート1面又は卓球台1台につき	1時間につき	157	
				全面使用	1時間につき	419	
		トレーニング機器	1人1月につき		314		
			1人1回につき		105		
		冷暖房設備	会議室	1時間につき	105		
			研修室	1時間につき	105		
		放送設備	1回につき		524		
		長机	1脚1回につき		22		
		いす	1脚1回につき		11		
		フロアシート	1枚1回につき		52		
		施設使用料	野球場(65歳以上及び高校生以下の使用料は2分の1の額)		1時間につき	1,676	
			夜間照明		1時間につき	4,191	
	多目的グラウンド(65歳以上及び高校生以下の使用料は2分の1の額)		1時間につき	524			
	夜間照明		1時間につき	2,619			
	テニスコート(65歳以上及び高校生以下の使用料は2分の1の額)		1時間につき	210			
	夜間照明		1時間につき	419			
	野外ステージ(入場料を徴収する場合に限る) (65歳以上及び高校生以下の使用料は2分の1の額)		1時間につき	2,095			
	江尻レストパーク	研修室(65歳以上及び高校生以下の使用料は2分の1の額)		1時間につき	105		
		研修室冷暖房料		1時間につき	105		
		多目的広場		1時間につき	524		
ラインパウダー		10kgにつき	3,143				
多目的広場夜間照明		1時間につき	2,095				
屋根付広場夜間照明		1時間につき	419				
瀬戸町カヌー艇庫		個人	1日につき	157			
		専用使用	1日につき	1,571			
山田グリーンパーク	野球場	専用使用	1日につき	6,288			
		その他の使用	1時間につき	786			
	テニスコート	高校生以下の者	1面1時間につき	314			
		その他の者	1面1時間につき	419			
	サッカー場兼ソフトボール場	専用使用	1日につき	2,512			
		その他の使用	1時間につき	314			

○岡山市施設予約サービスの利用に関する規則

令和 7 年 3 月 21 日

市規則第 19 号

岡山市施設予約システムの利用に関する規則（平成 28 年市規則第 204 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、公の施設の使用許可申請の手続のうち当該手続に関する他の法令の規定により書面で行うこととしているものを、岡山市施設予約サービス（公の施設の予約状況に関する情報提供及び使用許可の手続を行うための電子情報処理組織（市の使用に係る電子計算機と公の施設を利用しようとするものの使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）をいう。以下同じ。）を利用して行う場合の手続の特例について、必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第 2 条 この規則において対象施設とは、岡山市施設予約サービスを利用して、予約状況の参照及び使用許可申請等の手続を行うことができる公の施設をいう。

（利用者情報の登録）

第 3 条 岡山市施設予約サービスによる公の施設の使用許可申請（以下「電子許可申請」という。）を行おうとする個人又は団体は、あらかじめ別表の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の利用者情報の欄に掲げる項目（以下「利用者情報」という。）を岡山市施設予約サービスに登録しなければならない。

2 前項の団体については、次のように区分するものとする。

（1） 一般団体 10 人以上の構成員を有する団体

（2） 小団体 10 人未満の構成員を有する団体

（貸与等の禁止）

第 4 条 前条第 1 項の規定により登録を行った個人又は団体（以下「利用者」という。）は、当該登録によって得られた資格を第三者に貸与し、又は譲渡してはならない。

（利用者情報の変更等）

第 5 条 利用者は、利用者情報の登録事項に変更がある場合又は利用者情報を削除する場

合は、速やかに変更又は削除を行わなければならない。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、利用者から利用者情報の削除依頼があったときは、当該利用者の利用者情報を削除しなければならない。

(利用停止等)

第6条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、期間を定めて岡山市施設予約サービスの利用を停止し、又は利用者情報を削除することができる。

(1) この規則又は対象施設の管理について規定する条例若しくは規則等の規定に違反した場合

(2) 他の利用者の利用の妨げとなることが認められる場合

(3) 公序良俗に反し、又は反社会的な活動を目的としていることが認められる場合

(4) 対象施設の管理者が指定する期間内に使用料又は利用料金を納付しなかった場合

(5) 偽りその他不正な手段により利用者情報の登録を行った場合

(6) その他市長が不相当と認める場合

- 2 市長は、前項の規定により岡山市施設予約サービスの手続の停止又は利用者情報の削除をする場合は、当該利用者に対して、その旨を岡山市施設予約サービスから通知するものとする。

(施設使用申込)

第7条 利用者は、対象施設ごとに、初めて電子許可申請を行う場合は、あらかじめ岡山市施設予約サービスにより当該対象施設に施設使用申込を行わなければならない。ただし、施設使用申込が不要な対象施設については、申込みは不要とする。

- 2 市長は、前項の規定による申込みがあった場合は、利用者情報等を元にこれを審査し、岡山市施設予約サービスに審査の結果を登録するとともに、当該利用者に対して、当該利用者が岡山市施設予約サービスに設定した電子メール受信設定に従い、その旨を岡山市施設予約サービスから電子メールで通知するものとする。

- 3 市長は、前項の規定により結果を登録したときは、遅滞なく次に掲げる事項を岡山市施設予約サービスにより利用者へ通知するものとする。

(1) 利用者が電子許可申請を行うことができる対象施設、名称及び所在地

(2) 使用の可否を抽選により決定する対象施設（以下「抽選対象施設」という。）

であるかどうかの別

(3) その他市長が必要と認める事項

(電子許可申請)

第8条 利用者は、電子許可申請を行う場合は、次に掲げる事項を入力し、送信するものとする。

(1) 利用者のログインID及びパスワード

(2) 予約する施設、室場、備品等

(3) 予約日時

(4) 使用目的

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(対象施設の利用者の決定)

第9条 抽選対象施設を除く対象施設に係る利用者の決定については、使用許可申請の到達順により決定する。

2 抽選対象施設に係る利用者の決定は、市長が指定する期日において、岡山市施設予約サービスの抽選によって決定する。ただし、当該決定をした後の抽選対象施設に係る利用者の決定は、前項の例により決定する。

(対象施設の使用許可事項の登録)

第10条 市長は、対象施設の使用を許可したときは、岡山市施設予約サービスに使用許可に係る事項を登録するものとする。

(使用許可通知の特例)

第11条 電子許可申請に対する対象施設の使用許可の通知は、前条の規定による登録をもってこれに代えるものとし、当該登録をした時に当該電子許可申請をした者に到達したものとみなす。

(対象施設に係る使用許可の取消し等があった場合の措置)

第12条 市長は、対象施設に係る使用許可の取消し又は電子許可申請の取下げがあった場合には、第10条の規定による登録を職権で削除するものとする。

(委任)

第 13 条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行前に改正前の岡山市施設予約システムの利用に関する規則（平成 28 年市規則第 204 号）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後の岡山市施設予約サービスの利用に関する規則の規定に相当の規定があるものは、改正後の岡山市施設予約サービスの利用に関する規則の相当の規定によってしたものとみなす。

別表（第 3 条関係）

区分	利用者情報	説明
個人，団体共通	利用者ログインID	
	パスワード	
	利用者種別	
	利用者区分	個人又は団体
個人	利用者名	
	利用者カナ名	
	メールアドレス	
	郵便番号	
	住所	
	生年月日	
	電話番号	
	保護者氏名	18 歳未満の者（以下「子供」という。）のみ該当
	保護者続柄	子供のみ該当
団体	団体名	
	団体カナ名	
	団体種別	一般団体又は小団体
	団体構成人数	性別ごとに大人（18 歳以上の者をいう。），

	子供の人数
代表者名	
代表者カナ名	
代表者メールアドレス	
代表者郵便番号	
代表者住所	
代表者生年月日	
代表者電話番号	
代表者の保護者氏名	子供のみ該当
代表者の保護者続柄	子供のみ該当
副責任者有無	
副責任者送付有無	副責任者に通知をする場合に該当
副責任者名	副責任者が存在する場合に該当
副責任者カナ名	副責任者が存在する場合に該当
副責任者メールアドレス	副責任者が存在する場合に該当
副責任者郵便番号	副責任者が存在する場合に該当
副責任者住所	副責任者が存在する場合に該当
副責任者生年月日	副責任者が存在する場合に該当
副責任者電話番号	副責任者が存在する場合に該当